
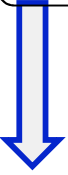
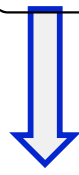




各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

<p>新たな社会的養育の在り方に関する検討会</p> <p>〔 座 長：奥山 眞紀子 座長代理：松本 伊智朗 〕</p>	<p>児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会</p> <p>〔 座 長：吉田 恒雄 〕</p>	<p>子ども家庭福祉人材の専門性確保WG</p> <p>〔 座 長：山縣 文治 座長代理：西澤 哲 〕</p>	<p>市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG</p> <p>〔 座 長：松本 伊智朗 座長代理：井上 登生 〕</p>
<p>平成28年</p> <p>第1回：7月29日（金） ・検討会の開催について ・意見交換</p> <p>第2回：9月16日（金） ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・関係団体ヒアリング</p> <p>第3回：10月7日（金） ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p> <p>第4回：10月21日（金） ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p> <p>第5回：11月18日（金） ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論</p> <p>第6回：11月30日（水） ・関係団体等ヒアリング(追加) ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論</p> <p>第7回：12月28日（水） ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論</p>	<p>第1回：7月25日（月） ・検討会の開催について ・意見交換</p> <p>第2回：8月31日（水） ・第1回検討会におけるご指摘事項等について ・児童相談所への調査項目（案）について ・関係団体、有識者ヒアリング</p> <p>第3回：9月26日（月） ・論点ごとの議論</p> <p>第4回：10月14日（金） ・調査結果に基づく争点整理 ・論点ごとの議論</p> <p>第5回：10月31日（月） ・論点ごとの議論</p> <p>第6回：11月14日（月） ・論点ごとの議論</p> <p>第7回：11月28日（月） ・論点ごとの議論</p> <p>第8回：12月12日（月） ・児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）（案）</p> <p>第9回：12月26日（月） ・特別養子縁組に関する議論 ・有識者等ヒアリング</p>	<p>第1回：7月29日（金） ・WGの開催について ・意見交換</p> <p>第2回：9月2日（金） ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について</p> <p>第3回：10月7日（金） ・研修カリキュラム（たたき台）等について （児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会） ・到達目標等について （児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関専門職研修）</p> <p>第4回：12月9日（金） ・研修カリキュラム（案）等について（要対協調整機関専門職研修） ・児童福祉司等の義務研修等の骨子案について ・共通アセスメントツールについて</p> <p>12月～ 告示・通知等の作成作業</p>	<p>第1回：8月8日（月） ・WGの開催について ・意見交換</p> <p>第2回：9月16日（金） ・今後の進め方のイメージ共有 ・論点整理の確認 ・支援拠点の機能のあり方</p> <p>第3回：10月21日（金） ・運営指針（たたき台）について ・意見交換</p> <p>第4回：11月30日（水） ・運営指針（素案）について ・ガイドライン検討事項骨子(案)等について ・共通アセスメントツールについて</p> <p>第5回：12月21日（水） ・運営指針（案）のとりまとめ ・ガイドライン検討事項（案）について ・共通アセスメントツールについて</p>

<p align="center">新たな社会的養育の 在り方に関する検討会</p> <p align="center">〔 座 長：奥山 眞紀子 座長代理：松本 伊智朗 〕</p> <p>平成29年</p>	<p align="center">児童虐待対応における司法関与及び特 別養子縁組制度の利用促進の 在り方に関する検討会</p> <p align="center">〔 座 長：吉田 恒雄 〕</p>	<p align="center">子ども家庭福祉人材の 専門性確保WG</p> <p align="center">〔 座 長：山縣 文治 座長代理：西澤 哲 〕</p>	<p align="center">市区町村の支援業務の あり方に関する検討WG</p> <p align="center">〔 座 長：松本 伊智朗 座長代理：井上 登生 〕</p>
<p>第8回：1月13日（金） ・在宅支援に関する議論</p>	<p>第10回：1月16日（月） ・特別養子縁組に関する議論 ・有識者ヒアリング</p>	<p>第5回：2月1日（水） ・児童相談所の体制強化について</p>	<p>第6回：2月2月（木） ・ガイドライン（素案）のたたき 台（案）について</p>
<p>第9回：2月1日（水） ・在宅支援に関する議論 ・児童家庭支援センターに関する 議論</p>	<p>第11回：1月30日（月） ・特別養子縁組に関する議論 ・有識者ヒアリング</p>	<p>第6回：3月中（予定） ・児童相談所の体制強化について</p>	<p>3月上旬（予定） ・ガイドライン（素案）について</p>
<p>第10回：2月24日（金） ・個別の論点について議論</p>	<p>第12回：2月13日（月） ・特別養子縁組に関する議論</p>		<p>3月下旬（予定） ・ガイドライン（案）のとりまと め</p>
			

児童虐待対応における司法関与の在り方について

(これまでの議論の整理)

1. はじめに

○ 平成28年3月10日に取りまとめられた「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」において、「要保護児童の保護措置等の手続における裁判所の関与のあり方については、様々な意見が出されたが、児童相談所による保護者指導の緊急性、必要性が特に高い場合（児童が現に虐待を受けている場合等）において、その実効性を確保するため、裁判所又は裁判官が保護者に対する指導に直接関与する制度の導入等の、司法関与を一層強化する制度の導入について、関係部署と調整を行った上、早期に検討を開始する必要がある。また、一時保護等や28条審判における裁判所の関与のあり方についても、児童相談所の機能強化の状況等を踏まえた検討を行うべきである」とされた。

○ 平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）附則第2条第2項では、「この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童（中略）を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされた。

○ また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「児童保護手続における裁判所の関与の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」とされた。

○ これらを踏まえ、上記各事項について調査・検討を行うため、平成28年7月から「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」を開催し、議論を進めてきた。

○ 児童虐待対応における司法関与の在り方については、その基本的な考え方とともに、主に以下の5項目を個別の論点事項として検討してきた。

- ・ 一時保護
- ・ 裁判所命令

- ・面会通信制限、接近禁止命令
- ・親権停止制度の活用
- ・28条措置に係る裁判所の承認

○ 司法関与の在り方の検討に当たっては、一時保護の期間や児童相談所における司法関与に対する見解、保護者への指導の状況等を調査するため、児童相談所への実態調査（以下「実態調査」という。）を行った。

2. 基本的な考え方

○ 一般の児童福祉法の改正の以下のような趣旨を踏まえて、児童虐待対応の今後の在り方を検討する必要がある。

1) 子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを位置付けたこと。

2) 家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、まずは、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、保護者を支援するといった、家庭養育の原則が明記されたこと。

○ 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、一貫して増加しており、平成27年度（速報値）では、はじめて10万件を突破した。児童虐待の相談対応件数の増加とともに、親権をめぐり保護者と児童相談所との間で軋轢が生じる場合も増えてきている。

○ こうした背景を踏まえ、手続の適正性を一層確保し、在宅での養育環境を改善し、できる限り子どもが家庭において養育されるよう、児童相談所や家庭裁判所の体制整備と併せて、児童虐待対応における司法関与の在り方を見直す。

○ なお、本検討会における議論の中では、司法を関与させる必要性・有効性が必ずしも明らかにならなっており、現時点で司法関与を強化すべきという点について、意見の一致が見られないとして、見直しについて疑問を呈する意見もあった。

3. 議論の整理

(1) 一時保護について

①課題

- 近年は虐待を理由とする一時保護の増加に伴い、親権者等の意に反するケースも多くなっており、一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断により実施することができるとは、児童相談所の実務では、一時保護を行うべきか判断に迷う事案も存在する。
- 一時保護は、強制的に親子を分離するものであり、親権への強い制限を伴うことから、児童福祉法第28条の措置との均衡も考慮し、司法の関与の強化を検討するべきであるとの指摘がある。
- 一時保護については、行政訴訟の提起が可能ではあるが、親権への強い制限を伴うこと、親権者等の意に反する一時保護が増加していること、一時保護が解除されると訴えの利益が消滅することから、事後の行政訴訟による救済だけでは十分ではないとの指摘がある。
- 現行では、一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされているところ、実態調査によれば、2か月を超える一時保護は、3612件（年換算。うち、親権者等の意に反するケースは468件）となっており、本来暫定的な措置であるはずの一時保護が長期化している場合もある。
- 司法の関与を強化するためには、児童相談所や家庭裁判所の体制整備が前提となる。実態調査によれば、体制整備が「必要である」と回答した児童相談所が89%に上っている。
- 一時保護に対する司法関与の強化についての各児童相談所の見解については、実態調査によれば、「必要である」が35%、「必要でない」が36%、「その他」が28%となっている。なお、「その他」を選択した場合の具体的な意見の記述を見ると、その賛否は様々となっている。
また、その対象範囲については、「親権者等の同意のない場合に限り対象とすべき」が87%（182/209児童相談所）となっている。

②主な議論

【提案された対応案】

- 一時保護の手続の適正性を一層担保する観点から、一時保護に家庭裁判所による審査を導入する。
- 緊急に児童の安全確保を図る必要がある場合があることから、行政の職権により一時保護を行うこととする必要がある。
- 家庭裁判所による審査の対象としては、現行の児童福祉法第28条の措置と同様に、親権者等の意に反する場合とすることが考えられる。
- 一時保護を開始する際に、その必要性を審査するためには、家庭裁判所による一定期間内の速やかな審査や事前審査の導入を目指すことが求められる。
- 児童相談所や家庭裁判所の体制整備と併せて段階的に司法審査を導入することとし、その第一段階として、現行の一時保護の期間（2か月）を考慮し、一時保護が一定期間を超える場合に司法審査を導入することが考えられる。
- この場合、制度の実施後相当期間内に、その実態や効果を検証し、必要な見直しを行う。

【指摘された事項】

- 司法審査の目的等について必ずしも認識が一致しておらず、一時保護の要件や裁判所における審理手続等についても明確になっていない。
- 制度の在り方によっては、保護者の権利保障が優先され、子どもの安全確保に支障が生じるおそれがある。
- 緊急時の対応に支障が生じたり、児童相談所が必要な一時保護をためらうことがないようにすべき。
- 司法審査の対象を親権者等の意に反する場合とする際には、具体的な同意の確認方法・手続について検討する必要がある。
- 児童相談所や家庭裁判所の体制整備を計画的に行う必要がある。例えば、児童福祉司や弁護士等の人員体制の強化、児童相談所内の介入機能と支援機

能の分化、児童相談所の調査機能・権限の強化を行うことが考えられる。

(2) 裁判所命令について

①課題

- 児童虐待を行った保護者に対しては、行政による指導や勧告が行われるが、現行の児童福祉司指導では、児童相談所と保護者との対立構造となるケースも多く、結果、保護者指導の実効性が上げられないケースがある。
- 児童福祉司指導に保護者が従わない場合の措置としては、一時保護や施設入所等の措置のほか、親権停止等の申立てが考えられるが、必ずしもすべての親権を停止する必要がない場合もあり、これらの手段のみでは、必ずしも指導の実効性が担保されないという指摘がある。
- 改正児童福祉法において、家庭での養育が原則（保護者は児童の育成に第一義的責任を負う、国及び地方公共団体は保護者を支援しなければならぬ）と位置づけられたことから、虐待の再発防止や親子再統合に向けた保護者指導の重要性がより一層高まっており、在宅での養育環境を改善し、できる限り子どもが家庭において養育されるよう、保護者指導の実効性を高めるための措置が必要である。

②主な議論

〔提案された対応案〕

- 保護者指導の実効性を高める観点からは、まずは、福祉・医療・教育等の諸機関の連携を通じた適切な保護者支援の実施や、児童虐待防止法第 11 条第 4 項に基づき、指導・勧告に従わない場合には、一時保護等を行うなど、現行制度の活用の徹底を図るなどの取組を行う。
- 指導が、親権行使の態様への介入に該当するような場合には、親権の在り方について後見的な役割を担う家庭裁判所が関与する仕組みを導入し、児童相談所長等の申立てにより、家庭裁判所が、児童虐待を行った保護者が従うべき事項を定めた養育環境の改善計画を作成し、保護者に対してそれに従うよう命じることが考えられる。
- 児童福祉法第 28 条における家庭裁判所の審査の前段階として、家庭裁判所が関与する仕組みとすることが考えられる。
- 保護者が当該措置に従わなかった場合には、その後、児童福祉法第 28 条措

置や親権停止、親権喪失等の家庭裁判所の審判において考慮され、段階的に親権に対するより強い制限を伴う措置に移行することとなる。

- 保護者指導の実効性を高めることが必要な場面としては、在宅ケース（児童福祉司指導）のほか、一時保護、同意による入所、28 条審判（施設入所、里親委託）の場合が考えられる。

【指摘された事項】

- 保護者指導の実効性を高める手段として、司法を関与させる必要性・有効性（立法事実）が明らかでない。
- 司法に行政（福祉機関）の役割を代替させる結果となり、司法の中立性・公正性を損なうことがないようにする必要がある。
- 現行の親権停止を有効に活用するための方策を検討することが先決である。
- 保護者に対する裁判所命令については、以下の指摘があった。
 - ・ 司法が私人に対して行政の指導に従うよう義務付けることができるとする実体法上の根拠が不明であるほか、裁判所による家庭への過度の介入となる危険を防ぐ方法がなく、憲法上の制約がある。
 - ・ 家庭への介入あるいは権利制限であるとして、司法審査を必要とするとするれば、児童相談所における児童福祉司指導と、学校や警察における保護者への指導との性格や位置付けの違いを整理する必要がある。
 - ・ 親権行使の態様への介入に該当する場合について、現状では、親権の一部制限という考え方が法的に整理されていない。
 - ・ 裁判所が生活実態等を踏まえて、虐待の事実や保護者指導の具体的内容の認定・判断を行い、保護者に命令することは、制度的な限界がある。また、裁判所命令の申立てが却下された場合等に、逆に保護者指導が難しくなるおそれがある。

(3) 面会通信制限、接近禁止命令について

①課題

- 現行では、面会通信制限、接近禁止命令については、行政の判断により行われているが、親権者等の行動の自由の制限を伴うことから、司法の関与を強化すべきであるとの指摘がある。
- また、現行の面会通信制限の対象は、一時保護や同意入所、児童福祉法第28条の措置の場合であり、現行の接近禁止命令の対象は、児童福祉法第28条の措置の場合であるが、在宅の場合を含め、その対象範囲を拡大すべきであるとの指摘がある。

- 例えば、性的虐待を受けた高校生を一時保護している場合において、虐待を行った保護者との接触を防ぎ、通学を可能とするため、接近禁止命令が必要との指摘がある。また、実態調査によれば、児童が児童虐待を行った又は疑いがある保護者と別居し、親族宅で暮らしている場合等にも面会通信制限、接近禁止命令が必要とする意見がある。

②主な議論

〔提案された対応案〕

- 面会通信制限、接近禁止命令については、親権者等の行動の自由の制限を伴うことから、手続の適正性を一層確保するため、司法関与を強化することが考えられる。
- 対象範囲の拡大については、接近禁止命令について、一時保護や同意入所の場合に拡大することが考えられる。

〔指摘された事項〕

- 現行の面会通信制限、接近禁止命令が十分に活用されているかどうかの検証を行うとともに、新たな制度を設ける必要性を明確にすべきである。
- 緊急の場合であっても、迅速に面会通信制限をすることができなくなり、かえって児童の保護に反する結果となるおそれがある。
- 現在の児童相談所等の体制を前提とすると、これらの命令主体を裁判所とした場合、実務上の負荷が課題となり、柔軟な運用ができなくなるおそれがある。

ある。

- 面会通信制限や接近禁止命令の妥当性の判断においては、親子分離措置の適否についても検討せざるを得ない場合があることに鑑みて、司法関与の在り方については、一時保護への司法関与の在り方と関連して検討する必要がある。
- 面会通信制限、接近禁止命令の対象範囲を在宅の場合にまで拡大する場合には、裁判所の関与が必要とも考えられる。

(4) 親権停止制度の活用について

① 課題

- 児童福祉法第 28 条措置と親権停止等の使い分けについて、親権停止等をまず活用すべきという指摘がある一方で、謙抑性の原則からすると、児童福祉法第 28 条措置から検討せざるを得ないという指摘もある。

② 主な議論

- 児童福祉法第 28 条措置や親権停止等について、両制度の趣旨や目的を勘案した上で、必要に応じて、より適切に法的権限を使い分けられるよう、児童相談所運営指針等において、明確にする。

(5) 28 条措置に係る裁判所の承認について

① 課題

- 児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置の種別を特定してなされているが、裁判所の承認は措置の種別を特定せずことを検討するべきであるとの指摘がある。

- この点については、既存の調査結果では、措置開始後 2 年以内に措置先を変更した場合でも、あらかじめ複数の措置先について裁判所の承認を得ている場合が多数であるという結果となっている。

② 主な議論

- 児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認について、措置先を複数併記して承認を受けることが可能である旨について、全国の児童相談所等の関係機関に改めて周知することとする。
- あわせて、措置種別が不適当であることを理由に却下の審判がなされた場合に、児童相談所が一時保護を解除することがないよう周知する。

4. 今後の対応

- 今回の「議論の整理」を踏まえ、厚生労働省においては、児童虐待対応における司法関与の在り方について、関係省庁等と協議を行い、必要な制度的検討を進めるべきである。
- 今後とも、子どもの最善の利益に資するよう、児童虐待対応の在り方について、引き続き、評価・検証を行うとともに、必要な見直しを行っていくべきである。

法改正後の進捗状況について (平成29年1月31日現在)

	項目	進捗状況
1. 理念	1) 子どもの権利を基礎とした理念の啓発状況	・公布通知による周知に加えて、児童相談所運営指針を改訂。今後は、政府広報や全国会議など、今回の法改正の周知・広報の機会をとらえて、理念についても周知・広報を行っていく。 (政府広報「霞ヶ関からお知らせします2016」において、「児童虐待防止対策の推進」をテーマとして、理念規定を含めた今回の法改正の内容の周知・広報を実施)
	2) 家庭支援の在り方	・児童相談所運営指針において法改正の内容を反映。
	3) 家庭養護(家庭と同様な養育)の原則の貫き方	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて法改正の内容を反映するよう改訂に向けて検討中。
	4) 児童虐待防止法 第14条 参議院附帯決議にもあるように、体罰を伴わないしつけの在り方提示に関して	・平成28年度「児童虐待防止推進月間」(H28年11月実施)で全国フォーラム、政府広報等を通じて、体罰を伴わないしつけの在り方について積極的な広報啓発を実施。 (政府広報「霞ヶ関からお知らせします2016」において、「児童虐待防止対策の推進」をテーマとして、しつけを名目とした体罰の禁止を含めた今回の法改正の内容の周知・広報を実施) ・親権を行う者の懲戒権の行使の在り方については、今後検討。
2. 子どもの権利擁護に関する仕組み	児童福祉審議会が児童福祉に関する調査審議の一環として、弁護士との協力により、直接、苦情等を受け付け、児童の権利擁護の審査をする(児相等が権利擁護ができていないときの審査)という仕組み構築	・既存の不服審査制度との関係を整理するとともに、苦情等の受付対象の範囲、具体的な実施体制、苦情等の処理方法等について、今後検討。
3. 国・都道府県・市区町村の責任と役割	1) 児相から市区町村への送致: 双方が納得し、子どもが狭間に落ちない送致の在り方 2) アセスメントツールの開発状況	・年度内を目途に通知文を発出するために、児童相談所と市町村の共通アセスメントツールを検討中。

	項目		進捗状況
4. 要保護・要支援児童の対象年齢	1) 自立援助ホームの拡大・質の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者拡大については、対象範囲を省令で規定予定。また、平成29年度予算案において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象拡大（22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者）に伴う支援に要する補助事業【児童自立生活援助事業（仮称）】を新規に計上。 ・自立援助ホームの質の向上については、平成29年度予算案において、①入居者の障害等の状況に応じた内容の充実（一般生活費の拡充）、②大学進学等への支援の充実（大学進学等自立生活支度費の支給）を計上。新たな社会的養育の在り方に関する検討会における議論も踏まえ今後検討。
	2) 里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算案において、里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる補助事業【社会的養護自立支援事業（仮称）】を新規に計上。
	3) 退所児童等アフターケア事業の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算案において、退所児童等のアフターケアの充実を図るため、相談支援体制の充実を計上。
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	1) 市区町村レベルで相談、指導、里親支援、連絡調整等を一体的に担う事業の創設（児童家庭支援センターの見直しを含む）。	<ul style="list-style-type: none"> ・「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」において、拠点機能のあり方、推進方策を検討し、「市町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられた。（第1回：8月8日、第2回：9月16日、第3回：10月21日、第4回：11月30日、第5回：12月21日） ・平成29年度予算案において、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の運営に要する経費の補助を行う事業を新規に計上。
		2) 要保護児童対策地域協議会の設置徹底の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施中。調査結果を踏まえ設置促進策を検討。
		3) 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施中。 ※平成27年度データあり

	項目		進捗状況	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	4) 3)の研修受講状況	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、今後告示化、通知化の作業を進める。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。(平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議) 	
	(2) 母子保健法への位置づけ	1) 母子保健における虐待予防の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法の公布・施行に伴い、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることを、各自治体の母子保健主管部(局)へ周知済み。 	
		2) 子育て世代包括支援センターの状況(内容等)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターについての調査研究を実施しており、当該調査研究の結果を踏まえ、同センターの業務ガイドラインを策定予定。 	
	(3) 就学前の保育・教育の質の向上		<ul style="list-style-type: none"> 保育所は各家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある旨を「保育所保育指針」に記載することを検討。 	
	(4) 特定妊婦への支援	1) 特定妊婦(要支援児童等)と思われる者を把握した時の市町村への情報提供の促進とその扱い方の提示		<ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦・要支援児童の状況(指標)例を示した通知文を发出。(平成28年12月16日)
		2) 産前産後ホームに関するモデル事業の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算案において、特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業【産前・産後母子支援事業(仮称)】を新規に計上。
		3) 2)に並行して「産前産後ホーム」に関する制度設計		<ul style="list-style-type: none"> ・2)のモデル事業の実施状況等を踏まえつつ今後検討。
		4) 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を全市町村で実施		<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度乳児家庭全戸訪問事業実施状況等調査を実施中。調査結果を踏まえ実施促進策を検討。 <平成27年度実績> ・乳児家庭全戸訪問事業 1,730市町村、実施率99.4% ・養育支援訪問事業 1,447市町村、実施率83.1%

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(5) 通所・在宅措置	1) 児童相談所の指導委託措置について、新たに補助対象とし、様々な社会資源の活用を推進。 2) その取り組みとして以下を行う ・措置解除後等に、関係機関が連携して定期的な児童の安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施 ・児童や家庭の状況に応じて、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援、児童委員の活動など、アウトリーチ型支援を活用	・児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針を改定し、法改正の基本的な内容を反映した。また、子ども虐待対応の手引き等において、法改正の具体的な内容を反映するよう改訂に向け検討中。さらに、平成29年度予算案において、市町村職員が児童相談所から委託される指導措置等を適切に行えるよう市町村にスーパーバイザーを配置する費用を計上。
	(6) 児童相談所設置基準	1) 中核市・特別区への設置に向けた支援の状況	・今年度、「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」を実施。 ・平成29年度予算案において、中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用補助を計上。 ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。
		2) 中核市・特別区に設置する児童相談所の在り方の提示	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。
	(7) 児童相談所の機能分化 <機能分化>	1) 通告窓口の一元化に関するモデル事業の実施	・平成29年度予算案において、調査研究費を活用して実施することを検討中。 ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。
		2) 児童相談所における介入・支援機能の分離に関する好事例を分析・評価し、全国に普及	・平成29年度予算案において、調査研究費を活用して実施することを検討中。 ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。
		3) 「189」の利便性の改善	・平成28年4月に189のガイダンスの短縮を実施。(平均70秒⇒30秒) ・平成29年度予算案において、コールセンター方式を導入し、更なる利便性の改善を図る。

	項目	進捗状況	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(7) 児童相談所の機能分化 ＜一時保護＞	1) 里親等への一時保護委託を拡大	・平成28年度予算において、里親への一時保護委託を促進するため、里親手当の金額を引上げ(2,360円⇒4,040円)。
		2) 一時保護所の環境整備(混合処遇の解消)や量的拡大	・平成27年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。 ・引き続き、平成28年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。
		3) 一時保護所の第三者評価の在り方	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度予算案において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を計上。
		4) 一時保護所の基準の見直し	・今後、一時保護所の設備・職員配置の実態についての調査を検討。
	(8) 司法関与の整備	1) 法務省との協議の場を設置し、速やかに検討	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、平成29年1月16日に「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」がとりまとめられた。これを踏まえ、今国会への法案の提出に向けて、関係省庁等とも協議しながら、具体的な制度設計について検討を進める。
		2) 当面行われる以下の取組の実施状況の検証 ・28条措置による措置先の変更の可能性がある場合に、里親、施設等を複数併記して家庭裁判所に申し立て、そのいずれかに措置することについて承認を受けることが可能である旨について、全国の家庭裁判所を含め、周知。 ・裁判所が都道府県に保護者指導の実施を勧告する場合について、裁判所が保護者に勧告内容を直接伝達する運用を更に活用。	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」における議論を踏まえつつ、児童相談所運営指針等において、左記の取組の内容を盛り込むよう改訂等に向け検討中。
	(9) 評価制度の構築	1) 一時保護所の第三者評価の在り方(再掲) 2) 社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しの実施状況を踏まえて、必要な見直し	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度予算案において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を計上。

	項目	進捗状況	
6. 職員の専門性の向上	1) 児童福祉司の研修 ・社会福祉士等の基礎資格に応じた必要な研修の受講 ・社会福祉主事を任用する場合の任用前指定講習会の受講 ・スーパーバイザーにおける研修の受講	・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、今後告示化、通知化の作業を進める。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。 (平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)	
	2) 省令で定める他の任用要件についても質の均てん化の観点から見直し	・第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」(12月9日開催)において、研修科目等の骨子案を取りまとめた。平成29年4月の施行に向け、今後告示化、通知化の作業を進める。 ・研修到達目標及び研修カリキュラムを示した通知案を周知。 (平成29年1月20日全国厚生労働関係部局長会議)	
	3) 児童福祉司の配置基準について、児童虐待相談件数を考慮	・児童福祉法施行令を改正(平成28年8月18日公布)し、児童虐待相談対応件数を考慮した配置標準に改正済み。	
	4) 改正法附則にある子ども家庭福祉の担当職員の質の向上の方策(2年以内)	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において、児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。	
7. 社会的養護の充実強化	(1) 里親制度の充実強化	1) 里親制度の普及から児童の養育支援までの一貫した里親支援の状況と在り方の提示	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、法改正の内容を反映するよう改訂に向け検討中。 ・都道府県等が一貫した支援を実施できるよう、平成29年度予算案において、従来の里親支援機関事業を見直し、里親支援事業(仮称)により里親に対する支援を拡充することとしている。合わせて、新たな社会的養育の在り方に関する検討会での議論を踏まえつつ、里親による養育の質の向上について必要な支援策についても今後検討。
		2) 里親支援専門相談員を効果的に活用⇒各施設ではなく上記1)に組み込む	・上記1)の関連予算と合わせて、平成29年度予算案において検討中。
		3) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象	・平成28年度の事業実施要綱において、里親家庭も対象であることを記載し、自治体に通知済み。
		4) 里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示	・平成28年度予算において、里親に委託した場合の一時保護委託手当の金額を引上げ。(2,360円→4,040円) ・里親への一時保護委託が適当と考えられるケースや条件整備について今後検討。

	項目		進捗状況
7. 社会的養護の充実強化	(2) 就学前の家庭養護の原則	1) 新たな理念規定を踏まえ、里親委託の例外となるケース等を通知で明確化	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改訂について検討を開始。
	(3) 特別養子縁組制度	1) 児童相談所及び民間のあっせん機関の養子縁組相談・支援の状況を把握し、在り方を提示	・平成26年度～平成27年度 厚生労働科学研究「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」において、児童相談所及び民間機関の養子縁組あっせんや相談支援の状況を把握。調査研究の内容等も踏まえつつ、児童相談所運営指針の改訂等について検討を開始。 ・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、児童相談所及び民間のあっせん団体に対し、「特別養子縁組制度の利用促進の在り方に係る調査」を実施。
		2) 子どもの継続的養育に資する特別養子縁組の在り方についての周知徹底	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、児童福祉の観点からの特別養子縁組の有用性について記載することを検討。
		3) 改正法附則にある利用促進の在り方についての速やかな検討の状況	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において検討を開始。
	(4) 施設ケアの充実強化	1) 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の拡大	・平成29年度予算案において、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等に必要な事項を計上。
	(5) 自立支援	1) 里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業(再掲) 2) 自立援助ホームの状況(質の向上を含む)(再掲) 3) 退所児童等アフターケア事業(再掲) 4) 里親委託や施設措置が解除された後の支援のための市区町村や児童相談所の担当部署・ワーカーの配置	1)平成29年度予算案に計上。(再掲) 2)平成29年度予算案に計上。また、対象者拡大については、対象範囲を省令で規定予定。(再掲) 3)平成29年度予算案に計上(再掲) 4)平成29年度予算案において、社会的養護自立支援事業(仮称)を都道府県等で実施(委託可)し、支援の中核となる支援コーディネーターを実施機関等への配置を計上。
8. 統計	1) 統計調査の内容の見直しに資するため、正確な国際比較ができる統計資料を構築するため、各国の統計調査の実態把握などの調査研究の実施		・平成29年度予算案において、調査研究費を活用して実施することを検討中。
	2) 児童虐待に関する地域のデータベース構築について調査研究を実施		・平成29年度予算案において、調査研究費を活用して実施することを検討中。
	3) CDRに関するモデル事業を実施		・調査研究によるモデル的取組を実施予定。

	項目	進捗状況
9. その他	1) 関係機関が情報提供できる法改正に伴い、民間企業が個人情報保護を乗り越えて資料を提出できる具体ケースのイメージについて通知を发出	・関係機関・民間企業による情報提供について、通知文を发出。 (平成28年12月16日)
	2) 親子再構築支援に関し、児童養護施設等に配置する家庭支援専門相談員について、平成27年度実施の活動実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、その更なる活用の促進を検討	・調査研究の結果等を踏まえ、平成28年度の調査研究費を活用し、家庭支援専門相談員等による親子関係再構築支援に資する手引き等を策定中。 ・これまでの取組としては、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」を作成(平成25年3月)、「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成(平成26年3月)し、関係機関等に活用を促している。 ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に対し、家庭支援専門相談員の業務についての調査を実施。

構成員提出資料

藤林構成員	1
相澤構成員	19
林構成員	41

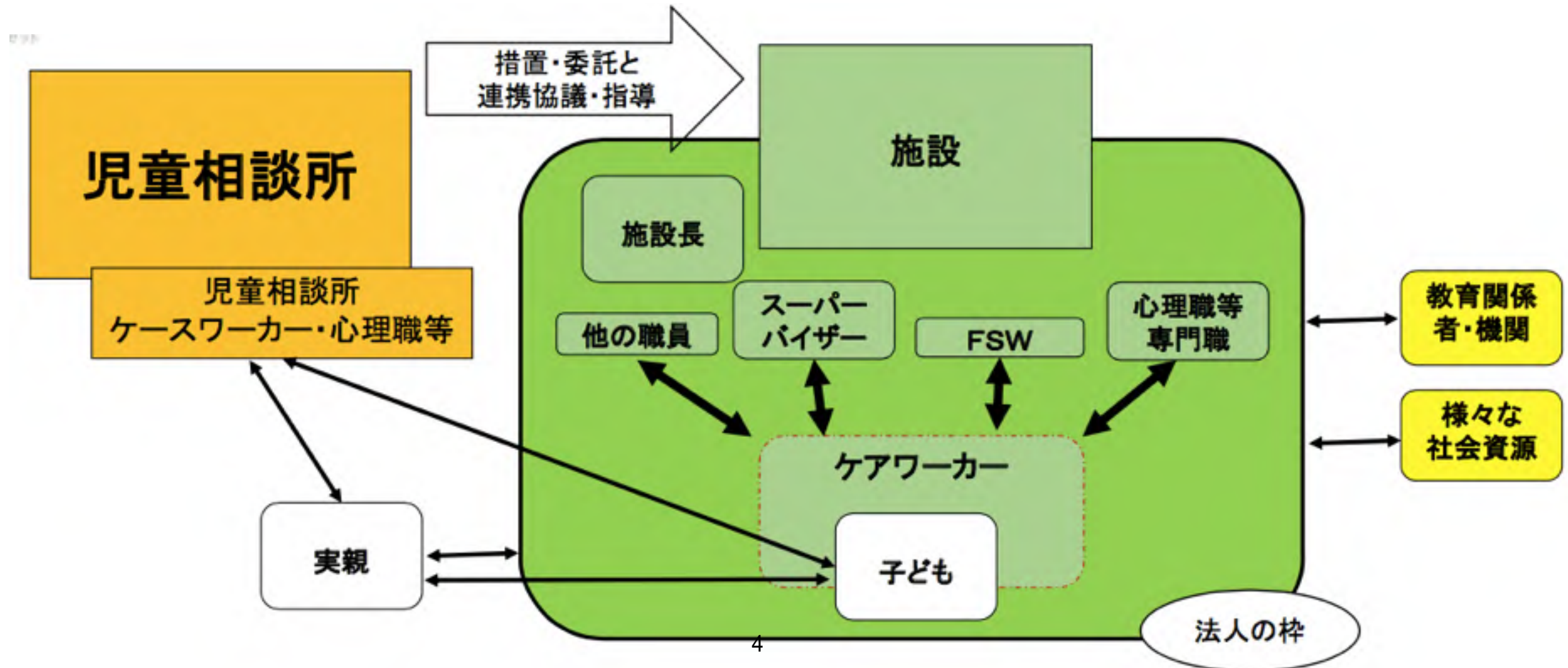
藤林構成員提出資料

「家庭における養育環境と同様の養育環境」に必要な要件

1. 一貫かつ継続した、養育能力のある、適切な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在
2. 子どもの安全が守られる「家」という物理的環境の提供
3. 特定の養育者との生活基盤の共有
4. 養育者や同居者との生活経験の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要
5. 生活の柔軟性 有機的で臨機応変な変化のできる営み
6. 子どものニーズに敏感でそれに合った適切なケアを提供できる
7. 社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重される
8. 地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している
9. 子どもの権利を守る場になっている
10. 子どものトラウマや関係性の問題に対するある程度の知識と対応方法を獲得しており、必要に応じて専門家の助言を求めたり受け入れたたりできる
11. 子どもの状況に応じて適切な家庭教育を行える

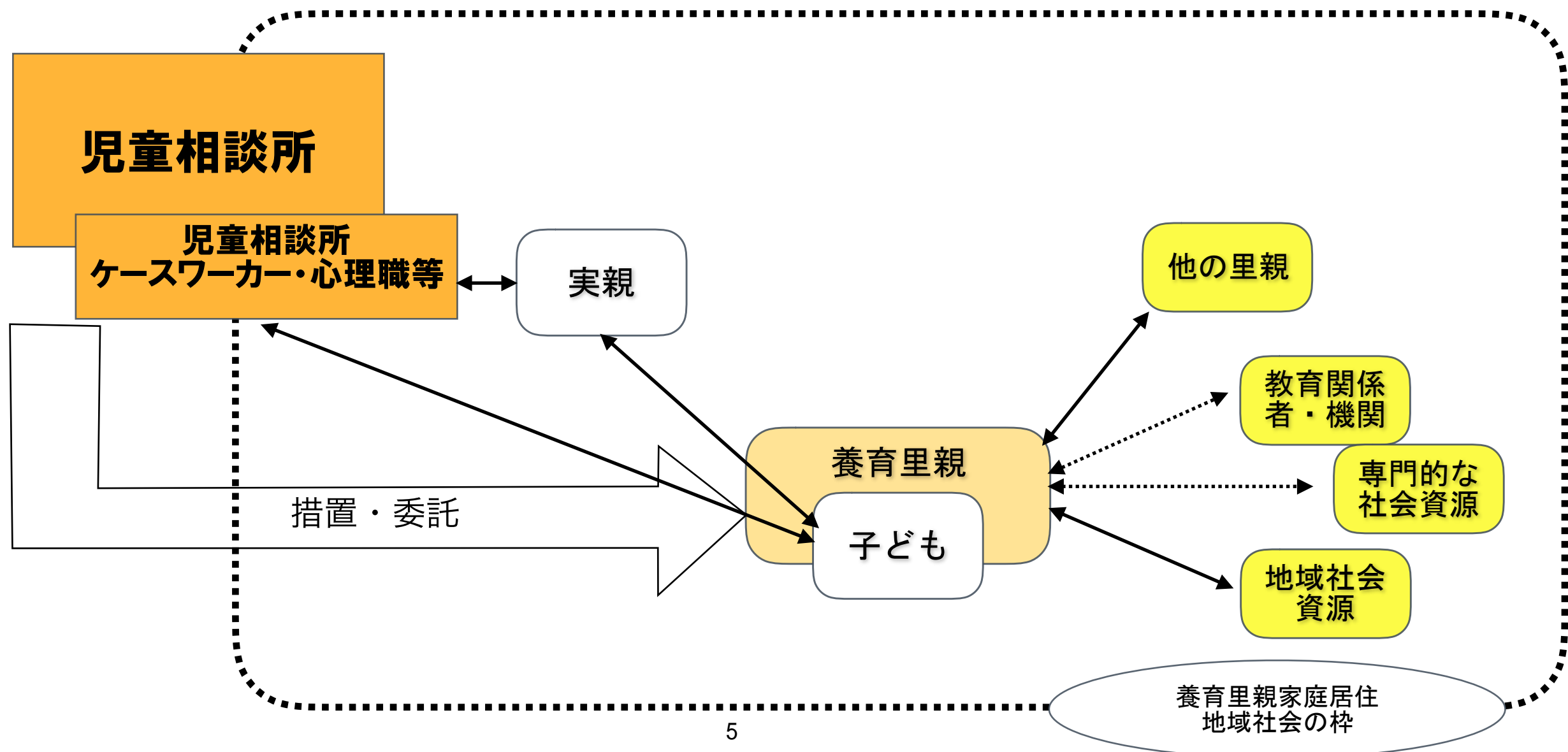
施設ケアにおいては

- ・ 自立支援計画とその時々のアセスメントに沿って、子どものニーズを敏感にキャッチし必要なケアを個々の職員が提供できるよう、施設の枠組みの中の様々な専門職、スーパーバイザー及びピアからの支援を組織的に提供。
- ・ 法人や施設の枠内の専門性だけで子どものニーズに応えることが難しい場合は、施設外の社会資源や関係機関を活用できるよう、他の施設職員がコーディネートしている。
- ・ 職員は、施設の養育チームに帰属感を持ち、安心な養育が可能



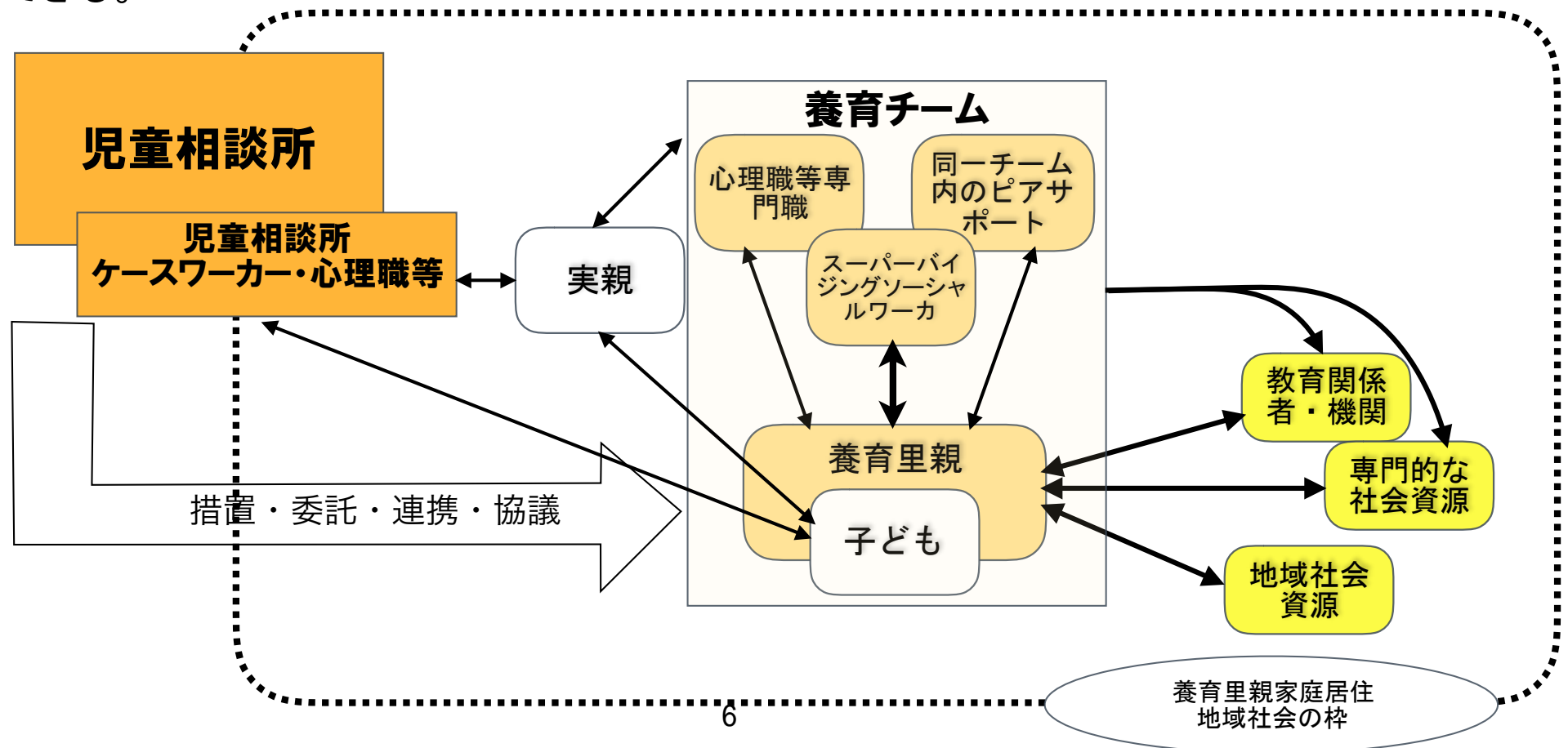
家庭養育（里親・FH）の現状

- ・ 個々の里親は、里親会に属する等ピアサポートは受けているが、スーパーバイズを受けたり、心理職等からのサポートを受ける機会は少ない
- ・ 家庭養護としての強みである、子どものニーズに応えるための地域社会資源の活用は、あまり意識されないことも多く、個々の努力に任されている。専門的な社会資源の活用についても、個々の努力や判断に任されていることが多い。



子どもを中心としたチーム養育

- ・ 養育里親が、養育者個人だけの判断で養育方針や社会資源を開拓・選択するのではなく、子どもを中心とした養育チームの一員として、アセスメントや自立支援計画に基づいて、スーパーバイズを受け、心理職からの助言、実親との関係性支援、地域の社会資源のコーディネートを受ける。
- ・ このことによって、子どもが地域社会から利益を得たり、養育者が地域社会から子どものニーズに応えるための資源等を獲得したりする家庭養護の強みをより機能させることができる。



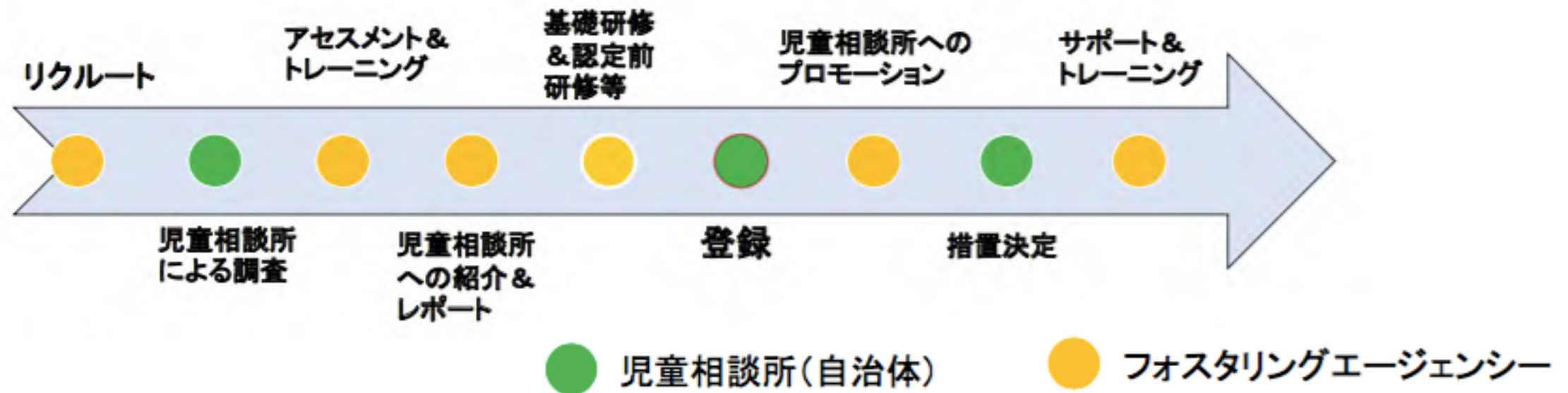
チーム養育が成り立つ要件としての「帰属感」

- ・ チーム養育が可能となるためには、養育里親自身が、自分が「養育チームに属している」「養育チームが拠り所である」という明確な実感(帰属感)が不可欠である。
- ・ 職業倫理や業務命令及び管理職からの指導などが明確である法人の枠と比較して、児童相談所からの委託措置には養育上の指導権限が明確でなく、チームでの協働を、明確に意識してもらうために、強力な帰属感が必要。
- ・ 養育者が自他の役割を理解して社会的養護を担うためには、帰属先の組織には、明確な理念、専門性、一貫性、継続性が求められる。
- ・ 養育者が登録される前の候補者の段階(リクルート)からアセスメントやトレーニングによって、強み弱みを理解しているひとつの機関に対して、「養育チーム」としての帰属感を持ちやすい。
- ・ 帰属する養育チームの形態として、下記の3つが考えられる
 - ・ 児童相談所の里親専従係(課)
 - ・ フォスタリング・エージェンシー
 - ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム

里親養育チームの3形態

- ・ 児童相談所の里親専従係(課):
児童相談所が養育チームの機能を担えるためには、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。リクルート・トレーニングと支援の連続性があることはメリット。一方、行政職員の異動スパンを長くできるかどうかポイント
- ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム:
混合チームにおいても、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った複数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。行政職員と異なり、専門性や経験を持った職員を長期間確保できる可能性がある。しかし、リクルート・トレーニングと支援の連続性が分断される危険性。行政と民間機関のパートナーシップも不可欠。
- ・ フォスタリング・エージェンシー:
上記二つの長所を併せ持つ。要するに、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保し、しかも、リクルート・トレーニングと支援の連続性を持つ。

フォスタリングエージェンシー事業の大まかな流れ

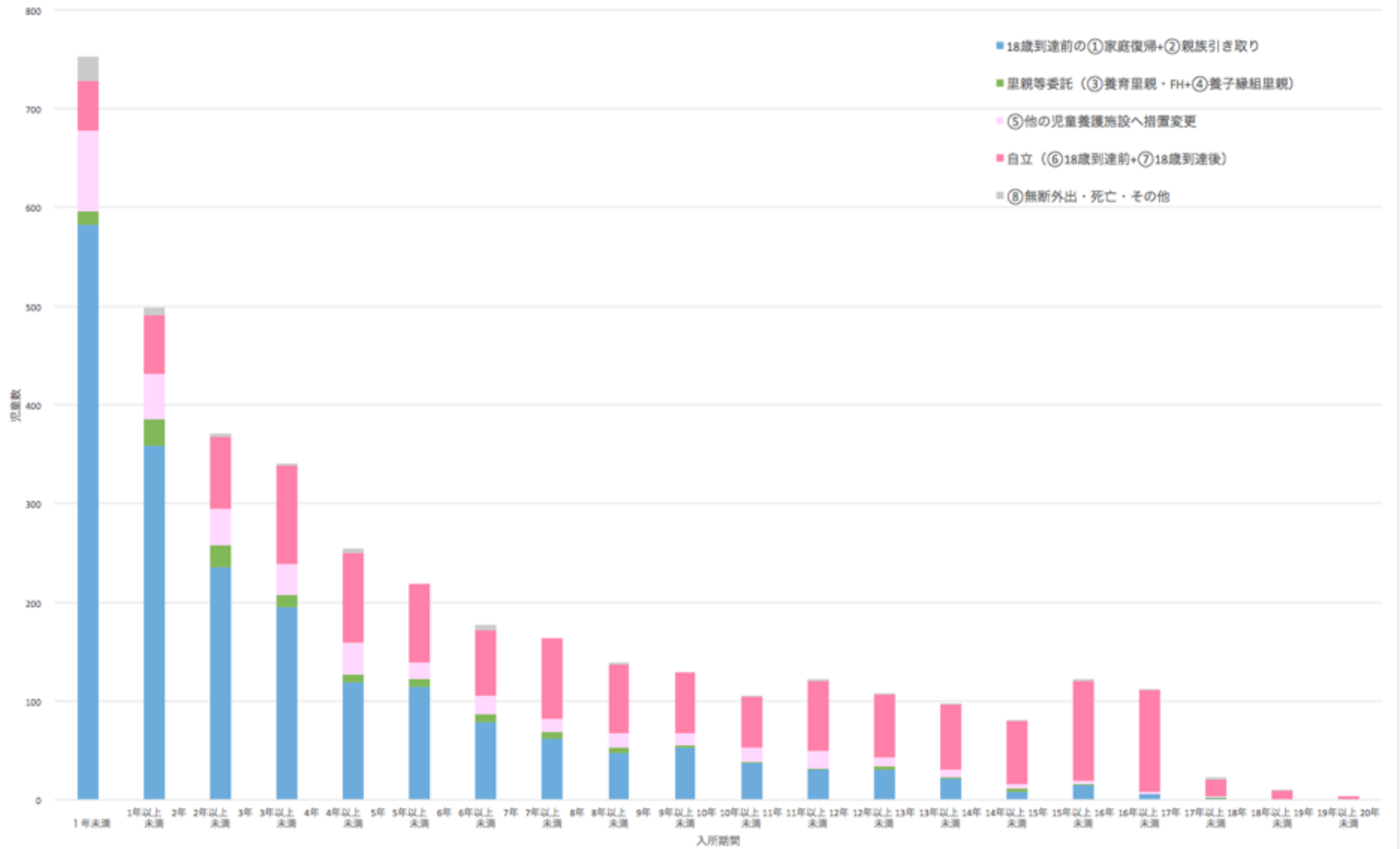


- ・ 積極的にリクルートすることにより、委託可能な 養育里親家庭数を増やす
- ・ アセスメントとトレーニングを同じ組織で一貫しておこなうことで、登録候補者家庭の強み弱みを把握することができると。同時に、その弱みに対するサポートについても計画することが可能になる。また、アセスメントとトレーニングのなかで、協働可能な候補者であるかどうかを確認できる。
- ・ 登録につながった養育里親家庭の強み弱みを把握できることで、児童相談所のケースワーカーに対して、その家庭のプロモーションをすることができる。
- ・ リクルートから委託後まで、同じ組織による一貫したサポートとトレーニングを提供することができ、チームによる養育が可能になる。

フォスタリングエージェンシーの運営イメージ

- ・ 養育里親家庭が所属する養育機関として、社会的養護の一類型として捉え、**措置費(義務的経費)**により安定的に運営できることが必要
- ・ 施設のような定員制ではなく、規模(所属する養育里親家庭数、委託児童数)は流動的である。そのため、1か所あたり固定額の〇〇百万円といった設定ではなく、エージェンシーの規模と**前年度の成果評価をもとに、毎年度運営費を設定し契約**
- ・ なお、成果は、量的・質的両方の成果を含み、成果が予算額に反映されることで競争原理が働き、質が担保
 - 量的成果: 委託児童数、養育里親家庭数)
 - 質的成果: 養育の質、緊急ケースや高度専門性が必要なケースの多さ、不調の少なさ、子ども、里親、実親のアンケート結果等を第3者機関 (cf Ofsted) が評価
- ・ **固定費用:** 人件費(管理者、リクルート担当者、アセスメントワーカー、心理職、事務員) + 必要な経費(リクルート費用など)
流動的費用(委託児童数や養育里親家庭数に応じて変動): 人件費(スーパーバイジングソーシャルワーカー(里親 * 人に一人)、その他ユース担当サポーター等
- ・ 既存の施設や新規のNPOが実施する場合、積極的に取り組めるような運営費の仕組みに留意

児童養護施設退所児童の退所理由と入所期間（平成27年度） N=3,827



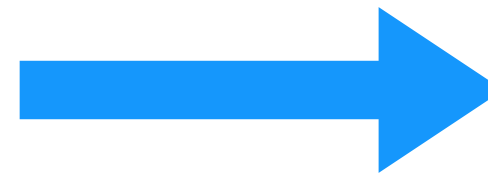
在宅支援サービスの対象となる者

- 児童養護施設調査から、4年を越えると家庭復帰が困難となり、18歳到達までの長期入所となる可能性が高くなる（福岡市調査では3年以上、伊藤嘉余子「児童養護施設におけるアフターケアの課題」でも3年以上。なお、伊藤論文によると、家庭復帰した児童のうち、3分の1は問題未解決であった）
- 児童福祉法3条の2家庭養育原則を実現するためには、
 1. 入所当初からの、長期施設入所にならないための計画と定期見直し
 2. 現在、長期間施設入所している子どもの家庭移行支援計画
→家庭復帰、里親委託・養子縁組、自立生活に向けて
 3. 家庭復帰・家庭養育（里親等）への移行に際しては、十分な在宅支援サービスが必要
 4. 一方、在宅ケース（要保護児童等）に対しても、十分な在宅支援サービスが必要。在宅のまま発達・成長が保障されていないケースが少なくない。

要保護児童等に対する在宅支援サービスの問題

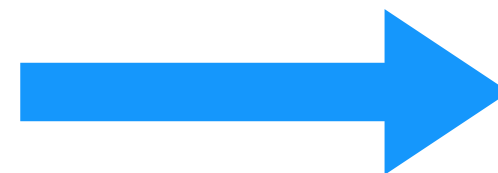
- 在宅支援サービス量・サービスメニューの不足

(例)ショートステイ先の不足解消、子育て支援ヘルプサービスの柔軟活用、親子入所サービスの創設、多様な通所相談支援・治療プログラム等



子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスの質・量・メニュー・アクセシビリティの改善

- 在宅支援サービスが利用されない問題
不十分なアセスメントやプラン
児相措置と市町村支援の連携の問題
保護者の利用拒否、継続困難、中断



ソーシャルワーク力の強化(児相、市町村)

「通所・在宅における指導措置」の活用

保護者への支援の枠付け

保護者への支援の枠付け

- 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置
「市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとする。これにより、在宅ケースについて、児童や保護者の置かれた状況に応じ、児童相談所の責任の下で、市町村による養育支援等を受けよう指導する措置を行うことが可能となる」
- 問題は、指導措置に基づく市町村からの支援を拒否、中断する保護者への支援の枠付けをどうするか？ 現状の指導措置(27条1項2号)の限界

(参考) 司法関与検討会での提案(平成28年11月14日藤林・久保構成員提出)
「27条1項2号の指導措置も行政処分であり、保護者の同意を要しないという意味では強制力を有すると言えなくもないが、(略)、これらの「強制力」は、これに反した場合における手当が何ら用意されていない。そのため、強制力があると言っているだけで、強制力を働かせることにより達成すべき目的(ここでは、子どもの権利保障)を達成することのできる実効性が担保されていない。

- 実効性を担保するための仕組みの創設・導入(司法関与を想定)

在宅支援サービスのアクセシビリティの改善

- 原則として、在宅支援サービスは、要保護児童だけが対象ではなく、要支援児童や一般世帯も使えるもの（サービス対象者を限定することで却ってアクセスが悪くなる）
- 一方で、要保護児童等が利用しやすく、継続できる仕組みの導入
 - 「通所・在宅における指導措置」を活用
（参考：障害児の施設入所と同様に、契約と措置の使い分け）
 - 在宅支援サービスの中でも有料サービス（ショートステイ、ホームヘルプサービス、産後ケア等）に対する、利用料・負担金の扱いをどうするか？
契約の場合：所得による軽減措置、措置の場合：負担金の扱い
- サービスが物理的に遠方にしかない、あるいは、近辺にあっても受け入れ枠がない → サービス量の拡大、サービス提供者の拡大
 - （例）ショートステイ枠の拡大 → 施設定員外に「ショートステイ枠」を設定
ショートステイ里親の活用（フォスターリングエージェンシーの活用）
 - 児童心理治療施設・通所措置 → 児童家庭支援センター等に拡大

在宅支援サービスのメニューの多様化

1. 子育て支援ヘルプサービスの柔軟活用

- 授乳,沐浴,調理,清掃,買い物,保育所送迎、訪問型学習支援など家庭の多様なニーズに柔軟に対応できる訪問型サービス。
- 産後だけに限定しないヘルパー制度。あるいは、養育支援訪問事業のヘルパー制度化。

2. 身近なショートステイサービスの拡充

- ショートステイ里親,日帰りショートステイ、母子ショートステイ、ショートステイ送迎サービス、滞在・宿泊型ベビーシッター

3. 多様な通所相談支援・治療プログラム・デイケア(サービス)

- 児童家庭支援センターも含めた多様な実施主体。
- 支援実績(質と量)に見合った運営費
- 質の高い治療プログラム(PCIT.TF-CBT等)を提供する場合は通所措置費 (児童心理治療施設通所措置と同様、ただし、回数に応じた措置費)

在宅支援サービスのメニューの多様化

4. 親子措置、親子入所ホームの創設

- 特定妊婦等が使いやすい「産後ケア」

- 親子里親委託措置

イギリスのparent and child placements「子どもを育てるために特別なサポートが必要な親がいます。そこで、親子を里親家庭に委託措置することで、若い親たちは家庭的な環境の中で自然に養育方法を身につけることができ、子どもを養育するための自信を持たせることにもつながります。子どもが施設入所となって別々になるのではなく、共に過ごせる最良の方法です」

- ・ Assessment placements – assessing parenting ability over a 12 week period
- ・ Pre-birth placements – helping parents to prepare for the birth of their child
- ・ Parenting support placements – teaching and supporting the development of parenting skills

- 親子入所ホーム

オックスフォードシャーCounty 管内 2 施設(Thame and Eynsham Assessment Centre)の説明「1 施設あたりの定員は親子あわせて 12 名であり、平均 6 週間～最大数か月の入所により在宅復帰を支援しています。対象は、産後期～5 歳頃の子どものもつ若年母子が主ですが、12 歳まで入所可能です。ホーム職員が親子と寝食をともにし、関わりを助言しながら持続可能な愛着形成や養育スキル獲得を支援します。たとえば、おむつ交換を《助言なくできた/助言した》等のチェックリストを親と職員が確認しあいながらステップアップを目指します。精神不調のある親の休息を兼ねる意味合いもあり、職員が保育園や学校の送迎、親子各々の受診同行等も実施しながら、家庭養育可能か、必要な支援は何かなどをアセスメントしていきます」

- 新たなNPOの参画、既存の施設機能の転用や活用(親子宿泊訓練の長期プログラム化など)

参考文献

- 伊藤嘉余子「児童養護施設におけるアフターケアの課題：退所理由に焦点をあてて」大阪府立大学学術情報リポジトリ
<http://repository.osakafu-u.ac.jp/dspace/bitstream/10466/14806/1/2015000157.pdf>
- 「平成28年度こども総合相談センター事業概要「施設入退所調査と英国研修に基づく家庭移行支援の試み」
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/12986/1/28JIGYOUUGAIYOUU.pdf>
- Core Assets: Parent and Child Placements
<http://www.coreassets.com/what-we-do/fostering/for-local-authorities/specialist-placements/parent-and-child/>

家庭支援の在り方

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

相 澤 仁

国及び地方公共団体の責務である家庭支援（保護者支援）

家庭・家族形態に応じた包括ケア・支援の提供が必要

虐待、貧困、障害、疾病など社会的な養育・支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな生育を等しく保障することを目指す。

家庭・家族形態	提供する施策
単身世帯・夫婦世帯	青少年施策 又は 高齢者施策（障害者施策など）
ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）	子ども家庭施策 + ひとり親家庭施策
ステップファミリー	子ども家庭施策
二世代同居家族（妊婦を含む）	子ども家庭施策
三世代以上同居家族	子ども家庭施策 + 高齢者施策
二世代同居家族 + 別居要支援高齢者	子ども家庭施策 + 高齢者施策
障害者のいる家族	子ども家庭施策 + 障害者施策（+ 高齢者施策など）
その他子どものいる家族（貧困など）	子ども家庭施策 + α（生活困窮者自立支援施策など）

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その1)

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

未定稿

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
主な法律	児童福祉法 母子保健法 社会福祉法 民法 健康保険法 生活保護法 母体保護法 DV防止法 子ども・子育て支援法	児童福祉法 母子保健法 社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・子育て支援法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法	児童福祉法 母子保健法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・子育て支援法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法	児童福祉法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法 少年法 子ども・若者支援推進法	児童福祉法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法 少年法 子ども・若者支援推進法 職業安定法	児童福祉法 母子保健法 障害者総合支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 発達障害者支援法 精神保健福祉法 社会福祉法 民法 障害者虐待防止法 障害者差別解消法 児童虐待防止法 DV防止法 障害者優先調達推進法	社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・若者支援推進法 職業安定法 DV防止法 公営住宅法	社会福祉法 民法 介護保険法 高齢者医療確保法 生活保護法 国民年金法 公営住宅法 バリアフリー法 高齢者虐待防止法 理学療法士及び作業療法士法等
主な相談 機関	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 医療機関 福祉事務所 児童相談所 女性センター 配偶者暴力相談支援センター 精神保健福祉センター	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 児童相談所 配偶者暴力相談支援センター	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 児童相談所	市町村(家庭児童相談室など) 教育相談機関 少年サポートセンター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童相談所 司法福祉相談機関	市町村(家庭児童相談室など) 青少年センター 教育相談機関 少年サポートセンター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童相談所 精神保健福祉センター 司法関係相談機関 職業安定所	市町村保健センター 保健所 福祉事務所 児童発達支援センター 児童相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター	青少年センター 消費生活センター 市町村保健センター 保健所 福祉事務所 精神保健福祉センター 職業安定所	地域包括支援センター 在宅介護支援センター 市町村保健センター 保健所 福祉事務所 年金事務所 社会福祉協議会 消費生活センター
主な相談 事業など	産前・産後サポート事業 妊娠SOS相談 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業 地域若者サポートステーション事業 ひきこもり地域支援センター設置運営事業	障害者相談支援事業 障害者就業・生活支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 地域生活支援事業(相談支援事業) 計画相談支援 地域相談支援 障害児相談支援 家計相談支援事業	家計相談支援事業・自立相談支援事業 地域若者サポートステーション事業 ひきこもり地域支援センター設置運営事業	福祉サービス総合支援事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業 包括的支援事業 高齢者見守り相談窓口設置事業
← (市区町村における総合的子ども家庭支援拠点事業(24時間365日体制)) →								
主なネット ワークなど	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会 少年サポートチーム	要保護児童対策地域協議会 子ども・若者支援推進協議会 少年サポートチーム	地域自立支援協議会 特別支援連携協議会	子ども・若者支援推進協議会	在宅医療連携拠点事業
← (多機関の協働による包括的支援体制構築事業) →								

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その2)

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
権利擁護	胎児の人権の制定	未成年後見制度	未成年後見制度	未成年後見制度	未成年後見制度	成年後見制度		成年後見制度 福祉サービス利用 援助事業
 (都道府県児童福祉審議会(権利擁護機能強化)の活用及びシステムの創設)								
生活基盤	生活保護 住居確保給付金 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 実費徴収補足給付 事業 奨学金 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 公的年金 家計相談支援事業 一時生活支援事業 生活福祉資金
予防 健全育成	妊婦健診 母子健康手帳 妊婦(胎児)家庭全 戸訪問事業 食育活動	乳児家庭全戸訪問 事業 食育活動 母親クラブ	乳幼児健康診査 食育活動 母親クラブ	学校保健(健康教育 など) 食育活動 児童館 児童遊園 母親クラブ	学校保健(健康教育 など) 食育活動 青少年教育施設 勤労青少年ホーム	地域活動支援セン ター 社会参加支援(レク リエーション活動等 支援) 食育活動	食育活動 青少年教育施設 勤労青少年ホーム	食育活動 介護予防・日常生 活支援総合事業(一 般介護予防事業) 社会参加
支援	妊娠検査・健診支援 事業 地域子育て支援拠 点事業	産後ケア事業 地域子育て支援拠 点事業 ファミリーサポートセ ンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	地域子育て支援拠 点事業 ファミリーサポートセ ンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	子どもの学習支援 事業	若年者のためのワ ンストップサービスセ ンター(ジョブカフェ) 公的職業訓練	児童発達支援 居宅介護 同行援護 行動援護	若年者のためのワ ンストップサービスセ ンター(ジョブカフェ) 公的職業訓練	介護予防 ケアマネ ジメント 介護予防・日常生 活支援総合事業(介 護予防・生活支援 サービス事業)
ハイリスク 支援	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 子どもの学習支援 事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	医療型児童発達支 援 ショートステイ 未熟児養育医療	ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	介護予防 サービス 計画 介護予防サービス (介護予防訪問看 護・介護予防通所リ ハビリ・介護予防居 宅療養管理指導) 地域密着型介護予 防サービス(介護予 防小規模多機能型 居宅介護・介護予 防認知症対応型通 所介護)
在宅支援	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 治療的保育事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 治療的保育事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業 家族療法事業	重度障害者等包括 支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 自立支援医療 小児慢性特定疾病 医療費支給	ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	(同上)

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その3)

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
補完	産前産後母子支援 事業	産前産後母子支援 事業	幼稚園	小学校 放課後児童クラブ	中学校・高等学校	特別支援学級・学校 放課後等デイサービ ス	大学等	居宅サービス計画 居宅サービス(訪問 介護・訪問看護・通 所介護・短期入所 など)
介護		保育所・保育事業 (家庭的保育・小規 模保育・事業所内保 育・居宅訪問型保 育)	保育所・保育事業 (家庭的保育・小規 模保育・事業所内保 育・居宅訪問型保 育)			保育所等訪問支援 (児童養護施設等も 対象)		地域密着型サービ ス(定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護・小規模多機能 型居宅介護・夜間 対応型訪問介護・ 認知症対応型共同 生活介護など)
一時保護		一時保護里親	一時保護里親	(一時保護所最低基準及び第三者評価基準策定)				
保護・代替	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 助産施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 乳児院	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム 大学進学等自立生 活支援事業	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 福祉型障害児入所 施設 医療型障害児入所 施設 共同生活援助(グ ループホーム)		特別養護老人ホー ム 介護老人保健施設 介護療養型医療施 設
		(総合的移行定着支援事業(アドミッションケア～アフターケア/ライフサイクル))						
人材確保・ 育成		子ども家庭相談機関職員(児童福祉司・スーパーバイザー・要対協調整機関担当職員など)研修システム						
		社会的養護関係職員(児童指導員・ファミリーソーシャルワーカー・心理療法担当職員など)研修システム						
統計・デー タベース		子ども家庭相談情報整備事業(子ども家庭相談データベース&社会的養護関係情報データベース)						

赤字:創設 緑字:改革・改正 青字:推進・拡充・強化 下線:障害者のみ

これからの包括ケア・支援システムのあり方

個人単位から家族単位への包括ケア支援施策へ

- 出生前の妊娠期から高齢者の終末期まで全住民を対象にした包括ケア・支援システムの検討が必要。
- 子ども・障害者・高齢者などすべての住民を対象にした包括ケア・支援システムの検討が必要。(新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン)
- 例えば家族内で障害者や高齢者のケアや介護している場合、その家族に子どもがいれば子育て支援は必要であり、家族を単位にした家庭内の構造的課題として総合的に対応することが必要。
- これまでの個人単位や各分野(保健・医療・福祉・心理・教育・労働など)単位でのケア・支援システムでは効果が期待できない。



- これからは、個人から世帯・家族を単位にした多機関(多分野)連携による総合的なチームによる包括ケア・支援システムが必要。
 - * 家族全体が継続的にケア・支援を得られるシステムの構築
 - * 家族内エンパワーメント・ホメオスタシスなどを高めることのできる事業の拡充

家族のライフステージ別の包括ケア・支援システム(案)

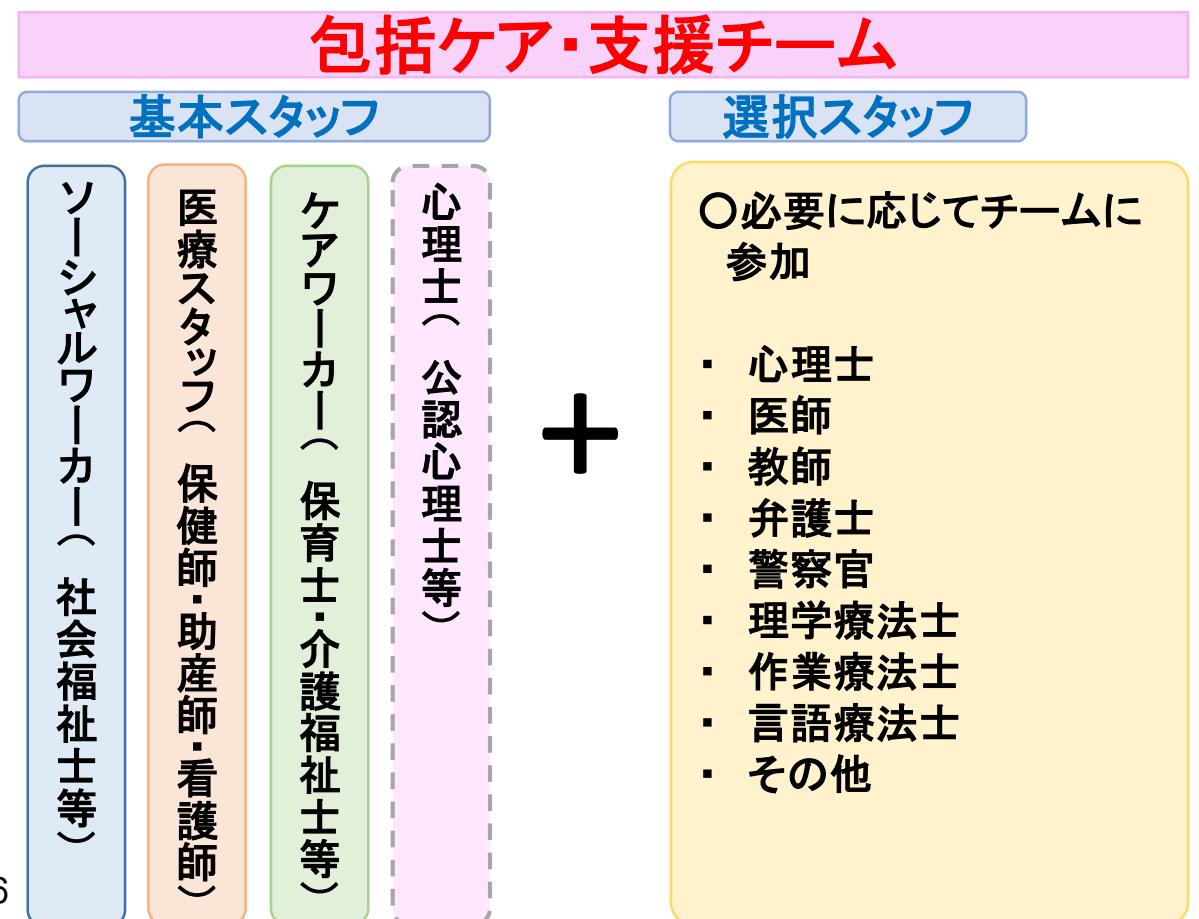
=胎児期から老年期まで、家族のライフステージに合わせた包括支援システムの構築=

◎家族を対象にしたチームによる**継続的・連続的**な包括ケア・支援システム

- 家族アセスメントや家族支援プラン策定など、ケースマネジメントを行うための組織づくり(チームづくり)及び人材育成・確保の必要性
- 市町村の相談機関には、児童虐待などの家族の構造的問題に迅速かつ適切に対応できる基本スタッフをチームとして配置し、その家族に対して継続的連続的な包括的なソーシャルワークを展開することが必要。
- チーム内の基本スタッフを必ず1名は残すように異動させることによって、家族への支援は、切れ目のない継続的なソーシャルワークが可能になる。

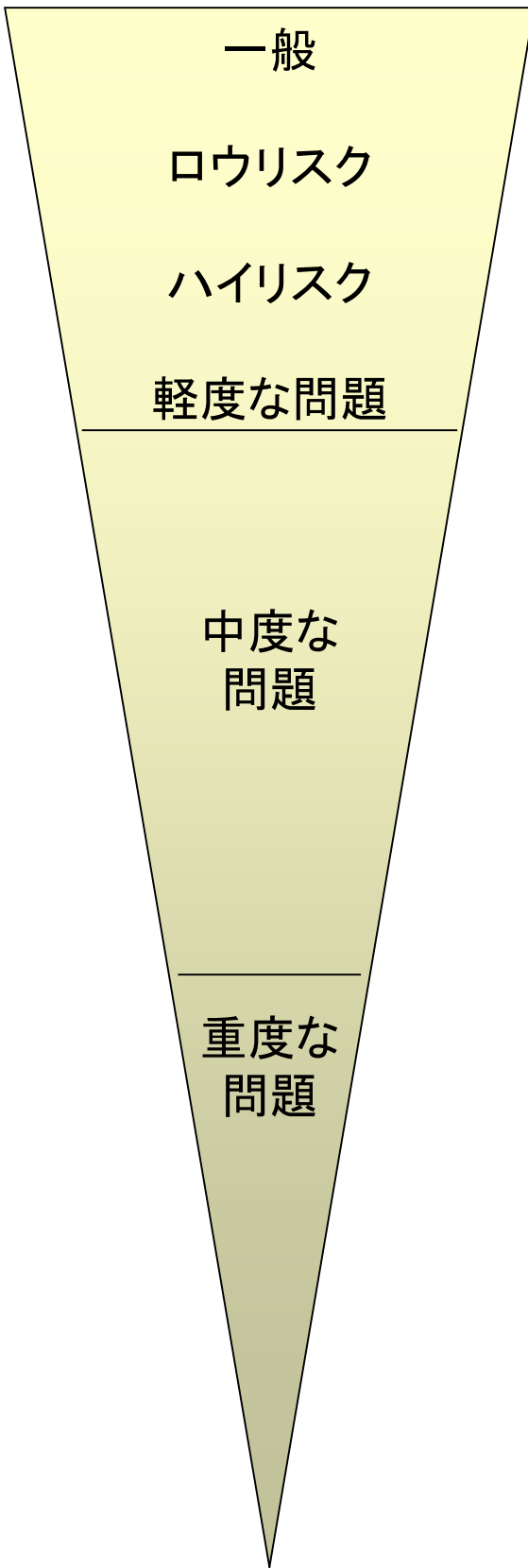
■家族・子どものライフステージ

- ・ 妊娠・周産期(成人期)【胎児期】
- ・ 養育期(成人期)【乳幼児期】
- ・ 養育・教育期(成人期)【学童期】
- ・ 自立支援期(成人期)【思春・青年期】
- ・ 子独立期(壮年期)【親になる準備期】
- ・ 老夫婦期(老年期)〔孫〕



これからの子ども家庭相談体制について(案)

住 民 (子ども・家庭)



市区町村圏域

中間圏域

都道府県圏域

一体的に担う支援拠点の整備

市区町村

(子ども家庭支援拠点)

(福祉事務所(家庭児童相談室)、保健センター、子育て世代包括支援センター、教育相談所等)

一義的な相談全般

実情の把握

情報の提供

相談への対応

調査及び支援(指導)

関係機関との連絡調整

在宅での包括的なケア・支援の提供

(母子保健・子育て支援・保育事業などの有効活用)

送致
(協働)
(連携)

児童福祉施設(児童家庭支援センター・児童発達支援センター)、福祉事務所など

要保護児童
対策地域
協議会

都道府県

専門的な知識・技術を必要とする相談

包括的里親支援機関
(包括的里親支援事業)

児童相談所

児童自立支援施設
(児童家庭支援センター機能)
非行相談

保健所
精神保健福祉センター

児童虐待相談を中心に

広域的・専門的対応

知的障害者更生相談所
身体障害者更生相談所
発達障害者支援センター

医療機関等関係機関

家庭裁判所

市区町村の実情に応じた子ども家庭支援拠点の整備(案)

子ども減少地域での整備

地域の实情に応じた機能強化

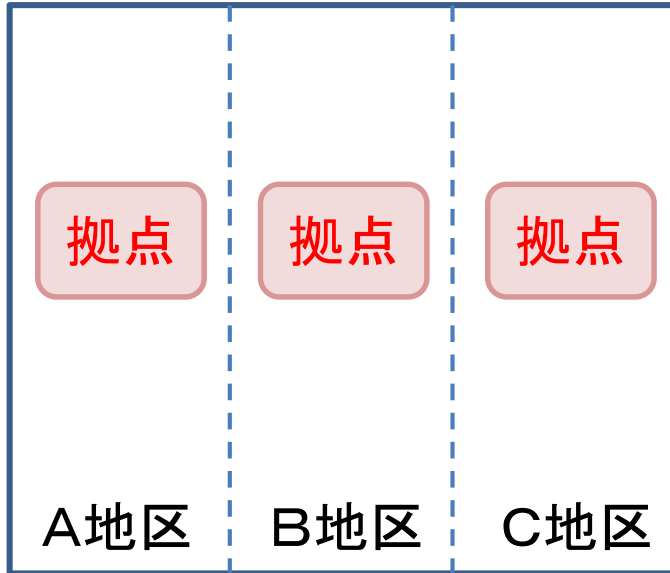
都市部での整備

子ども家庭支援拠点の主な重点機能	子ども人口が少なく、単独で設置する必要の低い町村部は他の地方公共団体と共同して設置。	子どもが減少する中で、他の分野と協同した包括支援システムを構築することが必要。	子ども家庭支援を包括的に行う機能を付与した子ども家庭福祉・保健機関を整備することが必要。(複数設置可)
<p>① 児童家庭支援センター的機能・ワンストップ相談支援機能 24時間365日相談支援機能及び分かりやすいワンストップの窓口機能などをもった総合的な相談支援体制を整備する。</p>	<p>複数の自治体内にある児童家庭支援センターなどの相談支援機関に委託して子ども家庭福祉・保健の提供を行う。</p>	<p>子どもが減少しても、他の分野と協同しつつ、包括支援ができる機関を活用して、子ども家庭福祉・保健の提供を行う。</p>	<p>子ども家庭支援を包括的に行う機能を付与できる子ども家庭福祉・保健機関を活用して、支援を行う。(社会福祉法人に業務の一部委託)</p>
<p>② 一般の子ども家庭相談支援～子ども虐待事例の在宅支援 全家庭を対象にしたポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチ及び在宅支援までのケースに対応する。</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談全般(一般子育て相談から児童虐待等に関する相談まで)</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談を行いつつ、家族を単位にして障害者・高齢者を含め包括支援を行う。</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談について一般の相談と虐待対応セッションとを分けて対応する。</p>
<p>③ 要保護児童対策調整機関 専門職員を配置して、ケースの進行管理、関係機関の調整を行う。</p>	<p>専門職員を配置し、広域での要保護児童対策協議会の調整機関として機能する。</p>	<p>専門職員を配置し、要保護児童対策協議会のみならず他の協議会の調整機関としても機能することもありうる。</p>	<p>専門職員を配置し、要保護児童対策協議会のみ調整機関として機能する。</p>
<p>④ 人的資源(ソーシャルワーカー・保健師など)の配置 子ども家庭支援拠点が適切に機能するための専門職種の配置を行う。(最低限2名は(うち常勤1名)配置し、人口・相談件数によって加算)</p>	<p>自治体間で協議の上、専門職種を配置する。</p>	<p>各専門職種を配置するが、常勤職員を複数配置するなど最低配置人員基準を超えている場合には、他の分野も兼任することもできる。</p>	<p>子ども家庭分野を専任できる専門職種の配置を行う。</p>

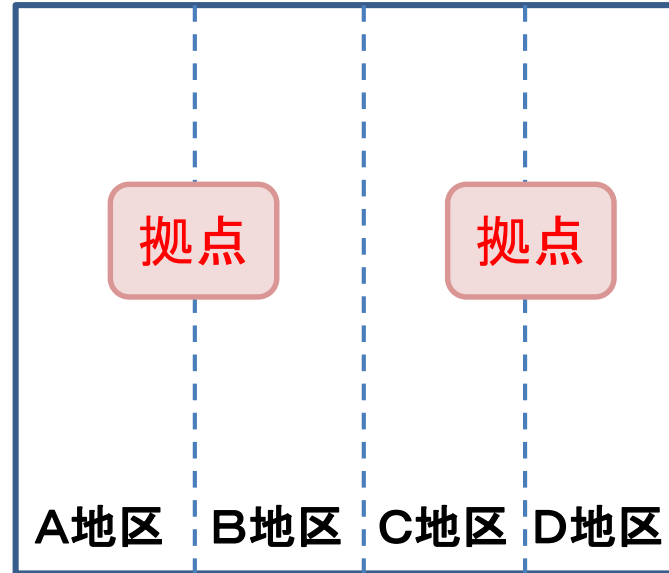
市区町村の実情に応じた子ども家庭支援拠点の整備(案)

大規模・中規模市区町村の場合

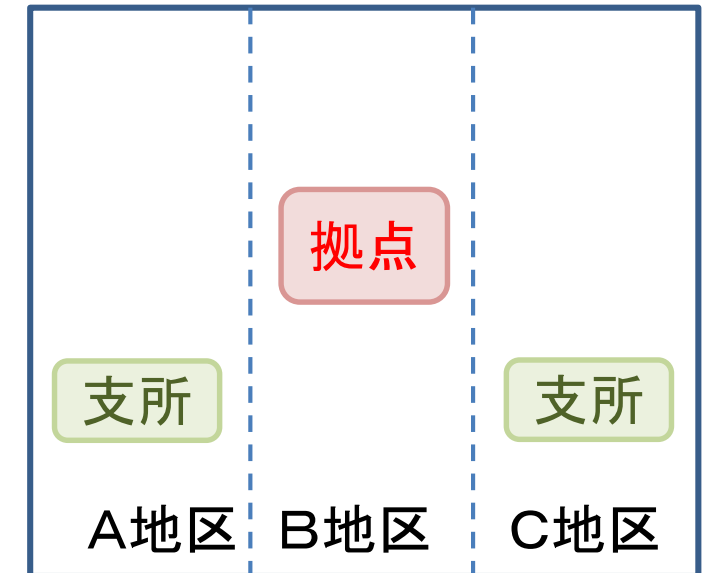
各地区に拠点を設置



複数地区ごとに拠点を設置



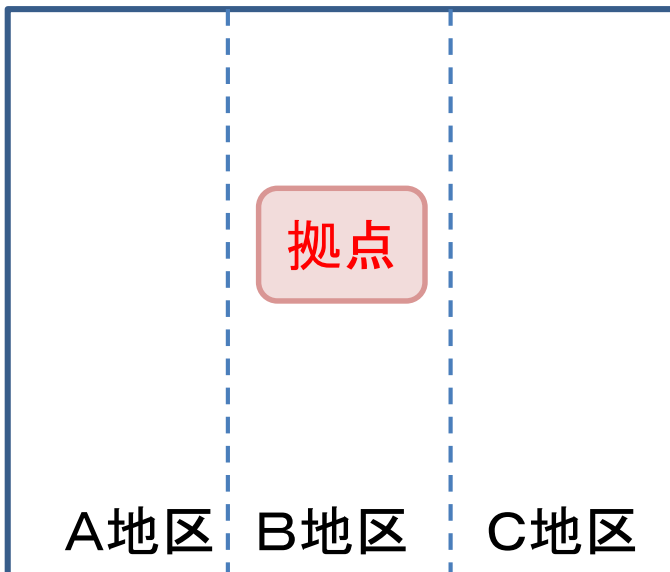
各地区に拠点・支所を設置



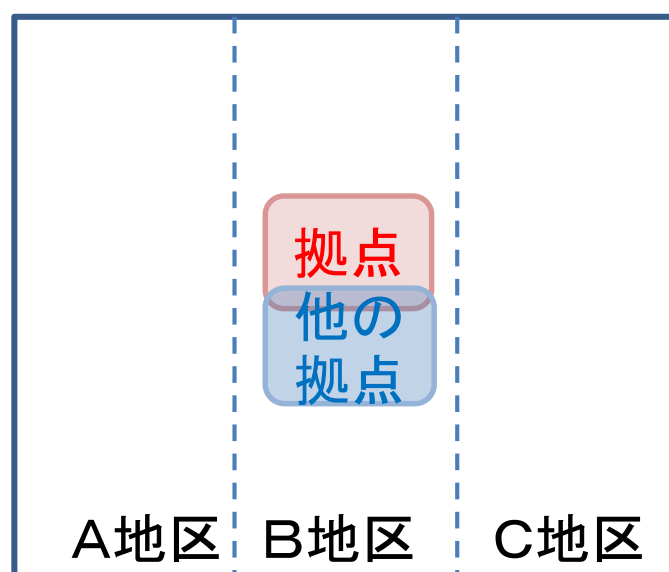
※ 支所は子育て世代包括支援センターなどを活用

小規模市区町村の場合

市全域に拠点を設置

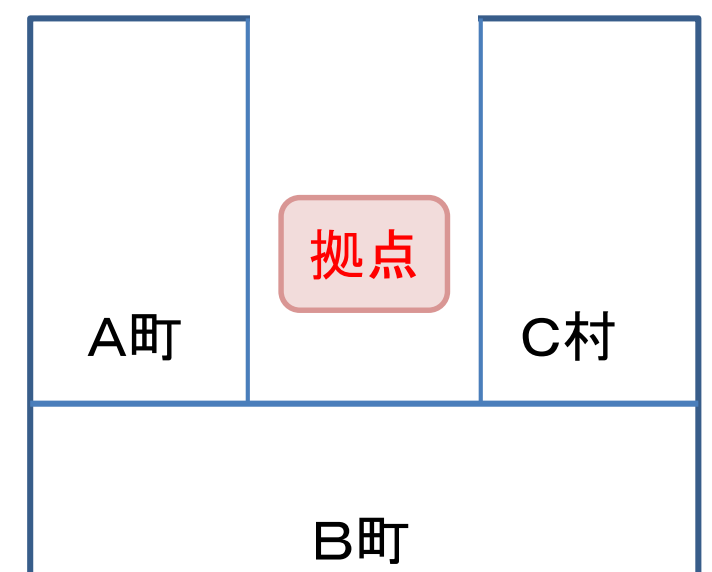


市町村全域に他の分野と協同する拠点を設置



※ 他の拠点は地域包括支援センターなど

他の自治体と共同して拠点を設置



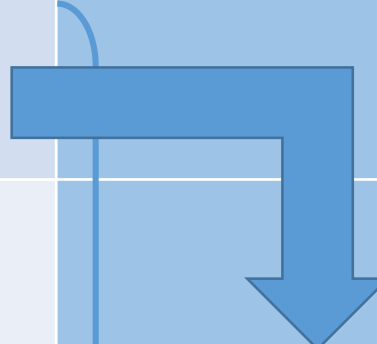
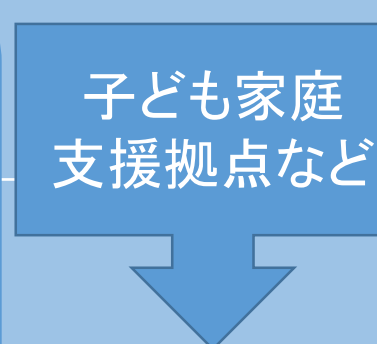
※ 拠点は都道府県福祉事務所
児童家庭支援センターなどに委託

市区町村における家庭内等虐待暴力防止対策について(案)

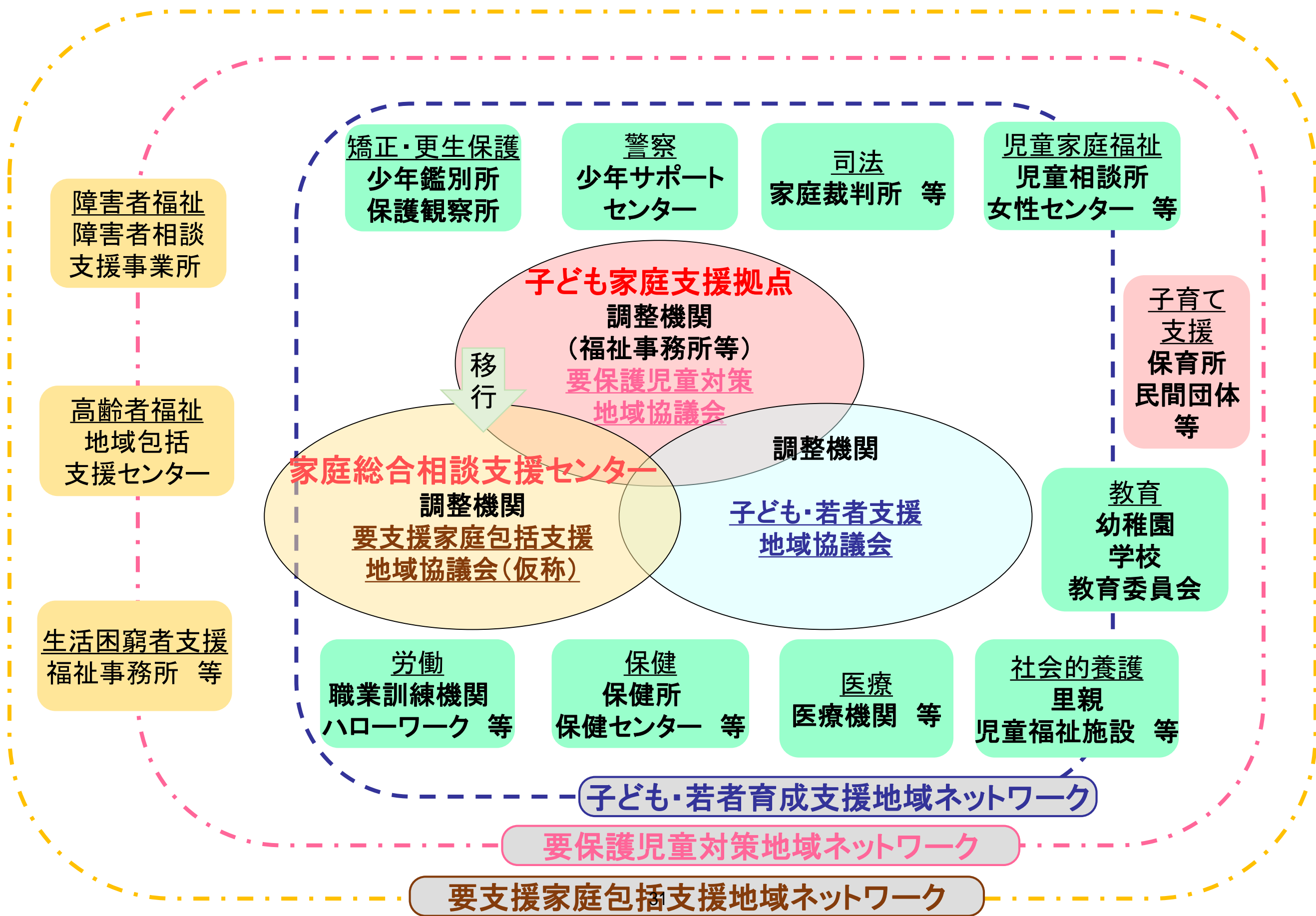
児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、DVなど、特定の対象者や分野ごとに相談支援体制が整備されてきた。障害者・高齢者虐待の目撃もDV同様に児童虐待と定義すべきではないのか、相談支援の対象である家庭が複合的な課題を抱えている場合、対象者・分野別での対応では十分とは言えず、さらに深刻化する場合もある。

こうした課題に対応するためには、的確なアセスメントに基づき、様々な相談支援施策やサービスを早期に一体的・総合的かつ個別的に継続して提供することが重要である。

このため、地域における包括的な相談支援ネットワークや相談支援機関を設置し、対応することが必要。

虐待防止制度	市町村相談対応機関	ネットワーク	ステップ1	ステップ2
児童虐待防止制度	子ども家庭支援拠点	要保護児童対策地域協議会	 <p>要支援家庭包括支援(家庭内等虐待暴力防止対策)地域協議会(仮称)の設置</p> <p>地域の包括的な相談支援ネットワークの設置</p>	 <p>子ども家庭支援拠点など</p> <p>家庭総合相談支援センター(仮称)の設置</p> <p>ワンストップ・中核的な相談支援機関の設置</p>
障害者虐待防止制度	障害者虐待防止センター			
高齢者虐待防止制度	地域包括支援センター 高齢者虐待防止センター	高齢者虐待防止ネットワーク		
DV防止制度	(配偶者暴力相談支援センター)			

要支援家庭包括支援のための地域ネットワークシステム(案)(市町村)



福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例 (地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドラインより)

高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

【通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例】

例① 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 放課後等デイサービス(障害児)

例② 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 小規模保育事業(B型)(児童)

例③ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 地域子育て支援拠点事業(児童) + 利用者支援事業(基本型)(児童)

例④ 小規模多機能型居宅介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 一時預かり事業(児童)

【訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例】

例⑤ 認知症対応型通所介護(高齢者等) + 就労継続支援 B 型(障害者) + 放課後児童健全育成事業(児童) + 就労訓練事業(生活困窮者)

【泊まりのサービスを組み合わせる例】

例⑥ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 就労継続支援 B 型(障害者) + 短期入所生活介護(高齢者等) + 短期入所(障害者) + 保育所(児童)

例⑦ 認知症対応型共同生活介護(高齢者等) + 共同生活援助(障害者)

障害者施策や高齢者施策などの有効活用や共同事業の創設(案)

○障害者施策の活用:社会的養護のもとで生活している障害のある児童は増加している。

① 障害者福祉サービスの有効活用(18歳以上)

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助(創設)、就労定着支援(創設)など



【今後の方向性】

対象の拡充:里親・児童養護施設等入所児童(18歳以上)も可とする。

○高齢者施策の活用と子ども家庭施策の共同事業

① 介護予防事業として、高齢者の子育て支援員としての活用(子育て支援の担い手のとしての社会参加)

② 介護予防事業(高齢者)+地域子育て支援拠点事業(児童)

③ 単身高齢者と学生・母子家庭との共同生活事業

学生や母子家庭が単身高齢者の住宅をシェアハウス(無・低家賃)として利用し、学生・母子家庭の生活・自立支援及び高齢者の見守り支援などを行う事業。

○労働施策との共同事業

青少年施策は不十分であり、充実強化が必要である。

勤労青少年福祉法に位置づけられている全国に約300カ所ある勤労青少年ホームなどを活用して、一定の条件を満たした施設を選定して整備を行い、以下のような機能をもった総合的な青少年(15歳～30歳程度)の自立を支援する青少年自立支援センター(仮称)を都道府県に数カ所(青少年人口に応じて)設置する。

里親・施設を退所した年長児童など個々の青少年の状況に応じた支援を展開する。

機能：相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、一時保護・短期宿泊機能、コーディネート機能など

札幌市円山勤労青少年ホームの転用事例

～関係機関等との緊密な連携と、充実したインフラを活用した若者のキャリア形成支援について～



I 旧札幌市円山勤労青少年ホーム（若者支援総合センター）の概要

- 設立：昭和44年（平成22年4月から若者支援総合センターに転用）
- 設置主体：札幌市
運営主体：指定管理者（財）札幌市青少年女性活動協会
- 所在地：札幌市中央区北8条西24丁目（地下鉄東四線「二十四軒駅」徒歩7分）
- 施設の概要：1階部分：事務室、休憩室、カウンセリングルーム
2階部分：集客室、調理室、図書室、軽食販売、カウンセリングルーム
- 運営体制：館長1名、主任指導員1名、青少年指導員3名
- 平成21年実績：登録者数647人、講座、イベント等への参加者数5,191人

II 取組みの特徴

1 新たな若者支援体制の構築

- 勤労青少年ホームの老朽化、若者が抱える現代的な課題に対応するため、平成21年4月に「札幌市若者支援基本構想」を策定、本構想に基づく施策を進めるにあたっての「若者向け施設設置の考え方」を整理。

これに基づき平成22年4月に、円山勤労青少年ホームを「若者支援総合センター」として転用。

- 「若者支援総合センター」は、ハローワーク、精神保健福祉センターなどの専門機関と相互に連携を取りながら、「さっぽろ若者支援ネットワーク」の中核的機関として、若者の社会的自立を総合的に支援。

- 「若者総合支援センター」内に設置されている「さっぽろ若者サポートステーション」の運営団体である（財）札幌市青少年女性活動協会が、「子ども若者育成支援推進法」に基づき、平成22年9月から開催されている地域協議会の指定支援機関及び事務局（調整機関）としても機能。

2 関係機関との連携等、若者のキャリア支援体制の整備

- ジョブ・カフェにサポステ相談ブースを設けての相談（月2回程度）、定時制高校へのスタッフ派遣に加え、教育委員会の依頼に基づく学校関係者への講演、就労体験先開拓などを目的に地元事業所への積極的な働きかけ等、関係各種機関と密接に連携している体制を築いている。

- ヨガ、調理、創作活動などのコミュニケーショントレーニングや、自信回復に効果の高い各種プログラムを実施することのできるインフラ施設があり、こうしたプログラムをより実効性の高い取組にするため、参加者の状態を担当者からキャリア・コンサルタント等の相談員に伝達し、常に情報の共有化を図っている。

- 月に2回、精神科医の訪問相談があり、障害や病気などが疑われる者に対しても相談しやすい環境整備を図っている。

3 訪問支援、学業への復帰等の能動的支援

- 学校における出張相談などを行っているほか、進路未決定のまま卒業した者や早期離職をした者について学校を介して来所につなげている。

- 財団法人札幌市青少年女性活動協会が指定管理者として運営している児童館を活用し、大学生の学習ボランティアや教員OBなどに学習指導、教材の提供などに協力してもらうことで、学び直しの場を提供することができる仕組みを構築している。

課題として認識されている点

- 各種関係機関とは双方向で補完しあうことが重要であるが、本人の理解が得られず、医療機関や精神保健福祉センター等へは誘導しにくい状況。そのため、就労に結びつくことが難しい精神疾患や障害が疑われるにも関わらず、必要な支援が受けられないケースがある。
- 連携先の学校を通じて進路未決定者や早期離職者の情報を得ているが、中退者へ対応するにはより早期からの信頼関係構築が重要。また、マンパワーが足りず特定の学校とのつきあいが深い状況。より幅広い教育機関への普及・連携が課題。
- 経済団体から、トレーニングの場としての会社を紹介されても、なかなか雇用には結びつかない。

【参考】

(2) 勤労青少年ホーム等の多様な観点からの活用促進

- 勤労青少年ホームの利用実績等は、平成16年度から平成21年度までの5年間で、延べ利用者数は約115万人減少し、平成21年度は279万人となっている。施設数も84箇所減少し、同年度末で395箇所（地方公共団体が類似施設として位置付けている施設を含めると約450箇所）となっており、勤労青少年数の減少、若者の余暇活動の変化等に伴い、長期的に見ても減少傾向にある。
- また、利用者の年齢別の傾向を見ると、平成16年度と比べ、平成21年度では20歳台後半層が約45%の減、逆に30歳以上の者の利用が約40%の増となるなど、全体として利用者の年齢層が上がっていることがうかがえる。
- 平成20年度には、国の補助により設置された施設の財産処分手続きが簡素化され、これに伴い、勤労青少年ホームの用途の変更、取り壊し等の案件も増加しており、今後とも施設数の減少が見込まれる。
- こうした中、設置・運営主体である地方公共団体と、関係者の連携・協力のもと、勤労青少年ホームに本来期待される余暇活動等の活性化に取り組み、地域の若者の交流・人材定着に寄与している事例や、勤労青少年のキャリア形成という観点から、専門的な相談、各種支援プログラムの充実に取り組むなど、勤労青少年ホームの役割を拡大し、活性化を図っている事例も見られる。
- これらの事例も踏まえ、勤労青少年ホーム等の設置・運営主体である地方公共団体を始め、関係者の創意工夫の下、クラブ活動や各種講座等の余暇活動に加え、ボランティア活動や伝統行事への参加の場を提供し、同世代・異世代間、地域間の幅広い交流を促すなど、勤労青少年の福祉向上の基盤として確立されることが望まれる。
- さらに、勤労青少年のキャリア形成支援の充実に向け、キャリア・コンサルティング等の相談機能を強化するほか、ニート等の若者も対象に含め、職業的自立の実現に向け、グループワーク方式を取り入れた各種支援プログラムを展開する事業を施設内外で展開するなど、活性化を図ることも重要である。
- 地方公共団体は、こうした観点を中心に、自らの目標設定、創意工夫により、地域の実情に即した、勤労青少年ホーム等の役割を明確化し、これに応じて具体的な機能の充実を図るとともに、関係者の参画により基盤を整備していく立場にある。
- このため、地域の若者を取り巻く現状・課題を分析の上、勤労青少年ホーム等の資源の特性を踏まえ、利用者である勤労青少年自身の提案も積極的に取り入れ、キャリア形成支援の観点も含めた勤労青少年ホーム等の具体的な活性化方策を確立する必要がある。
- また、各勤労青少年ホーム等が、こうした自らの具体的な支援機能はもとより、地域の社会的活動から仕事に関することまで、勤労青少年を始めとする若者のキャリア形成や社会参加に関する様々な情報を幅広く分かりやすく提供する、いわば情報発信基地としての役割を備えるなど、若者の総合的な支援の拠点として発展していくことが期待される。
- なお、その際、各勤労青少年ホーム等の特徴・役割を反映した愛称等を、住民、利用者からの公募等により定め、広報に活用することも一考の価値がある。

里親支援のあり方

家庭養護支援体制の拡充（児童相談所）

① 専任職員の配置

里親委託の推進及び里親・委託された子どもの支援の充実のためには、複数の専任職員を児童相談所に配置する体制が確保されるべきである。

② 専任職員の継続勤務年数の長期化

里親担当職員の専門性を高め維持するためには、職員の異動周期を長くして、経験を蓄積できるようにすべきである。

③ 里親応援ミーティングの実施

子どもを里親に新規に措置する際に、関係機関・関係者（委託児童担当児童福祉司、担当児童心理司、里親委託等推進員、里親支援担当職員（児童家庭支援センター職員など）、児童福祉関係部署の市町村職員、里親支援専門相談員、保健師、保育所、学校、地区里親会、必要に応じて里親など）による里親応援ミーティングを開催して、養育計画書（里親版、里子版）、訪問・面接計画書などを作成、チーム養育であることを確認し、委託前後における里親養育への支援を実施する。なお、場合によっては実親が参加するミーティングを開催したり、ファミリーグループカンファレンスなども実施すること。

④ 二つの措置の活用

乳児院から里親委託の一定期間の複数養育（二つの措置）や里親委託中の保育所利用、障がい児サービスの複数養育など二つの措置の活用を広める。乳児院や児童養護施設から里親委託に移行する段階では、双方の入所措置と委託措置を重ね合わせて移行期支援ができるように、二つの措置をかけられるようにすべきである。

また、里親委託中の保育所利用や障がい児サービスの活用について、積極的な利用を可能とすべきである。

⑤ レスパイト事業の拡充

レスパイト事業における受け入れ対象を親戚・友人等にまで拡大する。

⑥ 委託児童健診の実施

乳幼児健診のように、委託された子どもに対しても定期的（委託された子どもの年齢、委託期間等により時期検討）に心理検査などを行い、子どもの里親家庭での適応、安定感を把握し支援の方向性の材料とする。

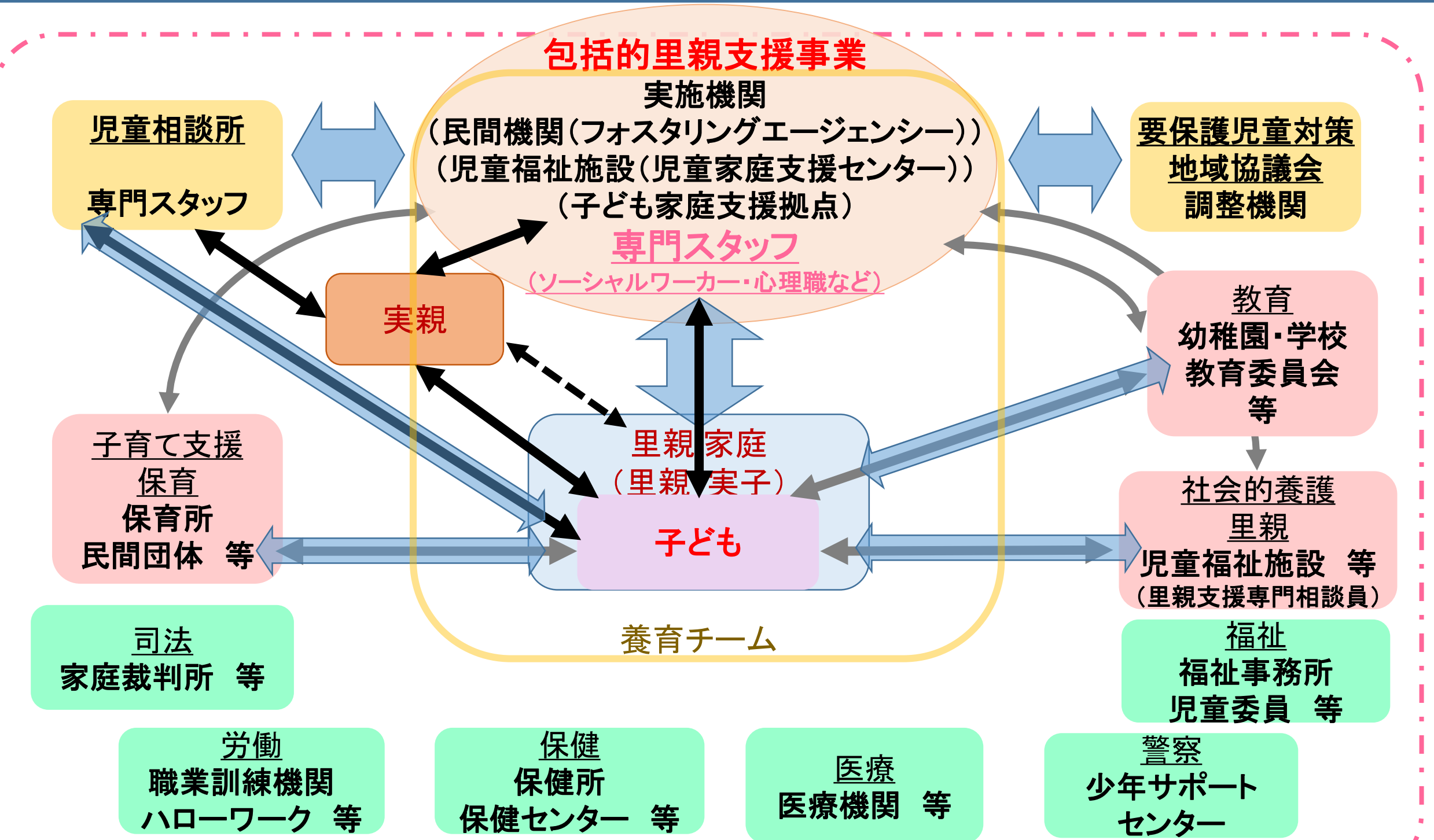
（「全国里親会中長期ビジョンに関する報告書」より）

包括的里親支援事業(案)

○子どもの最善の利益を中心に据えた里親ソーシャルワークのできる機関に、里親のリクルートから里親支援までをする事業を委託して行う。

委託機関: ①民間機関(フォスタリング・エージェンシー) ②児童福祉施設(児童家庭支援センター) ③市区町村子ども家庭支援拠点 など

事業内容: 里親開拓、里親研修、相談支援(24時間365日)、マッチング、移行支援、訪問支援、レスパイトケア、関係機関調整、里親間交流(里親サロン)、実親支援、アフターケア など ※ 里親支援機関事業からの移行



在宅支援に関するコメント (林 浩康)

本来家庭に求められる養育機能、居場所機能、生活支援機能等を、在宅家庭をベースとしつつ、補足外部化するという考え方に基づき、市町村において官民が連携・協働して支援を具体化する必要性に関する意識啓発、およびそうした理念の共有

意義 これまで市町村では、保護者を支援して子どもの養育を保護者に委ねるという形で子育て支援が行われてきた傾向にある。それは「子どもの保護中心」から「養育支援中心に」、「保護者の第一義的責任」、「子ども家庭福祉」といったフレーズにより強化されてきた面がある。こうした状況のなかで子どもの保護が遅滞する実態も生じている。一方、貧困家庭の顕在化とともに、子どもへの直接的支援ニーズへの意識も高まっている。保護者支援や家庭支援の視点を尊重しつつ、あるべき家庭像に近付けさせるために保護者を支援するという考え方だけではなく、保護者や家庭が提供困難な養育機能、居場所機能、生活支援機能を社会が代わって補完・支援するという考え方が定着化することで、保護者支援だけではなく、子どもを中心に据えた支援サービスの具体化も促される。一時的、断続的、継続的に養育を支援するいわゆる多様な「社会的親（コミュニケーション・ペアレント）」や「疑似血縁関係」を社会的に整備・提供し、子どもの依存先を家庭以外に保障することも方策の一つといえる。

課題 市町村における財源負担、支援を具体的に担う人材等が課題となる。ここでは案2で言及するように、国や都道府県からの財政支援、あるいは市民参画型の実践などが考えられる。市民参画型の組織形成は、住民の共助の精神や行政の意識変革を促す側面がある。行政主体の実践がユニテリアの弱体化をもたらしているという一面もある。

市民が当事者性をもって地域の養育課題を捉えることが重要であり、そうした意識の醸成も課題である。親の養育上の問題は、社会構造的課題から生み出される。子どもへの直接的な支援サービスは社会的エージェンツ（社会の代理）として子どもの養育に関与する。したがって市民は一丸となってそうした支援に関心をもち、何らかの貢献をすべき存在である。子どもを中心に保護者、支援の担い手、市民を含めて協働して子どもへの対応のあり方を考えることや、支援の質の向上を図ることは社会的責務である。近年強調される「新たな公共」が意味するところは、英語の public と日本語の「公」の意味上の違いを明確化し、市民参画に基づいた「公」を再構築することである。社会的連帯を要する養育の営みを共有するための意識改革を促し、こうした養育理念を官民で共有することがまず重要である。

- ・市町村における在宅サービス体制の充実

意義 児童相談所が受理する虐待相談対応件数の9割以上が在宅ケースであり、したがってその実質的支援を担う市町村における在宅サービスの充実が重要となる。また親と子分離を要するか否かは、子どもの生活する市町村のサービス内容や充実度との関連で

決定せざるを得ない面もある。在宅サービスは保護者に焦点化した保護者支援サービスと子どもに焦点化した子ども支援サービスに分けられる。保護者への支援や家庭支援の視点は重要ではあるが、脆弱な生活基盤において保護者の養育状況の改善が困難な場合、子どもの時間感覚を尊重するという意味で、成長・発達する子どもの立場を考慮し、子どもへの直接的な支援サービスの提供を要する場合もある。保護者支援に関しては、子どもの育つ基盤である家庭に着目し、保護者を支援することで、子どもを間接的に支援するという考え方に基づいている。主に子育て支援はそうした考え方がとくに強いように思われる。しかしながら今後はそうした考え方に基づいた支援だけでなく、子どもの育ちを直接的に担うサービスの創造とその具体化がきわめて重要である。

要支援児童を抱える家庭との関係形成は子どもへのサービス、すなわち学習支援や食事提供などを介して親とつながる方が、親への直接的サービスより効果的であるという実践評価もある。子どもへの支援あるいは子どもの変化を通して親自身が変化することも実践の中で示唆されている。社会的養護への措置を予防する多様な子どもへの直接的支援が市町村には求められる。

また児童相談所が虐待通告への対応に時間と労力を要し、本来的な援助を適切に行うことが困難な状況について指摘されてきた。通告における振り分け体制を強化し、一定のケースについて確実に市町村で対応することが求められる。その際、アメリカにおける通告内容に応じて対応のあり方を差異化する区分別対応(Differential Response)という考え方が参考となる。

ワシントン州は 2013 年度から新たな区分別対応システムを導入している。急な対応を要しないと判断されたケースには、調査(Investigation)を行うソーシャルワーカーは関与しない。それに代え在宅サービス専門のソーシャルワーカーが家庭を訪問し、サービス提供に向け関与する。ワシントン州における区分別対応(Differential Response)モデルは Family Assessment Response (FAR) と呼ばれ、FAR により選別されたケースは SBC(Solution Based Casework)に基づいて対応がなされ、家族とソーシャルワーカーのパートナーシップという理念に基づき、援助が進行する。FAR の多くの対象ケースは緊急を要しないネグレクトケースである。具体的には家族など当事者が援助計画作成過程に参画するよう、専門職と家族、親族、友人といった人たちが一堂に集う会議(Family Team Decision Making=FTDM)が開催される。ここでは専門職と家族、親族、友人共に子どもの安全、家族のストレンダス、ニーズやリスクをアセスメントし、援助計画が作成される。

FAR は保護者がより適切なスキルを身に付けたり、養育課題の理解を促すようなサービス提供を行うことを目的とする。FAR に基づいて提供され、効果あるサービスとしての一定のエビデンスを有する在宅サービスのコストは州だけではなく、連邦政府によっても負担される。すなわち効果的な在宅サービスは親子分離を予防することで、財政的な削減を可能とするという認識に基づき、連邦政府によって認められた一定の効果

があるとされる在宅サービスに関して、連邦政府により財政的負担が行われる。

課題 在宅支援のあり方を社会的養護と連続性をもって議論を進めていくことに困難を伴うことがしばしばある。その困難な要因について管轄行政の相違があげられるが、その根底には社会的養護と市町村における在宅支援の連続性に対する認識の希薄さも存在する。またその背景には、財政負担問題も存在する。すなわち市町村によって在宅支援の充実が財政的負担を強める。在宅支援体制の強化は社会的養護人口の減少につながり、国および都道府県にとって財政的メリットが大きいことも考慮し、都道府県と市町村の財政的拮抗関係を解消するための試みとして、一定の支援や事業に関して国や都道府県の負担を求め、各々の責任・役割を明確化して、協働して事業を行うことを促す必要がある。先に述べたワシントン州の事例を参考とし、あらゆるサービスに対し一律に財政支援をするのではなく、地域性を考慮した市町村独自のサービスを開発・提案し、一定の評価に基づき、国、都道府県により財政的支援が行われるという仕組みである。

また在宅支援と社会的養護の連続性を考慮した場合、社会的養護の場で生活しながらも、週末実の家庭で生活したり、普段は家庭で生活しながらも、定期的に社会的養護の場で生活するといった養育を親子関係再構築の過程として段階的ではあるが、柔軟に認めている自治体も存在する。里親家庭で生活しながらも、場合によっては定期的に宿泊を伴った施設の活用が必要な場合も考えられる。そうした柔軟な制度的運用を含め、多様な子どもの養育支援モデルの構築が重要であり、そうした養育支援モデルを含めて社会的養護について検討する必要がある。子どもの治療的機能を担う施設との活用も考慮し、都道府県は二重措置なども認めつつ、在宅支援との連携を深め、在宅生活を可能とするとすることも考えられる。

・妊娠相談支援体制、特定妊婦支援体制の強化

意義 死亡事例等の検証報告（第12次報告）によると、子ども虐待による死亡事例等の検証報告（第12次報告、2016）によると、心中以外で虐待死した子どもの年齢は、0歳が27人（61.4%）と最も多く、特に0歳のうち月齢0か月が15人（55.6%）と高い割合を占めている。そうした者のなかには母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診が多い。すなわち医療機関とも母子保健関係機関ともつながれない妊婦に対する支援体制の強化を促すことは、虐待死を予防する上で重要なことである。

一方、心中事例のなかには、高齢出産で子どもの誕生を待ち望んでいた事例が含まれる。キャリアを積んだ高学歴の生みの親が不妊治療を経てようやく子どもを授かった事例のなかには、未熟児出産で出産と同時に母子分離されながらも、退院後親族の支援や保健師の訪問を受けながら特段問題なく養育しているように考えられる場合もある。今後ますますこうした事例は増加することが予測され、病院や親族とつながっているとすることで安心するのではなく、市町村職員による家庭訪問や入院中の関係形成や退院後の即座の家庭訪問などの配慮や支援が提供されることで、予防できる事例も存在する。

課題 支援機関とつながることが困難な妊婦との関係形成は大きな課題である。ドイツにおけるベビークラッペや身元秘匿出産制度が子どもの死亡数減少に貢献しているという見解も存在する。またつながったとしても、関係形成の維持が困難な場合もある。何か特定の方法で効果を期待するのではなく、さまざまな方策を検討する必要がある。2015年11月に全国妊娠SOSネットワーク連絡会議が設立されたが、妊娠相談支援体制の強化とその周知徹底は重要である。妊娠相談体制が強化されることで、生みの親の意思決定を中立的立場から支援することが可能となる。場合によっては自ら育てることを断念することも考えられ、妊娠相談機関と養子縁組機関（児童相談所・民間養子縁組機関）や医療機関との連携も重要である。また自ら育てることを決めた場合、市町村の母子保健、子ども家庭相談、精神保健福祉等関係担当課との連携や要対協の活用なども考えられる。

生みの親が自ら育てることを決めるか否かは市町村における支援体制に依存する面もある。実家による支援が望めない生みの親に対して、実家に代わって寄り添い支援することが可能な親子ホーム機能をもった拠点が必要である。また諸外国のように都道府県と連携し妊娠中から里親を活用することも考えられる。

生みの親が在学中である場合、学業の継続が困難となり、退学を強いられる事例が存在する。学業の継続に向けた特別な配慮や柔軟な対応が必要である。一方、先に述べたような心中事例にみられる事例に対しては、こうした母親特有の困難さが存在する。そうした特有性を分析するとともに具体策を検討する必要がある。

・過度のケア役割を担うことを強いられる子ども（ヤングケアラー）への視点と支援の具体化

意義 依存期といえる子ども期に十分な依存が保障されず、むしろ家族に対し年齢不相応な気遣いやケア役割を担うことを強いられる子どもたち（ヤングケアラー）の存在について近年指摘されている。

ヤングケアラーは通常大人が負うと想定されるようなケア役割を引き受ける。担うケアの内容として、家事（買い物、料理、掃除、洗濯など）、一般的ケア（服薬管理、着替えや移動の介助など）、情緒面のサポート（家族員の感情への気遣いなど）、身辺ケア（入浴やトイレの介助など）、請求書の支払いや病院への付き添い、家計を支えるためのアルバイト、家族のための通訳（家族が聴覚障害の場合を含む）などがあげられる。とくに家族に何らかの障害や介助・介護を要する者がいる場合、こうしたケア役割が子どもに期待される子どもたちはケア役割を通して自己有用感を感じたり、家族関係の強さを実感したりすることもあるが、過剰なケア役割や気遣いを強いられ、十分に依存体験が保障されないことも考えられる。「ヤングケアラーの支援ページ (<http://youngearer.sakura.ne.jp/>)」では、子どもがケアを担い始めた時の年齢が低く、ケアが長期（2年以上）にわたり、そのケア責任が子どもの年齢や成長の度合いに不釣り合いなものである時、子どもは自分の心身の

発達や人間関係、勉強、進路などにも影響を受けることがあるとされている。

こうしたことが実践者の間で共有されることで、潜在化していた子どもたちの生き辛さへの視点が強化される。子どもたちに依存の保障となる支援を提供することは、子どものレジリエンスを促す上で重要なことである。

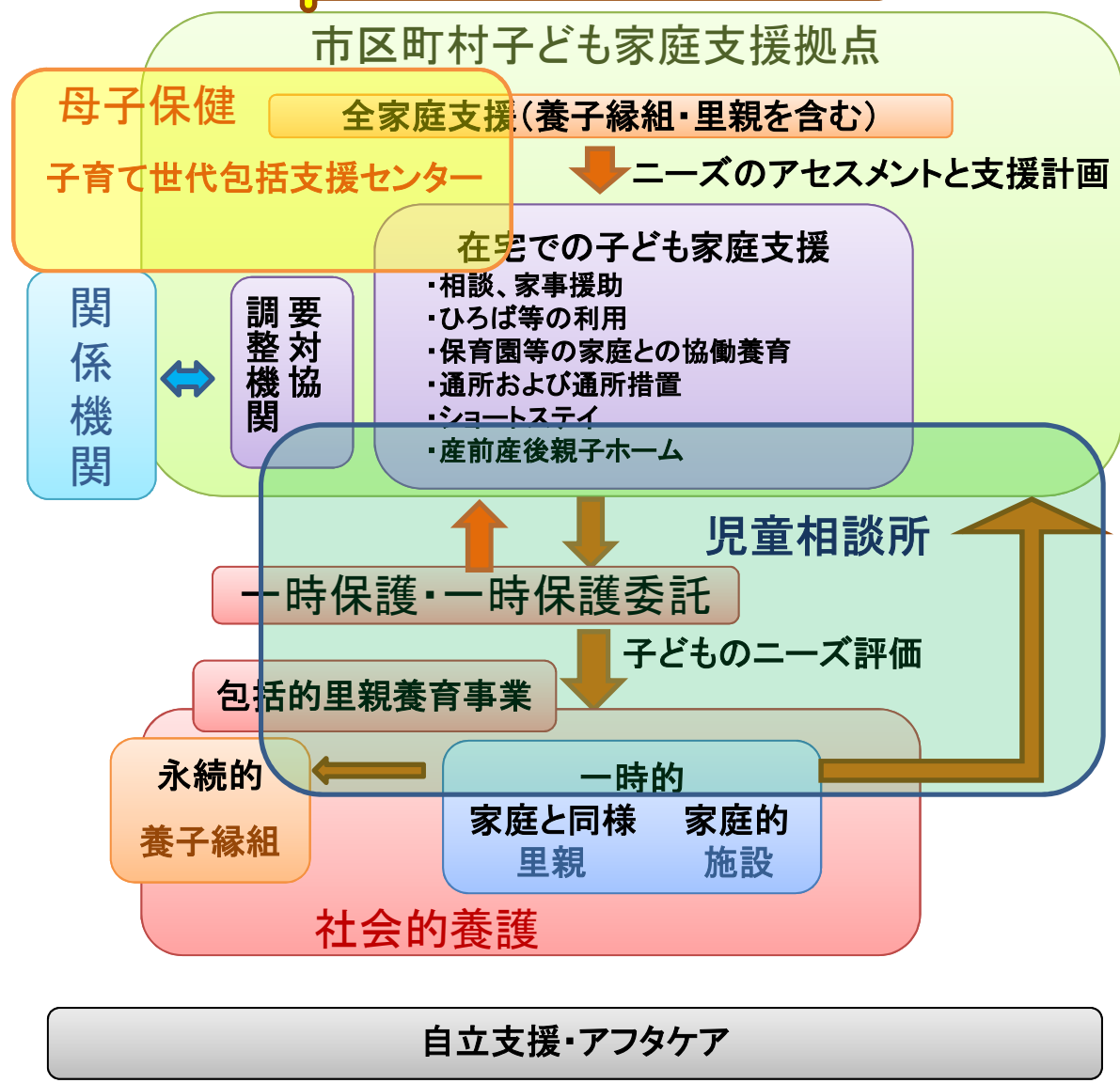
課題 子どもが自身の辛さを口に出せない傾向にあるなかで、社会や家族からの暗黙の期待を敏感に感じ、年齢不相応な役割期待に応じようとし、子どものニーズは潜在化することも考えられる。したがって要支援性の判断が困難な面が存在する。障がい児きょうだいや里親家庭の実子、外国からの移住者や親に何らかの障がいがある場合などさまざまな状況が想定される。場合によってはネグレクト家庭においてもそうした状況に追い込まれている子どもたちも存在する。辛さや困難さを言語化できる人との出会いや、支援体制をともに考えることのできる専門職を社会的に提供することが必要である。

・市町村による里親家庭支援

意義 社会的養護と子育て支援の溝を埋め、連続性をもった支援体制づくりの整備策として、市町村が社会的養護に関与することも考えられる。例えば里親家庭に子どもが委託される際、市町村職員も家庭に同行し、要対協ケースとしてその里親家庭を取り上げ、里親家庭の支援体制を検討している自治体が存在する。里親養育を応援するという意味で応援ミーティングと呼ばれている。こうした会議に里親も参画し、地域において支えられているという実感をもつことは、養育において大きな力となる。また里親登録前の家庭訪問調査の際、市町村職員が同行し関係性を形成し、養育に関する相談を市町村に行う事例も存在する。

課題 里親自身が公的養育の担い手であるという意識をもち、こうした開かれた養育に積極的に取り組む姿勢をもつ必要がある。とくに高齢の里親が育てづらい子どもに対応するには、地域の理解や協力が必要不可欠である。子どもは里親に限らず地域におけるさまざまな支援者と関係性をもち、気遣われ、支えられていることを実感することが自尊感情の回復のためには重要であり、そうした体制作りにより市町村が積極的に関与することが、地域住民の意識啓発を促し、里親推進においても有効なことといえる。

社会的養育全体の目標図



検討事項

- ・市区町村の基盤の強化方法
- ・支援拠点のあり方
- ・コミュニティーソーシャルワークのあり方(ニーズの把握と支援)
- ・在宅措置のあり方
- ・通所(治療的デイケア等)の場の開発
- ・妊娠期からの支援の構築(内密出産の制度の検討を含む)
- ・産前産後親子ホームの構築(社会的養護の一部の活用)
- ・児童家庭支援センターの役割
- ・親子分離中の家庭支援のあり方
- ・家庭復帰後の家庭支援のあり方

- ・継続性を担保するソーシャルワーク
- ・一時保護の機能の提示
- ・権利を保障した一時保護の場の要件
- ・「家庭と同様の養育環境」「できるだけ良い養育環境」「その要件」の整理
- ・アドボケート制度の構築
- ・包括的里親養育事業ガイドライン提示
- ・第三者評価基準の見直し、里親評価
- ・施設の機能およびあり方の総合的検討
- ・人材育成方法の提言
- ・継続的養育を意識したケアのあり方提言
- ・家庭復帰支援のあり方

- ・地域子ども家庭支援での自立支援のあり方
- ・社会的養護の自立支援・アフタケアガイドライン提示
- ・継続的支援の制度構築を提言

社会的養育の目標図を達成するためのプロセスを提言

第9回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会	資料5
平成29年2月1日	

平成28年12月28日「第7回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料5から変更なし

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 成果として提示すべき事項（案）

～「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて～

奥山 眞紀子

「社会的養護の課題と将来像」は、2011年6月施設の人員に関する児童福祉施設最低基準の見直しが行われたことを受けて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員の中で、里親および各施設種別の代表者と当事者団体の代表者で「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を立ち上げて検討され、作成された。

その際、2009年12月に国連総会にて採択決議された「児童の代替的養護に関する指針」に関しては、その精神や内容が十分に議論されないまま、それまでの委員会で議論されてきた「家庭的」養護と国連指針の「家庭」養護（family-based care）および「家庭的」養護（family-like care）の整合性を表層的に示したのみであった。

その結果、多くの問題点が生じている。その一部を以下に挙げる。

- 1) 社会的養護が「家庭で養育できない子どもの養育」という狭い観点で語られており、全ての子どもの養育に関する社会（国連指針では国）の責任という観点が不明確である。
- 2) 国連指針述べられている子どもが家庭で育つ権利に関しての原則が不明確である。
- 3) 「社会的養護の将来像」としながらも、里親と各施設種別の機能はそのままに、人員配置中心の将来像を提示しており、社会的養護のあるべき将来像を提示していない。
- 5) 養護の永続性に関する議論が希薄で、養子縁組に関する記載がほとんどない。
- 5) 小規模化・地域化は養護施設のみに適応され、他の施設に適応されていない。
- 6) 国連指針が排除を求める大型や大舎施設が残る形での方向性の提示となっている。
- 7) ファミリーホームをすべて里親として「家庭」（family-based care）とした一方で、その理念とは乖離する危険のある制度が構築されているが、それに関する言及がない。
- 8) 社会的養護にとって最も重要な児童相談所が行うソーシャルワークに関しては全く議論されていない。
- 9) 地域の子ども家庭に対する養育支援に関しては、社会的養護が支援するという立場でのみ語られ、地域の養育は議論されていない。

本検討会では、今回の児童福祉法の改正に基づき、子どもが家庭で育つ権利を基本にしつつ、社会がその養育の一端を担うことが不可欠なことを踏まえ、社会的養護のみの観点からではなく、全ての家庭を対象にした社会的養育という観点でその在り方と実現の方向性を提示することとした。なお、その際に最も重要としたのは子どもからの視点である。

以下は、本検討会で最終的に提示すべき項目案である。

1. 法改正とその実装に関する評価
2. 社会的養育全体像とその達成プロセスへの提言
 - 1) 子どもを中心として、「継続性」「永続性」を考えた社会的養育全体の図を作成する(図1)
 - 2) それぞれのケアの在り方およびケアの形態が変化するときの移行期のケアの在り方を提言
 - 3) その実現へのプロセスを提言する(図2)
3. 社会的養育の基準(物理的基準からのケアの質の基準へ)
 - 1) 社会的養護・一時保護所に関する基準
 - (1) 最低基準項目の改定案の提示
 - (2) 第三者評価基準及び評価の在り方に関する提言
 - 2) 保育園等の協働養育についての養育の質の基準に対する提言
 - 3) 家庭養育に関しての支援とその基準
 - 4) 子どもの声を聞く、アドボケート制度の構築
4. 家庭への支援(市町村WGの成果を検討して提言)
 - 1) 子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスのあり方
 - 2) 子ども家庭支援拠点のあり方に関する検討
 - 3) 通所措置(治療的デイケア)に向けての提言
 - 3) 児童家庭支援センターの改革(再定義?)の提言
 - 4) 特定妊婦のケアの在り方への提言(含:内密出産制度)
5. 児童相談所の改革(人材育成WGの成果を検討して提言)
 - 1) 永続的家庭という育ちの場の保障を見据えたソーシャルワークへの提言
 - 2) それを可能にする人材育成、専門性の向上、資格化の可能性への提言
 - 3) 機能分化や通告窓口の一本化を含めた児童相談所の役割のあり方に関する提言
 - 4) 政令市・中核市・特別区の児童相談所の在り方への提言
6. 社会的養護
 - 1) 改正児童福祉法第3条の2の定義
「家庭と同様の養育環境」「それが適当でない場合」「できるだけ良好な家庭的環境」
 - 2) それに基づく社会的養護の在り方への提言
 - 3) 子どもの意見表明権の保障、アドボケート制度の構築
 - 4) 包括的里親養育事業(fostering agency)のガイドライン

- 5) 里親制度：里親名称変更の提言・職業里親に関する検討・母子里親 等
- 6) 「継続性」「永続性」を担保するソーシャルワークへの提言
- 7) 産前産後母子ホームのあり方の提言
- 8) アドミッションケア、インケア、リービングケアに関する提言
- 9) 社会的養育全体像に基づく施設の在り方の提言
- 10) 養子縁組制度に対する提言（養子縁組後支援を含む）
- 11) 社会的養護を担う人材の研修方法に関する提言

7. 一時保護（委託を含む）

- 1) 一時保護を行う場に関する提言
- 2) 一時保護時の養育及びケアに対する提言（ケアの変更時の支援を含む）

8. アフター・ケア

自立保障の在り方に関する提言とアフタケア・ガイドラインの作成

- 1) 自律・自立のための養育のあり方に関する提言
- 2) 継続的支援の保証
- 3) そのマネジメントを行う機関のありかた
- 4) 地域生活支援

平成28年9月16日「第2回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料3から変更なし

新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

- ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製
 - ⇒叩き台作成を事務局に依頼
 - ⇒それを議論して、必要に応じて修正
- ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認
- ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ
子どもの権利を基礎とした基準へ

2) 社会的養育の構造

(1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

- ① 家庭への養育支援のあり方
 - 子どものための支援であることが基本
 - 要支援家庭のアセスメント
 - 支援の在り方
 - 在宅措置の在り方
 - 社会的養護との連続性
 - 児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方
- ② 保育園等の補完的養育
 - 保育園での養育の質の向上に向けて
- ③ ショートステイ等の短期的ケア
 - ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方
 - 全体の支援計画の中の組み込み方

(2)社会的養護

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
 - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
 - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」（continuity）と永続性（permanency）の担保のあり方
 - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
 - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画（permanency planning）
 - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
 - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
 - ・養育者との関係性の継続の重視
 - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
 - ・個の記録の確保
 - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守れる社会的養護体系の在り方
 - ・施設養護の専門性
 - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
 - ・専門性による体系の再編成
 - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

(3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

3) 自律・自立保障

議論すべき事項

(1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

(2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・ 全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・ サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・ 子どものニーズに沿った計画
- ・ 子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

平成28年1月13日「第8回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料1から構成員の意見を反映

改正児童福祉法第三条の二の解釈に基づく社会的養護（狭義）（案）

2017.2.1 奥山 眞紀子

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

I. 上記の解釈について

国連総会で2009年12月に採択決議された代替的養育の指針をも踏まえ、上記改正条文に関して、どのように解釈すべきかを提示することが求められている。「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは字義的には family-like care と誤解される可能性はあるが、家庭で養育できない子どもがまず養育されるべき環境は family based care であり、そのように解釈すべきである。それに伴い、「できる限り良好な家庭的環境」は family-like care および residential care に当たると考えるべきである。~~以下は日本の現状をも踏まえた子どもの権利を守る代替的養育環境に関する提言である。~~なお、改正児童福祉法第三条の二において、「家庭における養育環境と同様の養育環境」もしくは、「できる限り良好な家庭的環境」でなければならない養育環境には一時保護などの短期的な養育環境から、養子縁組までの長期的な養育環境までが含まれる。

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」

1) 特に重視されるべき養育に関する機能

「家庭における養育環境と同様の養育環境」は、家庭での養育が困難な子どもが対象であり、単に、虐待やネグレクトのない良好な生活基盤というだけではなく、逆境体験や離別・喪失の傷つきを回復する生活基盤となる必要がある。以下はそのために必要な養育の機能である。

- ①心身ともに安全が確保され、安心して生活できる機能
- ②継続的で特定な人間関係によって「心の安全基地」として機能する
- ③共有される生活基盤を提供する機能
- ④発育および心身の発達が保障される機能
- ⑤社会化の基盤としての機能
- ⑥病んだ時の心身の癒しと回復の場としての機能
- ⑨子どものトラウマ体験や分離・喪失体験からの回復の場となる機能

- ⑩新たなアタッチメント対象としての関係性を構築する機能
- ⑪発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場となる機能

2) 当該養育環境とみなされる要件

上記の機能を果たすことのできる養育環境としては、以下の要件が考えられる。ただし、当該養育環境として適切であると判断するのは総合的判断であり、以下は参考として考えるべき要件項目である。

- ①一貫かつ継続した、養育能力のある、密な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在
 - ②子どもの安全が守られる「家」という物理的環境の提供
 - ③特定の養育者との生活基盤の共有
 - ④同居者との生活の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要
 - ⑤生活の柔軟性 有機的で臨機応変な変化のできる営み
例：子どもの病気に柔軟に対応できるなど
 - ⑥子どものニーズに敏感でそれに合った適切なケアを提供できる
 - ⑦社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重される
 - ⑧地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している
 - ⑨子どもの権利を守る場になっている
 - ⑩子どものトラウマや関係性の問題に対するある程度の知識と対応方法を獲得しており、必要に応じて専門家の助言を求めたり受け入れたりできる
 - ⑪子どもの状況に応じて適切な家庭教育を行える

2. 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」

上記の「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育することが適当でない場合に関しては、以下のような場合である。

- ①家庭環境では養育が困難となる問題を持つ子ども
例：それまでの育ちの中で他者への不信や家庭への怒りが強くて、一人の養育者が抱えきれず、子どもが他者や自分を傷つける危険がある場合など。
- ②子ども本人が家庭環境に抵抗感が強い場合
*当面は以下の条件も考慮する
- ③適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合
ただし、その場合は一時的（概ね3年以内）とすること。

3. 「できる限り良好な家庭的環境」

上記2. の条件の子どもに提供する環境は「家庭における養育環境と同様の養育環境」では与えることのできない機能を有する環境であり、その子どもの状況によって与えるべき環境は異なる。従って、ここではその機能に関しての原則を提示する。

1) 特に重視されるべき養育の機能

- ① 「家庭における養育環境と同様の養育環境」と同じ機能を有すること。
- ② 「家庭における養育環境と同様の養育環境」では不利益が生じる子どもへの適切なケアの機能があること。そのケアは、子どもの個別のニーズに応ずるもので、他者への信頼感や自尊感情の回復を含めた子どもの逆境体験による影響からの回復につながり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での生活を可能にする方向性のものである必要がある。

2) 当該養育環境とみなされる要件

- ① 生活の単位は、原則として家庭に近い規模であること。~~具体的には現状では、最夫で地域小規模施設の子どもの数と必要な養育者がいる規模最多でも子どもの数は6人までとし、子どものニーズに応じて養育できる専門性を持った養育者が、少なくとも子どものいる時間は複数で対応できる単位であること。~~
- ② 子どもの最善の利益のために満たせない要件（地域に存在等）を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」の要件を満たすこと
- ③ 集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った丁寧なケアの提供が行えること
- ④ 養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと
- ⑤ 子どもの権利が保障されていること
- ⑥ そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行するものであり、この環境からの社会的自立は例外的であること
- ⑦ ただし、年長児等でこの環境からの社会的自立がやむを得ない場合は適切な自立支援が行えること

3) 養育以外に必要な機能

「できる限り良好な家庭的環境」においては、~~ソーシャルワーク組織として子どもと家庭を支援する機能として、以下の機能も求められる。なお、そのためには、グループを媒体としてソーシャルワークを展開する実践の場としての機能を持つための個別化の視点、人材育成とソーシャルワークスーパービジョンのシステム化が必要となる。~~

①福祉専門職間および他の専門職と協働して子どもと家庭を支援する機能

②実家庭への復帰や家庭と同様の養育環境に移行する場合の移行期のケアや家庭へのケアおよび社会的養護からの自立へのケアの提供

③市町村と連携した在宅支援機能や通所機能

II. 社会的養護の体制改革

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」

現在の体制では以下の養育環境が該当すると考えられる。

(1) 特別養子縁組家庭

(2) 普通養子縁組家庭

(3) 親族里親家庭

(4) 里親・専門里親家庭

(5) 以下のファミリーホーム…すべて里親登録を原則とする

①里親型ファミリーホーム

②独立自営型ファミリーホーム

③法人型ファミリーホームで本体施設がないか、あっても離れた地域で夫婦が同居して営んでいる場合で、人事異動は想定されていない場合

現状では、これらの養育環境で養育できる子どもの数が限られており、原則として当該環境で子どもが養育されることが困難である。里親や養子縁組家庭の開発が急務である。

2. 「できる限り良好な家庭的環境」

1) 要件を満たす体制

現状の社会的養護の中で、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である上記の環境以外は、「できる限り良好な家庭的環境」の要件を満たす体制である。従って、全ての児童福祉施設が上記の要件を満たす体制になることが必要である。

2) 体制移行のロードマップ

しかしながら、現在の体制をあるべき体制にするためには一定の時間がかかる。そのロードマップを社会的養育全体の問題として提示する必要がある。

III. 一時保護所に関して

IV. その他、本検討会で行うべきこと

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を基礎とすることの意識の徹底

2. 養親、里親になる（登録される）基準（適格性の判断）の作成

3. 養子縁組推進方法の提示

- ①養育費の問題等について検討
- ②支援について
- 4. 「里親」の名称変更
- 5. 里親、養親の開拓および支援（包括的里親支援事業）の構築
- 6. 社会的養護を職業とする里親・ファミリーホームの創設の検討
 - ① 職業里親：夫婦とも専業の里親
 - ② 独立自営型ファミリーホームで夫婦が専業養育者
 - ③ 法人型ファミリーホームで夫婦が専業養育者⇒これらの専業養育者は高度専門里親とみなして、一定期間の里親等の経験と特別な研修を受けることも考えられる
- 7. 障害を持った子どもも、家庭での養育が困難な場合は「家庭の養育環境と同様の養育環境」で養育がなされることを重視した提言とする
- 8. 社会的養護を含めた社会的養育のあるべき全体図を実現するためのロードマップを提示する
- 9. 子どものニーズに応じたケアとそれによる施設類型の基準を再検討する
- 10. 社会的養護全体（里親、養親、施設）の養育においては、子どもの発達支援、特に、トラウマやアタッチメントの問題を持った子どもへのケア、実家族の喪失に配慮したケア、子どもの自分史や家族観(家族への認知・感情等)の整理含むケアが必要であり、それが可能となる研修のあり方を提示する

以上

児童家庭支援センターに関する資料

1	児童家庭支援センターの概要	・・・・・・・・・・	P 1
2	参考条文（児童家庭支援センター関係）	・・・・・・・・・・	P 3
3	児童家庭支援センターの設置運営等について<抜粋> （平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）	・・・・・・・・・・	P 8
4	児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数	・・・・・・・・・・	P 13
5	児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数	・・・・・・・・・・	P 14
6	児童家庭支援センター運営事業の基準額	・・・・・・・・・・	P 15
7	少子化社会対策大綱（平成27年3月20日）<抜粋>	・・・・・・・・・・	P 17
8	「社会的養護の課題と将来像」における児童家庭支援 センターに関する記述<抜粋>	・・・・・・・・・・	P 19
9	全国児童家庭支援センター協議会意見書 （第4回新たな社会的養育の在り方に関する検討会提出資料）	・・・・・・・・・・	P 23

児童家庭支援センターの概要

1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第44条の2
 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

3. 実施主体

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

4. 補助率

1/2
 (国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

5. その他

補助単価(28年度(1か所当たり))
 <事務費>
 ・常勤心理職配置の場合 10,951千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤①
 ・非常勤心理職配置の場合 7,354千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤①
 <事業費>
 相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた基準額を設定

実績か所数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
か所数	87	92	98	104	109

※家庭福祉課調べ (各年度10月1日現在)
 ※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度までに340か所を目標としている。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2（略）

第三十五条 1～3（略）

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5～12（略）

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七（略）

参考条文（児童家庭支援センター関係）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三～四（略）

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十五 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程）
- 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
- 四 収支予算書
- 五 事業開始の予定年月日
- 2 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。

3 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
- 4 法第三十五条第三項の届出を行った市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たたる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 法第三十五条第三項の届出を行った市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たたる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。

第三十八条の二 法第四十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助とする。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

（関係機関との連携）

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（設備の基準）

第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

（職員）

第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

● 「児童家庭支援センターの設置運営等について」
(平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知) <抜粋>

(別紙1) 児童家庭支援センター設置運営要綱

1 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等とを総合的にを行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認められた者とする。

3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

(3) 都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術が必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。
なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。
- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。
児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

- (7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。
- (9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。
- (10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けらるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日雇児発第通知133号)による。

(11)相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあせんを行う。

(12)相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童相談員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。

(13)児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

6 職員の配置等

(1)児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員(2名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員(1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2)職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第2項)

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(1)相談室・プレイルーム

(2)事務室

(3)その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択(児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する)
- ・ 具体的援助の指針(援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたりに行う)

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握(主訴から隠れた問題を探る)
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化(留意点及び関係機関との役割分担を含む)
4. 援助計画の再評価(援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等)

(具体的事例)

1. 相談による問題点の把握

子ども(乳児)の夜泣きが止まらず困っている。(母親からの電話による主訴)
母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。(面接を重ねた結果隠れた問題が判明)
現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。(援助の選択)

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週1回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、2週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

(留意点)

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いつつながら援助していくこととする。

児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数

自治体名	設置数(H27.10.1現在)		里親支援機関 として指定の あるセンター数	指導委託件数 (H27年度中)
	社会福祉法人	運営主体別 NPO法人		
1 北海道	8か所	-	-	2件
2 青森県	1か所	-	-	-
3 岩手県	1か所	-	-	2件
4 宮城県	1か所	-	1か所	-
5 秋田県	2か所	-	-	-
6 山形県	2か所	2か所	2か所	-
7 福島県	2か所	2か所	2か所	1件
8 茨城県	2か所	2か所	-	3件
9 栃木県	2か所	-	-	-
10 群馬県	2か所	-	-	-
11 埼玉県	3か所	-	-	2件
12 千葉県	7か所	1か所	-	9件
13 東京都	-	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-	-
15 新潟県	-	-	-	-
16 富山県	-	-	-	-
17 石川県	2か所	2か所	-	2件
18 福井県	4か所	4か所	-	1件
19 山梨県	1か所	1か所	-	1件
20 長野県	2か所	2か所	-	2件
21 岐阜県	3か所	3か所	-	4件
22 静岡県	3か所	3か所	-	-
23 愛知県	-	-	-	-
24 三重県	3か所	3か所	-	5件
25 滋賀県	1か所	-	1か所	-
26 京都府	2か所	2か所	-	1件
27 大阪府	1か所	1か所	-	2件
28 兵庫県	6か所	6か所	6か所	16件
29 奈良県	2か所	2か所	-	3件
30 和歌山県	1か所	1か所	-	2件
31 鳥取県	3か所	3か所	3か所	7件
32 島根県	-	-	-	-
33 岡山県	1か所	1か所	-	1件
34 広島県	1か所	1か所	-	-
35 山口県	4か所	4か所	-	7件
36 徳島県	1か所	1か所	1か所	-
37 香川県	1か所	1か所	-	2件
38 愛媛県	1か所	1か所	-	-
39 高知県	3か所	3か所	-	-
40 福岡県	1か所	1か所	-	-
41 佐賀県	-	-	-	-
42 長崎県	1か所	1か所	1か所	3件
43 熊本県	1か所	1か所	-	-
44 大分県	2か所	2か所	-	-
45 宮崎県	-	-	-	-
46 鹿児島県	-	-	-	-
47 沖縄県	2か所	2か所	2か所	13件
小計	82か所	81か所	19か所	91件

※児童家庭支援センター設置数及び里親支援機関として指定のあるセンター数については家庭福祉課調べ、指導・指導委託件数については平成27年度福祉行政報告例より

自治体名	設置数(H27.10.1現在)		里親支援機関 として指定の あるセンター数	指導委託件数 (H27年度中)
	社会福祉法人	運営主体別 NPO法人		
48 札幌市	4か所	-	-	3件
49 仙台市	-	-	-	-
50 さいたま市	3か所	-	-	1件
51 千葉市	6か所	-	6か所	1件
52 横浜市	4か所	-	-	-
53 川崎市	-	-	-	-
54 相模原市	-	-	-	-
55 新潟市	-	-	-	-
56 静岡市	-	-	-	-
57 浜松市	1か所	1か所	-	-
58 名古屋市	1か所	-	-	-
59 京都市	1か所	1か所	-	-
60 大阪市	1か所	1か所	-	-
61 堺市	1か所	1か所	-	-
62 神戸市	2か所	2か所	-	2件
63 岡山市	-	-	-	-
64 広島市	-	-	-	-
65 北九州市	1か所	1か所	-	-
66 福岡市	2か所	-	2か所	-
67 熊本市	2か所	2か所	2か所	-
小計	26か所	23か所	8か所	7件
68 横須賀市	1か所	1か所	-	-
69 金沢市	1か所	1か所	0か所	0件
小計	109か所	105か所	27か所	98件

児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数

自治体名	平成26年度児家セン相談対応等延べ人数				
	設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
1 北海道	8か所	1,040人	2,433人	578人	4,051人
2 青森県	1か所	197人	29人	0人	226人
3 岩手県	1か所	493人	186人	1,102人	1,781人
4 宮城県	1か所	554人	771人	228人	1,553人
5 秋田県	2か所	546人	1,201人	242人	1,989人
6 山形県	2か所	1,023人	2,355人	347人	3,725人
7 福島県	2か所	612人	461人	38人	1,111人
8 茨城県	2か所	1,445人	2,352人	1,965人	5,762人
9 栃木県	3か所	1,773人	4,197人	2,108人	8,078人
10 群馬県	7か所	938人	184人	1,010人	2,132人
11 埼玉県	4か所	1,593人	1,972人	2,268人	5,833人
12 千葉県	1か所	266人	259人	87人	612人
13 東京都	1か所	138人	408人	20人	566人
14 神奈川県	3か所	829人	894人	705人	2,428人
15 新潟県	3か所	2,172人	1,169人	1,151人	4,492人
16 富山県	2か所	28人	471人	19人	518人
17 石川県	1か所	219人	521人	234人	974人
18 福井県	2か所	711人	412人	516人	1,639人
19 山梨県	1か所	300人	310人	162人	772人
20 長野県	6か所	3,467人	5,609人	4,119人	13,195人
21 岐阜県	2か所	2,705人	3,911人	1,512人	8,128人
22 静岡県	1か所	955人	3,045人	635人	4,635人
23 愛知県	3か所	1,556人	2,463人	763人	4,782人
24 三重県	1か所	775人	1,421人	657人	2,853人
25 滋賀県	1か所	1,146人	1,368人	659人	3,173人
26 京都府	4か所	2,049人	3,259人	918人	6,226人
27 大阪府	1か所	99人	857人	78人	1,034人
28 兵庫県	1か所	314人	451人	279人	1,044人
29 奈良県	1か所	144人	279人	185人	608人
30 和歌山県	3か所	477人	5,718人	1,568人	7,763人
31 鳥取県	1か所	779人	233人	802人	1,814人
32 島根県	1か所	349人	1,444人	344人	2,137人
33 岡山県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
34 広島県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
35 山口県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
36 徳島県	2か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
37 香川県	78か所	434人	1,492人	207人	2,133人
38 愛媛県	2か所	349人	1,444人	344人	2,137人
39 高知県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
40 福岡県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
41 佐賀県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
42 長崎県	78か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
43 熊本県	2か所	349人	1,444人	344人	2,137人
44 大分県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
45 宮崎県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
46 鹿児島県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
47 沖縄県	78か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
都道府県計		32,034人	53,277人	26,043人	111,354人

※相談対応等延べ人数については、平成26年度児童虐待・DV対策等総合支援事業実績報告書より

自治体名	平成26年度児家セン相談対応等延べ人数				
	設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
48 札幌市	4か所	1,484人	3,375人	128人	4,987人
49 仙台市	3か所	482人	1,162人	432人	2,076人
50 さいたま市	6か所	2,217人	3,683人	909人	6,809人
51 千葉市	4か所	550人	1,980人	1,293人	3,823人
52 横浜市	1か所	0人	111人	8人	119人
53 川崎市	1か所	442人	702人	155人	1,299人
54 相模原市	1か所	96人	474人	34人	604人
55 新潟市	1か所	184人	762人	73人	1,019人
56 静岡市	2か所	1,352人	1,152人	346人	2,850人
57 浜松市	1か所	26人	181人	75人	282人
58 名古屋市	1か所	771人	91人	2人	864人
59 京都市	25か所	7,604人	13,673人	3,455人	24,732人
60 大阪市	1か所	49人	120人	0人	169人
61 堺市	1か所	49人	120人	0人	169人
62 神戸市	104か所	39,687人	67,070人	29,498人	136,255人
63 岡山市					
64 広島市					
65 北九州市					
66 福岡市					
67 熊本市					
指定都市計		7,604人	13,673人	3,455人	24,732人
横須賀市					
金沢市					
児相設置市計		49人	120人	0人	169人
合計		39,687人	67,070人	29,498人	136,255人

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 別表【抜粋】

※平成28年度

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																				
	児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>ア及びイの合計額</p> <p>ア 事務費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>年間 10,951,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 7,354,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 913,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 613,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>イ 事業費</p> <p>1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は、前年度における電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。</p> <p>前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。</p> <p>年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="424 1592 869 2022"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件～299件</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>300件～599件</td> <td>441,000円</td> </tr> <tr> <td>600件～899件</td> <td>1,103,000円</td> </tr> <tr> <td>900件～1,399件</td> <td>2,057,000円</td> </tr> <tr> <td>1,400件～1,899件</td> <td>2,792,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900件～2,399件</td> <td>3,527,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400件～2,899件</td> <td>4,262,000円</td> </tr> <tr> <td>2,900件～3,399件</td> <td>4,997,000円</td> </tr> <tr> <td>3,400件以上</td> <td>5,145,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 初度調弁費</p> <p>1 か所当たり 400,000円</p>	件数区分	基準額	50件～299件	74,000円	300件～599件	441,000円	600件～899件	1,103,000円	900件～1,399件	2,057,000円	1,400件～1,899件	2,792,000円	1,900件～2,399件	3,527,000円	2,400件～2,899件	4,262,000円	2,900件～3,399件	4,997,000円	3,400件以上	5,145,000円	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）、役務費（手数料）、報償費、報酬等</p>	1/2
件数区分	基準額																							
50件～299件	74,000円																							
300件～599件	441,000円																							
600件～899件	1,103,000円																							
900件～1,399件	2,057,000円																							
1,400件～1,899件	2,792,000円																							
1,900件～2,399件	3,527,000円																							
2,400件～2,899件	4,262,000円																							
2,900件～3,399件	4,997,000円																							
3,400件以上	5,145,000円																							

施策の具体的内容

2. きめ細かな少子化対策の推進

(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。

③子育て（関連：重点課題（1）（2）（3））

（様々な家庭・子供への支援）

<児童虐待の防止、社会的養護の充実>

○児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤル等を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。

○児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

- ・市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、児童相談所・市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察等の関係機関との連携などにより虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員の対応スキルの向上等により、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応体制の充実を図る。

○家庭的養護の推進

- ・里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

○被措置児童等虐待の防止

- ・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

- ・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

施策に関する数値目標 <抜粋>

項目	目標 (2019年度末/2020年)	現状 (大綱策定時の直近値)	備考
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	
専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	
小規模グループケア	1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	
地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)	
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)	
児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)	
情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)	
里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)	

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）における 児童家庭支援センターに関する記述〈抜粋〉

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(6) 里親及び里親支援機関の課題と将来像

③里親支援の充実

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、試し行動や愛着障害など、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親支援の仕組みが必要である。里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。
- ・里親委託の推進と里親支援の充実のためには、専任の里親担当職員の設置などの児童相談所の体制の充実とともに、これを補完する里親支援機関や施設による里親支援の充実が必要である。
- ・里親支援機関は、里親委託の促進と里親支援の役割を持っており、例えば、
 - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援を行い、
 - ・児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院は、専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う、など、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る必要がある。
- ・児童養護施設や乳児院は、里親支援の拠点として地域支援機能を強化する必要がある。今後、各施設に里親支援担当の職員を置き、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談やレスパイトを行うなど、継続的な支援体制を整備する。
- ・地域の里親会については、多くが児童相談所の職員により運営事務が行われており、体制の充実が必要である。
- ・児童家庭支援センターについては、里親支援の役割を充実し、里親支援機関業務の中心を担うために児童家庭支援センターを新たに設置することも考えられる。
- ・里親会、施設、児童家庭支援センター、NPO等の多方面の機関を里親支援機関に定めて連携を図っていけるよう、各都道府県市において、それぞれの役割分担と連携方策を明確にするとともに、それぞれの里親支援が十分に機能するようにする方策を講じる必要がある。

- ・里親支援については、地域の子育て支援事業も活用すべきであり、市町村との連携が重要である。また、里親推進に当たっては、地域に根ざした浸透力のある市民活動との連携が効果的である。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

①児童家庭支援センターの役割

- ・児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行うもので、平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。
- ・多くは児童養護施設等の施設に附置されており、施設が地域支援を行う機能を果たしているが、平成20年の児童福祉法改正で、単独設置も可能となった。
- ・また、本年4月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記された。

②児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成20年度71か所から、平成23年3月末現在82か所に増加した。子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標となっている。
- ・児童家庭支援センターは、第2種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、社会的養護の地域支援の重要な拠点であることから、当面のビジョン目標の整備後も、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく必要がある。その場合、施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

③市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなっており、また、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、児童家庭支援センターは、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て支援事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要である。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の親子関係再構築支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な子どもと家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行うという役割の充実が重要である。

④里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・ 児童家庭支援センターの里親やファミリーホームへの支援の役割が実施要綱で明確化されたことに伴い、各地域において、里親等支援のうち、児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要がある。
- ・ 児童相談所や、里親会、児童養護施設、乳児院などの関係機関との連携を図り、里親等の制度を側面から支える機関としての役割を充実させる必要がある。
- ・ 施設に附置された児童家庭支援センターの場合、本体施設の地域支援を担う職員と連携して里親支援を充実させる。
- ・ また、里親支援機関の中心を担わせる目的で新たな児童家庭支援センターを設置することも考えられ、制度の効果的活用が望まれる。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(3) 親子関係の再構築支援の充実

③児童家庭支援センターによる親子関係再構築支援

- ・ 児童家庭支援センターは、施設入所に至らない児童とその家庭の親支援や、施設を退所した児童とその家庭の親支援を行う。
- ・ 児童家庭支援センターによる支援についても、効果的な手法の開発・普及や、児童相談所との連携を図りながら行うことが必要である。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

③地域における総合的な社会資源の整備

- ・ また、地域での総合的な整備の視点も課題となり、次のような3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要である。
 - (a) 児童自立支援施設と情緒障害時短期治療施設は、短期の治療的施設であり、都道府県・指定都市を単位に設置される。情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う。
 - (b) 児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターは、広域的な地域を単位に設置され、施設ケアが必要な児童や母子を入所させるとともに、地域の拠点として家庭的養護の支援や、地域の親子等の支援を推進する。
 - (c) ファミリーホームや里親は、市区町村の区域を単位に、複数確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする。

(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

②施設の地域支援機能の体制整備

- ・ 児童養護施設等の施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手や、子育て支援の様々な拠点や関係者が、互いにつながりをもって、トータルなプロセスを保障し、社会的養護を必要とする子どもたちを社会の力で支援していく体制を作っていく。
- ・ 児童養護施設や乳児院では、家庭支援専門相談員、里親支援担当職員、個別対応職員などの直接ローテーションに入らない専門職員が、施設の地域支援機能を担う体制を整備する。
- ・ また、児童家庭支援センターには、ソーシャルワーカーと心理の3名の専門職員が置かれている。児童家庭支援センターは、第2種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、施設に附置されたセンターの場合は、本体施設の地域支援機能を担う職員と連携してその機能を強化し、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

③市町村の児童家庭相談や子育て支援施策との連携

- ・ 社会的養護の施設や児童家庭支援センターは、市町村の要保護児童対策地域協議会に参加して、市町村の取組と連携し、場合によっては市町村からの委託を受け、地域で専門的な相談指導を充実させていくことが重要である。

5. 社会的養護の整備量の将来像

(2) 施設数等

- ・ 地域小規模児童養護施設は、児童養護施設1施設に1カ所、自立援助ホームは、児童養護施設2施設に1カ所を見込む。ファミリーホームについては、里親等委託率の引き上げに伴い、5000人程度を見込んで1000カ所程度を見込む。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

“子どもの最善の利益”の視座から提案する 親族里親制度の積極活用と通所措置制度の創設

全国児童家庭支援センター協議会 会長 小木曾 宏
同 副会長 橋本 達昌

1. 児童家庭支援センター設置運営の目的と主体

児童家庭支援センター（以下：児家セン）は、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市にあつては市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。（児童家庭支援センター設置運営要綱より）

さらに2011年、「里親委託ガイドライン」において里親委託優先の原則が明示され、同要綱にも「里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う」という文言が追加された。

2. 児童家庭支援に寄せられる期待と目標達成のために

『2019年末までに児家セン設置数、340か所（少子化社会大綱）（2015.3.20）』と示された目標値は、児家センに対する大きな「期待」である。しかし、現時点で112か所（2016.4.1現在）という「数値的乖離」をどのように埋めていけるかが大きな課題である。さらに地域子育て相談機関が他にも存在する中で、児家センの重要性・独自性を明確に打ち出すことが必要である。実際に児家センの独自性を明確にしていくためには、新たな相談事業にチャレンジしていく必要がある。その前提として、児家センが、関係機関と連携し、都道府県、市町村、児童相談所に積極的にアプローチしていくことが求められる。

また里親支援の具体的な展開など、新たに配置された里親支援専門相談員とも協力して、里親制度の啓蒙・啓発、里親認定研修、未委託里親研修、里親サロンの実施等を積極的に行っていくことが必要である。

さらに児家センのアフターケア（在宅支援）の役割も重要であり、児童相談所と連携を図り一時保護解除、措置解除後の「指導委託」を積極的に行っていく必要がある。そのためには、こちらから「指導委託」の意義、目的を児童相談所に伝えていくことも検討している。

3. 基礎自治体との協働が進んでいる児家センからの提案

提案①「親族里親の積極活用」

福井県越前市では、離婚後、ひとり親世帯となった母親が子どもを連れて実家に戻り、実質的には70歳代の祖父母が養育を担っているというケースが散見される。(ちなみに、かような生活実態は、市が自ら所管する「子どもの学習支援事業」や「子ども食堂」等、子どもの貧困対策事業を実施している過程で得られる情報＝恒常的な関わりを有する地域自治組織やNPOから寄せられる風聞＝により捕捉されることが多いが、この情報収集力は市の強みといえよう。)

そこで同市内に所在する「児童家庭支援センター 一陽」(里親支援専門相談員・臨床心理士)は、親族里親となっている祖父母の養育相談に応えたり、長年引きこもり状態にあった里子青年(支援スタート時16歳)に対しカウンセリングを施したり、家族全体にかかる各種申請書等の書き方指導や諸手続きの代行実務を請負ったり等、様々なファミリーソーシャルワークを展開し、当該里子青年の自立を支援した。なお本ケースでは、青年が実家を離れ県外において独立した現在においても、児家センとして自主的にアフターケアを継続している。

このような事例を鑑みると今後、親族里親家庭に対し、心のケアを含めた寄り添い型支援、及び地域を縦横無尽に駆け巡るコミュニティ包摂型支援が有効であり、これこそ(組織の柔軟性、支援の迅速性や多様性、継続性、さらには地域との濃密なネットワーク力を有する)児家センの特技としていくべきであろうと考える。しかし児童相談所及びその担当者によっては、親族里親の認定や活用に対し慎重姿勢を貫く状況も見受けられる。本制度の積極認定・活用に期待したい。

[参照:資料①社保審議事録…残念ながらこの議論が未だ実効化していないということである。]

提案②「通所措置制度の創設」

越前市(人口83,000人)は、平成25年度より市民からの多岐にわたる児童家庭相談にワンストップで応じる「子ども・子育て総合相談室」を設置している。同室のファミリーソーシャルワークの力量は、同規模の自治体に比し非常に充実しているが、その豊富な実践経験からは、市町村に権限(措置権)がないことの問題点が指摘されている。つまり市町村の支援体制が充実すればするほど、児童相談所との二重行政的ジレンマが生じているのである。

市担当者は、「(多くの自治体において、)権限の無い所には、人の配置もなく、財源もないのは当然であり、このことが平成16年の児童福祉法改正後も多数の市町村において、児童家庭相談支援体制が充実しなかった理由の一つであろう。」と指摘している。さらに「(児相と同権＝入所措置権＝までは求めないが、)市町村によるファミリーソーシャルワーク力を高めていくためには、せめて子育て短期支援事業の延長線上に位置するような“児童養護施設通所措置権”を新設し、これを市町村にも付与してほしい。」と要望している。

なお仮に児童養護施設通所措置制度が創設されれば、市町村と児家センの協働は一層加速するであろうし、保護者と施設、学校・保育所、市要対協等との関係調整業務が、児家センの主要な業務となっていくものと予測される。

- ※ そこで例えば児童養護施設への通所措置権が創設されれば、今後、どのような支援が可能となるのか?…全児童養護施設に児家センが標準装備されることを前提として、以下に支援例を示したい。
- ・小学3年生のA児(母子家庭)に関し、学校から「三週間お風呂に入っていない。この間、欠食も見られる。」との通報が入る。市の調査により直ちにネグレクトと判定され、A児についてB施設への通所措置及びC児家センへの指導委託措置が決定。※毎週月、水、金曜日が施設通所日となる。
- ・C児家センの職員が、放課後、小学校にA児を迎えに行き、施設に送り届ける。B施設は、A児に宿題指導や生活指導を行い、夕食や入浴機会も提供する。(なおA児にかかる食費等、必要経費は、通所措置費により賄う。)毎回、午後9時頃にはA児の母が施設に迎えに来る。
- ・毎週日曜日、C児家セン相談員が家庭訪問し母と面談、親子関係や生活困窮状況を確認する。翌日、同相談員はA児と母の現況を施設と小学校に報告するとともに、(さらなる関係機関連携を視野に)

今後のA児及び母に対する在宅支援・家庭支援のあり方を市要対協実務者会議にて協議する。

最後に、地域における子ども虐待等の＜予防＞＜支え＞機能、さらに「アフターケア」機能を＜つなぐ＞役割が地域に必要ではないか。その役割を担えるのが、児家センであると考える。

＜資料①＞

2011年10月31日 第36回社会保障審議会児童部会議事録

雇用均等・児童家庭局

- 日時 平成23年10月31日（月）15：00～17：00
- 場所 経済産業省別館1014号会議室
- 出席者 大日向部会長 秋田委員 石津委員 大澤委員 奥山委員
小杉委員 榊原委員 佐藤委員 林委員 宮島委員 矢藤委員
- 議題 最近の児童行政の動向について

（以下、親族里親に関する関連質疑・回答を抜粋）

○林委員

親族里親要件の見直しのことです。これは多分、東北の震災への対応ということが非常に大きくて、手当支給のために直系血族でないおじ・おばを養育里親に包括するということがあったと思います。里親委託率を増加させていくという方向性の中で、親族里親の委託率を高めていくという方向性も非常に重要ではないかと感じております。それは恐らく、おば・おじが養育里親に含められたことで、当事者を二分してしまうような側面があると思います。つまり遠くの親族よりも近くの知人・友人というものが受け皿になる場合もあるかと思えます。そういう中で、親族里親の要件が、今ですと行方不明や死亡などに限定されているのですが、その要件を緩和する、あるいは民法上の扶養義務ということであれば、果たして虐待を受けた子どものケアをすることまで民法上という扶養義務の範囲内に想定すべきなのかという辺りも、法律学者によってもかなり意見が異なるところです。そういうことを含めまして、むしろ、親族里親の委託率を増加させるために養育里親に出すのではなくて、親族里親の拡大を目的とした要件緩和という方向性を考えていただけないかということが、一部の当事者を含めてかなり声が出ています。ご配慮いただけたらと思います。以上です。

○大日向部会長

では、矢藤委員と林委員のご質問・ご意見についてお答えいただけますでしょうか。

○高橋家庭福祉課長

親族里親につきまして、ご意見をいただきました。親族里親の要件拡大につきましては、今年の4月に議論しまして、6月の省令改正で一部拡大しております。これまでは死亡や行方不明、収監されたとか非常に限定的な感じでありましたのを、病気の場合などで親族が引き受けなければ施設措置を余儀なくされるような場合に適用できるということで、4月の里親委託ガイドラインや実施要綱改正。その後、それを省令で6月の改正で反映するなど一部拡大、適用しております。これは都道府県によりまして非常に適用の姿勢に差がありまして、積極的にやっている自治体と親族里親は基本的にやらないという自治体があります。親族が養育するのが当然ということで、それに現金を出すような親族里親はやらないというような県もあります。そういう意味で、積極的に使うようなことでのガイドラインの改正などを行ったところでありまして、ご指摘のように親族里親を積極的に活用している国もあるということでもありますので、そこの活用もしてまいりたいと思っております。

これまでの新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な御意見【未定稿】

＜「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」に関する定義とそのあり方＞

項目	ご意見
○「家庭養護」の定義とそのあり方について	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭養護や家庭的養護の定義について、国連ガイドラインの定義に沿って議論してはどうか。 ・ 「家庭養護」の要件については、「里親及びファミリーホーム養育指針」にある5つの「基本的な考え方（家庭の要件）」をたたき台にして具体的な要件を検討してはどうか。 ・ 子どもの発達にとっての家庭の役割をしっかりと議論する必要があるのではないか。 <p>＜第4回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭のあり方が多様化する中で、何をもちて当たり前の生活と捉えるのかは、養育観や家族観の違いがある。 ・ 子ども自身が家庭と思うかどうかの大事。子どもにとって自分が帰ってくる場所だと感じられるか。ずっと一緒にいてくれる人（心の中にいてくれる人）を得られる場所か。 ・ 子どもにとっての養育者の永続性をどれだけ担保するかや、生活をともにすることをどう担保するかで考えればよいのではないか。 ・ 一番大事な点は、子どもの愛着形成の発達上で何が必要か。安全基地としての機能を持つ家族というものをしっかり考えていくことが前提。
○ファミリーホーム	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態として、職員が通ってくるようなファミリーホームは施設ケアの一類型であり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」ではなく、「家庭的環境」に含めるべきではないか。 ・ 生活の基盤が外にあってファミリーホームに通ってくるのは補助者。法人型でも自営型でも、ファミリーホームに生活基盤を有している主たる養育者は少なくとも1人はおり、主たる養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行うことが通知には書かれている。

- ・ 施設の指導員や保育士で小規模グループケアを実施しようとした施設を、ファミリーホームに誘導したという経緯がある。その過程で起こったことであれば、あらためて小規模グループケアとして整理する必要がある。

<第4回>

- ・ ファミリーホームの職員としては、養育者と補助者がおり、養育者がファミリーホームに通うということは認められていない。現実に通っている場合があるのであれば、制度の運用の仕方や指導・監査の問題ではないか。
- ・ ファミリーホームの養育者の要件として、施設での勤務経験があることがそのまま家庭養護の養育者として適当と捉えていいかは疑問。ファミリーホームの養育者の要件に、里親登録を義務づけることにより、家庭養育に固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するファミリーホームの養育者を通じて施設側の職員の里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することが期待できる。この場合には、養育里親研修のうち施設実習は免除してもいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型の中で、1人が居住していて補助者がつく場合、地域小規模児童養護施設の住み込み型と違いはないのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型は、急ぎ里親制度を推進するという意図で作られたのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について人事異動があるかどうかも大事な点ではないか。
- ・ 里親登録し、里親研修を受け、認定された者が開くファミリーホームは家庭養育と呼んでいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について、単身者は無理なのではないか。また、本体施設と同じ敷地、もしくは隣に住まわせて、食事のときには本体施設に行くような形態で実施するのは、ファミリーホームではない。
- ・ 家庭型のファミリーホームについては里親登録を原則とした方がいいのではないか。
- ・ 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは、心身や行動上の問題があり、家庭環境では対応が困難と考えられた場合や児童が家庭環境への抵抗感が強く、当初里親等への委託が難しい場合、または、「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合が考えられる。
- ・ 夫婦が里親やファミリーホームだけを職業とする形態があってもよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦が里親やファミリーホームだけをしている里親さんには、できるだけ困難な児童を受けてもらい、そこで家庭のケアを受けられるような形を作った方がよいのではないか。 <p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーホームについては、里親登録した養育者とするのが大事な視点ではないか。 ・ ファミリーホームの設置が施設を小規模化する際の条件になること自体がおかしい。 ・ 施設職員が独立してファミリーホームを開設することや、法人の職員のままでファミリーホームを開設することも選択肢として残していてもよいのではないか。施設のあり方として、里親ファミリーホームを支援する施設と、ソーシャルワーク機能を持った小規模施設のどちらを運営してもよく、一つの方向性に縛られない制度設計が重要。 ・ 今の児童養護施設のあり方を変えて、里親ファミリーホームを支援する形態に変わっていく施設もあると考えると、法人型を残した方がよいのではないか。 ・ 法人組織に属しながら、里親登録を原則として、法人からのバックアップを受けながらファミリーホームを運営する形態もあっていいのではないか。 ・ 独身で里親を長くやっていてファミリーホームを開設する希望のある方は何人もいる。 ・ 里親登録をし、まずは子どもの1人委託をうけて、それからファミリーホームへ転換する方がいいのではないか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人、2人の少人数の子どもを養育する里親が突然5人以上のファミリーホームになるときに里親としての養育経験だけでいいのか。 ・ 単純に里親登録だけでなく、専門里親研修くらいまでを求めるのか。登録の中身についても議論したほうがいいのではないか。
○定義のまとめ方	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般の家族の機能」については、子どもの養育に関してかなり限定的に書いた方がよいのではないか。家族とはこうあるべきとミスリードされる可能性がある。また、「共有される価値がある」というと、家族は何か価値を共有していないといけないという理解のされ方になる恐れがある。

- ・ 「機能」を「養育環境としての機能」に直したほうがよいのではないか。
- ・ 「共有される価値がある」を独立させないという整理もあるのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」には、「発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場」ということも入れた方がよいのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」のうち「家庭同様の」という文言は要らないのではないか。
- ・ 情緒的な安定の回復などの文言のほうがよいのではないか。関係性の構築、発達の促進、生活課題の修復や解決という機能になるのではないか。
- ・ 家族には治療的機能があり、慰安的機能、問題解決機能も入れた方がよいのではないか。
- ・ 家族社会学のタルコット・パーソンズやバージェスなどの家族機能をベースに考えた方がよいのではないか。
- ・ 家族に限定せず、地域との関係やその他の機能を使いつつ回復していくという考え方のほうがよいのではないか。家族の機能を地域との関係でとらえるのが社会的養育の意味ではないか。安全が保たれていることと、開かれた家庭の必要性との両立をどう考えるか。
- ・ 子どもの養育について、何が原則的に大事かという観点で考え、具体的な条件や要件を具体的に広げていくほうがよいのではないか。
- ・ 子どもの養育に関して、情緒的で特定の人間関係や生活の基盤、発育や発達の保障、情緒的な回復の場のくらいにシンプルにしたほうがよいのではないか。
- ・ 継続的な人間関係、安定した人間関係が子どもの生活の基盤であること、心身の発達の保障について情緒的な安定性の回復の場ということぐらいに集約したほうがよいのではないか。
- ・ 要件として書かれているのは一定の養育環境であり、継続的な人間関係や生活基盤の共有というものは要件の中に含まれているおり、そういう環境が保障されることによって心身の発達や、癒しの機能というものが遂行されるということではないか。
- ・ 社会的養護の特性をきっちり位置づけたほうがよいのではないか。要件の中に組み込んでしまうと、特性が非常に見えづらくなるのではないか。
- ・ 社会的養育の養育環境の機能について、どこかできちっと書く必要があるのではないか。
- ・ 家庭的と家庭の違いを明確にする必要があるのではないか。家庭的でなく、家庭ならではの部分は、1つは継続的で特定な人間関係で、もう一つは、共有される生活体験のようなものではないか。

- ・ 機能として永続性を考えたときに、養子縁組の方向をきちんと打ち出すことが必要。
- ・ 子どもほっとする環境として何が必要かを整理し、「子どものニーズに合った適切なケアを提供できる」機能を整理してはどうか。
- ・ 項目の立て方として、社会的養育共通部分が最初にあって、家庭養育、家庭的養育の機能を並べるほうがわかりやすいのではないか。
- ・ 特別養子縁組、普通養子縁組、親族里親と書いていけばよいのではないか。
- ・ 子どもはどうしてもらいたいと思っているのかを考えるということを前面に出したほうがよい。
- ・ 適格性の判断は難しいかもしれないが、養子縁組前のカンファレンスや評価の段階で、この要件を満たせるような家庭に養子縁組されることをイメージできるように整理したい。
- ・ 法律に明示されており、ある程度、明確に家庭の機能も含めて示す必要があるのではないか。家庭という言葉を中心に求められる家庭のあり方を示さざるを得ないのではないか。家庭的養育環境が何かを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」とは何かという定義をしっかりと書くことで、「できる限り良好な家庭的環境」でない環境を明快に書くことが大事なのではないか。
- ・ 児童の代替的養護に関する指針の目的にあるように、どういう手続をしながら子どもの一番よい社会的養護を見出していくかが必要ではないか。適切性のある代替的養護の提供を実施する部署をつくる必要がある。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」を操作的定義してはどうか。例えば、小規模化、個別化を軸にし、集団は小規模で6名程度の小規模を超えることはなく、集団の構成員は比較的安定したものであって、比較的、継続的な対人関係をベースに養育が営まれること。集団生活ではなく、子ども一人一人のニーズに応じた生活支援が提供されること。子どものニーズに応じた社会資源を活用しながら、安定したグループとしての生活を営むものとするなど、操作的に定義するほうがよいのではないか。
- ・ 子どもに望ましい養育は、一定の幅を持ちながら、家庭が正常に機能しているとすればどういうことを整理するのではないか。それを提供できるユニットなどの中身は何かを考えるのではないか。
- ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を明確に定義することが里親または養親候補者の認定にも役立つ。登録された里親を抹消するプロセスも非常に重要。
- ・ 家庭のあり方ではなくて、家庭養護のあり方として最低限の要件は明確にすることが必要ではないか。良好な家庭的環境は要件をグラデーションで考え、どこに近づけていくのが家庭的養護かの基準を家庭

	<p>養護の要件から考えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設も要件の中に入れながら考えなければいけない。漠とした言い方にまとめていかざるを得ないのではないか。 ・ 適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない状況については、いずれは解消しなければならないことを明確に記載したほうがよいのではないか。
<p>○家庭養護優先</p>	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念としては親のことは考えずに子どものことを考えるのは当然だが、保護者の抵抗感が強く、里親はダメだが施設は良いという場合があり、実務上の手だてを講じないと動かないのではないか。 ・ 施設入所は短期間が条件で、短期間で親が引き取れなければ里親委託することとし、親が引き取れるように在宅支援を行うことを児童相談所側は今後考えていく必要があり、場合によっては28条の申し立てや親権停止する必要があるのではないか。 ・ 里親委託を拒否する親は心理的な意味合いが強いので、里親という名称をどうするかという議論もする意味があるのではないか。 ・ 里親委託ガイドラインの原則の中には、保護者が里親に明確に反対している場合（28条措置を除く）に保護者の理解を促すための説明に関する事項があり、里親制度への誤解を解くような説明の仕方が具体的に記述されている。 ・ 家庭養護を供給していけるのかを同時に考える必要がある。 ・ 説得して同意してもらうことが基本だが、司法関与のあり方において、分離だけではなく、ケアプランの執行などもう少し強い枠組みが入れられるかどうか。 ・ できればガイドライン的なものを作る必要があるのではないか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」が優先されるということを児童相談所も、社会もある程度認める状況にならないと、実親が里親ではなく施設に預けたいということが続いてしまう。意識の徹底も必要ではないか。 ・ どのような調査をして、どのように判定していかなければならないのかということが少し明確になることが必要ではないか。

<「できる限り良好な家庭的環境」の定義とそれを利用する場合の条件>

項目	ご意見
<p>○「できる限り良好な家庭的環境」の定義</p>	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような形態のものが大規模施設として今後縮小していくべきか、また、どのような形態が「できる限り良好な家庭的環境」に当てはまるのか議論する必要がある。 ・ 本体施設の中で全て小規模グループケア化した施設は、「できる限り良好な家庭的環境」と言えるのか疑問。 ・ 「近所とのコミュニケーションの取り方を自然に学べる」ということが小規模化の意義と課題の1つなので、地域の中に分散（点在）していることが小規模化として意味があり、それが本来の「良好な家庭的環境」と考える。 ・ 同じ敷地の中に小さいグループをいくつも作って、それぞれのグループが子どもに個別的な養育をどうできるか努力をしている施設もあり、このような形態も検討の中に入れる必要があるのではないか。 ・ 既存の家族を前提とした形態が「家庭における養育環境と同様の養育環境」であって、既存の家族を前提としない形態（例えば職員が2人住み込む形態）は「家庭的環境」に整理されるのではないか。 ・ 小規模グループケアは、小規模個別グループケアとする必要がある。 ・ これまで、児童養護施設について、子ども一人一人を丁寧に育てるための小規模化、それを更に地域化していくという流れを作ってきた。将来的には施設もやがて地域化していくことを前提に議論していく必要があるのではないか。 ・ 一般の人が名称を聞いたときに、どういうケアをするところかイメージできる名称や基準を考え、その基準に当てはまる形態を再度分類する必要があるのではないか。 ・ 継続性、一貫性、連続性ということを前提に家庭的な養育環境を考える必要がある。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中に存在するという事は非常に重要な視点。 ・ 「できる限り良好な家庭的環境」は、施設型のファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型。ただし、地域小規模児童養護施設と小規模グループケアの分園型については、子どもの側から見て違いが全く分からないので、これは統一してしまってもよいのではないか。 ・ 個別化ができないといけない。そのための単位の生活を提供しなければいけない。規則や行事などで

	<p>縛っているような施設養護では、子どもの家庭の中で起きてきた問題を解決するためには機能しない。施設養護の支援の中身を十分精査していかなければならない。</p> <p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ざくっとした表現で機能論的にまとめたほうがいいのではないか。子ども一人一人の発達を保障する機能としての良好な家庭的環境とは何かということ整理したほうがいいのではないか。 ・ 生活の柔軟性が機能としてあることは必要。子どものニーズや今まで育ってきた生活状況や環境とマッチした生活を提供することが家庭と同様、もしくは家庭的環境ということになるのではないか。 ・ 施設がソーシャルワーク機能を有していることが重要。 ・ 大舎制はどの施設でもいらぬのではないか。地域の中で子どもたちに必要なケアを提供する場合に、ある一時期は地域等 100%オープンでないという場合もあり得るのではないか。最大6人という規模を考える中でも、養育者が複数となってもできるだけ一貫した養育がなされると同時に、柔軟な養育など家庭の持つ機能はできるだけ有することを原則と考えてはどうか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の要素のうち、人の要素と、それ以外の要素と分けて考えるべきではないか。関係性の部分は非常に重要。
○地域に存在していること	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会に存在するという要件を入れてはどうか。 ・ 行動化が激しい場合、地域の中に本当にオープンに組み込めるのかということもあり、ニーズによって考えていくことが適当ではないか。 ・ どこにあったら地域社会でどこにあったら地域社会ではないのか。 ・ 情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設はたいてい非常に遠いところにある。どこまでだったら家庭的環境なのかを社会的養護施設として認めるのかを明確にしたほうがいいのではないか。 ・ 小舎制といってもその規模の理解はばらばらなのではないか。 ・ 児童自立支援施設は、地域社会から一定の隔離できることも利点なのではないか。 ・ 情緒障害児短期治療施設は、院内学級が活用できる利点がある。地域に開かれると同時に、必要に応

	<p>じて子どもが施設の中で教育を完結できる特徴を施設として位置づけることは可能ではないか。</p>
<p>○規模に関すること</p>	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小舎夫婦制は、「できる限り良好な家庭的環境」に位置づけるべきで、子どものニーズにマッチした一つの形態ではないか。 ・ 医療的モデルは、情緒障害児短期治療施設が子どもの福祉施設であるのでなじまない。生活支援をベースで考えると小規模化が必要。児童養護施設等の社会的養護の施設の中で心理士が豊富にいて、心理療法を子どもに提供できるの施設として位置づければいいのではないか。 ・ 情緒障害児短期治療施設の一つのユニットは6人や8人が限界ではないか。6人や8人のユニットがばらばらにあると大変であり、職員のバックアップも難しい。院内学級を考えると、6人や8人のユニットが固まった施設ということは十分あり得るのではないか。児童自立支援施設も基本は6人ぐらいが限界ではないか。地域社会にばらばらにあると收拾がつかないので、固まったところで院内学級があって、お互いにバックアップしていくという体制が妥当ではないか。 ・ 児童自立支援施設はどちらかという行動化の激しい子どもが境界線の中に守られている。情緒障害児短期治療施設は性虐待の被害の子どもも結構おり、社会に出ることの不安さもあるので、そういう意味で地域の中に必ずしも全部が開かれている必要はなく、子どものニーズに合わせて、閉じられた中に一時的にいて回復するということもある。ただし、基本的に生活単位は小さくしていくべき ・ 生活単位を6人、8人にして、そのユニットが8つも10もある情緒障害児短期治療施設はものすごく運営が大変ではないか。せいぜい6人、8人のユニットが集まって、3～4カ所や5カ所。施設全体の規模が大きくなると、ユニットは別々であっても、1カ所に集まると、いろんな問題行動が発生してくることを考えると、施設全体の規模は小さいサイズがよいのではないか。 ・ できる限り家庭に近いとなったら考えると、6人の子どもがいる家庭はほとんどないが、今までのことを考えると6人ぐらいではないか。 ・ 6人以下と明示は必要ではないか。 ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人が限界ではないか。 ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人、20人台のほうが望ましいのではないか。 ・ 何人かということは、最初に完全に決めてしまわないで、ある程度何人かとしつつ、本当に決めるのは1回やってみて、効果を見ながら決めていく方がよいのではないか

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療的な効果を考えると、情緒障害児短期治療施設のニーズも地域によって、医療機関の有無で全然違う子どもが入所しており、ある程度、幅も必要ではないか。 ・ 最適な職員数を置くことによって6人の規模が可能になっていくのではないか。 ・ 最大6人としたほうがよいのではないか。 ・ 制度上6人と決めてしまうよりも、原則としたほうがよいのではないか。ある程度、子どもの最善の利益を考慮しながらも柔軟な対応が可能としたほうがよいのではないか。 ・ 原則6人として、それ以上でもできることにしてしまうと、全体として7人、8人を入れる状況になってしまうのは適当でないのではないか。 ・ 小規模化すると社会的養護全体のキャパが小さくなる。この小規模化によって、必要としている子どもを今度はどうケアしていくのか、議論をする必要がある。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模施設を排除するというのではなく、小規模以外の集団養育は適切ではなく、小規模化をするべきといった方がよいのではないか。 ・ 一人での勤務の時間が短いほど職員の共感や満足は上がり、達成感は高くなる。人の配置の問題を考えないで、今の配置基準のままで小規模化すると問題が生じるのではないか。
○支援の継続性	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童自立支援施設については、養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫している場合は、交代制であっても小舎でこの機能要件を満たせば家庭的と考えてよいのではないか。 ・ 特定の養育者と言うのであれば、その養育者が資格を持っていて、労働基準法から外すぐらいのことを考えていくべき。 ・ 一貫性や継続性をどう担保するかが極めて重要。できるだけ良好な家庭的環境に近づけることについて、条件整備をしていくことが大事。

○個別化	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの個別のニーズに個々に応じるケアという、個別化を前面に出したほうがよい。 ・ 個別化をどれだけ担保できるか。24時間、子どもと一緒に暮らす人が存在することの意味をどう考えるか。1人で常に6人見なければいけない状況は個別化どころではない。ケアの連続性を担保できるプログラムを持って、なおかつ適切な人が配置されている状況が必要ではないか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丁寧なケアを通して自尊心の形成を図る場所。個別化、丁寧なケア、自尊心の形成というようなことをどこかで記載すべきではないか。 ・ もっと積極的に個別のニーズに対応していくことや、子どもの逆境体験からの回復につながるような丁寧なケアを提供するということが必要なのではないか。
------	--

<施設の機能について>

項目	ご意見
○治療型施設	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数の施設は、治療を目的としたような形態とするのがよいのではないか。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設は、もともと治療型という形態で考えられているので、治療型施設として、できるだけ一時期の治療のために入所し、できるだけ家庭または家庭的なところに戻せるようにした方がよいのではないか。乳児院と児童養護施設に関しては、ユニット型を含む本体施設とし、本体施設は治療型施設にできるだけ移行することも念頭に考えるのがよいのではないか。 ・ 治療的な施設は通所できるようにし、里親が利用する形態も含めて、在宅サービスを底上げするべき。

<里親委託について>

項目	ご意見
○長期間の里親委託	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現実には長期里親が養子縁組の代替的な機能を果たしているという側面もある。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳を超えてからの養子縁組の希望者が多く、不妊治療等が進んだことで、結果として子どもが20歳になったときに養親さんが60歳を超えている、あるいは70歳に近くなるということになる。それがマッチングとしてふさわしいかどうか考える必要があるのではないか。
○里親支援	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親支援の形態としては、児童相談所に専門家チームとして経験の長い職員を抱えながらやっていく形態。フォスタリング・エージェンシーのような民間機関が包括的なチームを作って実施する形態。児童相談所に1人か2人の職員を置き、里親支援専門相談員などの施設職員と役割分担しながら事業展開する形態が考えられる。 <p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里子の支援の仕組みが必要。里子を心理療法などで介入する仕組みがない。心理職の専門性の向上も必要。
○里親委託の推進	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超えると家庭復帰になる子どもががたと減っていく。3年を超えると、あとは18歳まで入所してしまう。児童養護施設で長期入所している子どもで里親委託に措置変更になる子どもというのは非常に少ない。特に乳児院から継続している子どもに、より適切な良好な里親養育に移行したいと考えるがなかなか進んでいないという現状がある。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正児童福祉法第43条の3にあるように、施設自身が子どもを里親に出すことについて努力することについても議論すべきではないか。

<p>○チーム養育</p>	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チーム養育という観点では施設養育のほうが、主たる養育者に対していろいろな専門職が身近にいるという点で優れている。里親養育においても同じようなチーム養育が必要であり、そのためにはフォスタリングエージェンシーのようなものが必要ではないか。 ・ 里親養育においてもチーム養育が必要ではないか。養育者個人、里親個人の判断だけで養育方針を決めたり、社会資源を開拓するのではなく、養育チームの一人としてアセスメントに基づいたスーパーバイズ、心理職からの助言を受け、実親との関係性の支援もチーム養育の中で受け、または社会資源のコーディネートを受けるということが里親養育が順調にいくためには欠かせないのではないか。 ・ チーム養育が成り立つ要件としては、養育里親自身の帰属感、帰属先の組織の明確な理念、一定の経験に基づいた専門性、一貫性、継続性といったことが必要。 ・ 養育里親が帰属感を持つためには、登録される前段階から、その組織に対して説明会、研修、アセスメント調査を受け、その後、登録され、登録後のマッチング支援をずっと受けていくことが必要ではないか。登録前からのリクルート、トレーニング、その後の一貫した組織からの支援を受けることによって帰属感を持ちやすくなるのではないか。 ・ 養育里親が孤立せずに、的確に家庭養育を満たすためには養育チームが必要というのは大前提としてあるのではないか。 ・ 里親養育チームの形態としては、児童相談所の里親専従係が里親チームとなる形態、児童相談所の1人か2人の担当者と里親支援専門相談員などの混合チームで里親を支援する形態、この両方の長所をあわせ持つフォスタリングエージェンシーという形態が考えられる。包括的なリクルートやトレーニングから支援までを一貫して連続的に行うことで里親は帰属感を感じる事が可能となり、スーパーバイザーの専門性と経験を持った多数の職員を長期間継続的に確保するという両方の長所を持つことが可能になるのではないか。 ・ 同一組織による一貫したサポートとトレーニングの提供は、児童相談所の専従チームもやっているが、担当者がかわってしまうというところで継続性が保たれないのではないか。 ・ 市町村を含めたチーム養育ということを考えると、複層的なチーム養育のあり方も考えていいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントや援助計画の作成に、生みの親や里親を含めて意思決定に参画させるという視点も必要ではないか。 ・ 里親に委託されている子どもは要保護児童であり、要保護児童対策地域協議のネットワークにきちんと加えて包括的に子どもの見守り支援をすることは継続的な支援にも繋がるのではないか。 ・ 里親家庭の子どもが通所する施設や通所機能も必要ということを考えると、地域の社会資源や専門的な社会資源の確保も同時に必要になるのではないか。そのような社会資源を十分準備していくということは児童相談所、都道府県、市町村の責任でもあり、このような社会資源がうまく使えるようなコーディネーションがチーム養育の機能の一つではないか。 ・ きちんと養育チームという形で里親を位置づけ、制度を形成してそれを運用してはどうか。ノウハウがある乳児院が主に担うことになるにしても、ほかのところもノウハウがあるところはあるということによって実績をつくっていかないと、広がらないのではないか。リクルート、トレーニング、その後の支援ということが一連になっているというところをきちんと担保できるようなガイドラインをつくるべきではないか。
<p>○フォスタリングエージェンシー</p>	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年、10年の長いスパンで安定的に継続的に運営できるようにすることを考えると、事業ではなくて、一つの機関であるという位置づけが必要であり、措置費による運営が必要ではないか。 ・ フォスタリングエージェンシーについて、ある程度の成果に基づいた運営費の支払いという設定にしていくことが、より質の高い運営に繋がるのではないか。その成果は単なる委託児童数や養育里親家庭数ではなく、質的な成果も含めた予算の支払いとすることが必要ではないか。 ・ 既存の社会福祉法人、乳児院、児童養護施設などの既存の法人や新規の NPO が積極的に取り組めるような運営費の仕組みが重要ではないか。 ・ リクルート担当者として営業職の方がリクルートを行い、アセスメントワーカーは家庭訪問をして里親の強味、弱味をしっかりとアセスメントしていく。スーパーバイジングソーシャルワーカーとして、里親に専門性と経験を持つ的確なアドバイスができ、一緒に寄り添える方が必要ではないか。 ・ 県に1カ所だけでなく、複数のフォスタリングエージェンシーがあって、お互いにその成果を競い合い、里親養育のクオリティを競い合いながらある程度の競争原理が働くということが重要ではないか。 ・ 児童相談所のソーシャルワーカーが基本的にしっかりとマネジメントしていくということは、より一層

必要ではないか。

- ・ 児童相談所の児童福祉司の配置基準について、本来は社会的養護に措置されている子どもの人数にも合わせた児童福祉司の配置数というのが必要ではないか。児童相談所のソーシャルワーカーが入り口だけでなくて出口の部分も責任を担っていくという観点で児童相談所の中に措置部門をしっかり築き、児童福祉司の必要な配置数を置いていくということが重要ではないか。
- ・ 里親にいった場合のメリットやうまくいかないこともあるかもしれないという話を、措置を決める前に子どもときちんと話し合っ、そういうことが起こったときにどうしたらいいのかということ子どもが思い浮かべることができるような環境づくりをしっかりと作る必要があるのではないか。
- ・ 児童相談所としてのマネジメント機能は残っていくので、十分なケースワーカーを配置していくということが重要。
- ・ 里親も施設養護も含めて全体の中の一つと捉えると、実親のもとに返すという目標があるということを含めて考える必要がある。児童相談所とフォスターリングエージェンシーが混じり込むという構造が適切なのか。相関的な機能の役割を明確に考えていかないと危ないのではないか。
- ・ 実親と子どもとの関係性の支援も含めたフォスターリングエージェンシーと児童相談所との関係をどうつくっていくのかは、重要なポイントではないか。
- ・ 主として民間でフォスターリングエージェンシーがやる場合に、どのようにやっているのかを含めて、措置した児童相談所がきちんとモニタリングし、責任を持つということが重要ではないか。
- ・ フォスターリングエージェンシーはリクルート、説明会、トレーニング、アセスメント、調査を行って家庭訪問し、実親やいろいろな人にとって調査報告をまとめ、それを児童福祉審議会にかけるとはフォスターリングエージェンシーの仕事で、その養育里親を児童福祉審議会が審議するイメージ。
- ・ フォスターリングエージェンシーに措置費を払って、そのエージェンシーが里親に委託費を払うという方法も考えてはどうか。
- ・ 一気にここでイエスかノーかという議論をするのではなく、もう少し緩やかに里親養育の支援について考えたほうが。
- ・ アイデアとしてはそういうゴールがあり得るが、共有化するには不安がある。
- ・ 一気に変えることは無理なので、乳児院などのそれなりの専門性や組織的にしっかりしたところがこの事業をやることを考えてはどうか。
- ・ フォスターリングエージェンシーで経験を積みながら専門性が高くなっていく職員が長く働くためには、

	<p>一定のコストは支払わなければ、なかなか長く続かないというのが現状であり、十分なコストを支払っていく必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的里親養育事業に関して、ガイドライン的なもので、運営はこういうふうにしたらどうかというものを提案してはどうか。 ・ 出口のところをどうするかというのはエージェンシーに投げるという話ではないのではないか。 ・ 解除後の子どものアフターケアや自立支援は児童相談所の自治体の責任。解除前後の里親の揺れや、解除された後のロスというのは、児童相談所もかかわりつつ、エージェンシーとしても里親に対するメンタルケアも行うイメージではないか。 ・ 子どもの側から見たときに、誰がキーパーソンなのかはとても大事。子どもが指名するということがあり得るので、ある程度幅があっていいのではないか。 ・ 間接的にその子どもとの永続的な関係を保障していく立場のソーシャルワーカーが必要ではないか。
<p>○児童福祉施設の里親支援</p>	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設が、家庭における養育環境と同様の養育環境を新しくつくっていき、里親支援事業に乗り出していくような転換の形もあり得るのではないか。 ・ イメージとしては乳児院がフォスターリングエージェンシーの事業をやっていって、規模を縮小していきながら一時保護と、レスパイト的受入にだんだん縮小していき、主たる業務がこの事業になっていくというような絵を考えてはどうか。 ・ 乳児院の機能としては一時保護機能もあるので、例えば児童家庭支援センターの機能も一緒に入れていくということも考えていいのではないか。 ・ 現実問題としては、子どもの入所に対する依頼が多くなっている状況をきちんと押さえるべき。
<p>○里親委託率</p>	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養子縁組里親の運用については、自治体ごとに違っているため、里親の種類別の数や里親委託率について統計上の数字と実態上でそごがあるのではないか。

<養子縁組の促進について>

項目	ご意見
<p>○養子縁組家庭への経済的支援</p>	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所を通して縁組をするケースに関して、養育費の補助等を含めて縁組促進に向けた何らかの施策が必要ではないか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的な何らかの支援をつくるとすれば、生活保護のワーカーのように、やりとりの中から継続的なコンタクトができていく可能性はあるのではないか。 <p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童を対象とした養子縁組を児童福祉法に位置づけ、都道府県が行う業務として養子縁組あっせんを規定し、児童相談所や民間あっせん機関が養子縁組あっせんを行う場合に成立までの間、「養子縁組前委託」として事業費を支払い、縁組後の「縁組手当」を創設することは考えられないか。
<p>○養子縁組の利用促進</p>	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所側にパーマネンシーに対する意識がまだ十分浸透していない。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「養子縁組推進方法の提示」が必要ではないか。 <p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組も含めて、養子縁組を社会化していくという今回の児童福祉法改正の大きな流れをきちんと議論する必要があるのではないか。
<p>○養子縁組家庭の支援</p>	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭においても養護問題が起こるという要素をある程度組み込まないと、継続的支援という形だけでは養親は自分たちはあまり信頼されていないと感じる可能性があることも念頭におくべきではない

	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養子縁組家庭の自立性をどう考えるか。 ・ SOSを出すようにという教育は最初のときに必要ではないか。 <p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養子縁組後、その子どもが本当に順調に生活できているのか、3年またはその後もちょうど見届けるといのが大事なことはないか。
○養子縁組あっせん機関が行う養育の支援	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間あっせん機関が行う養育について、一時保護委託や市町村と連携したショートステイの活用などを考えられないか。 ・ 生みの親の中立的な意思決定を保障することを考えれば、妊娠相談機能や子どもを養育する機能、生みの親を保護する機能などは、基本的に他機関との連携により保障することを原則とすべきではないか。
○生みの親に対する支援	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養親と生みの親の関係のあり方も含めて検討することも、縁組後の支援として考えていかなければならないのではないか。

<ポピュレーションアプローチ>

項目	ご意見
妊娠期からの支援	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦や胎児期の子どもの福祉の充実・強化は検討すべき重要な課題。発生予防の観点から、身体的健康の側面だけでなく、メンタルヘルスや生育環境について母子健康手帳に掲載し、アセスメントの結果、必要な家庭を支援するようにしてはどうか。 ・ 母子健康手帳の内容をデータベース化し、将来的には母子だけでなく、養育者である父親を含めた親子、家族全体のヘルスチェックができ、必要な支援ができるよう母子保健法を改正し、子ども家庭保健法（仮称）などの法律を制定していく必要があるのではないか。

- ・ 特定妊婦など虐待のハイリスクなケースに対しては、ソーシャルワークによる十分なケアが必要。妊娠の届け出がない妊婦は把握と支援が困難。できるだけ相談や支援につなげるための施策が必要。例えば子育て世代包括支援センターなどで、相談体制を整備し、保健と福祉の専門家による、同行支援などのソーシャルワークを実施してはどうか。個人情報保護されたメールなどによる妊娠相談など思いがけない妊娠をした方から相談しやすい状況をつくるべきではないか。乳児家庭全戸訪問事業などについては妊婦や胎児まで拡充できないか。経済的理由での未受診者などなかなか届け出ができない貧困な妊婦に対し、妊娠検査や健診助成事業などの助成を考えてはどうか。
- ・ 若年で妊娠した特定妊婦の児童が、出産後家庭での生活が困難な場合に、家庭と同様の生育環境として里親やファミリーホームで出産を支援し、産まれた乳児と児童である母親と一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備をすべきではないか。
- ・ 産前産後だけでなく母親の自立まで支援する事業や母子生活支援施設で母親の出産・育児支援・自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行う体制整備をすべきではないか。
- ・ 出産後、親子と一緒にケアを受ける環境をつくり、親の養育をアセスメントする機能が必要。里親制度、母子生活支援施設よりも小規模な母子ホーム、NPO、乳児院を活用してはどうか。措置と契約の両方の制度が必要ではないか。対象について母子だけではなく、父子や両親と子どもということも考えられるのではないか。
- ・ 産後の親子ケアを行っても、自立した生活ができない場合もある。長期的に利用可能な親子ホームにより親子分離も防ぐことができるのではないか。精神的なハンデのある方については、中長期的な母子ホームを考えてもよいのではないか。
- ・ 養育は基本的に適切な生育環境を提供することであり、常に子どもの生育環境という視点で考えることを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 自宅で出産となる社会的につながりを持ちにくい状況にある人への支援が必要ではないか。
- ・ 特定妊婦の把握については、市町村の専門性の強化と学校との連携が重要。
 - ・ 特定妊婦に対する相談は、少なくとも都道府県単位の支援の仕組みが必要。
- ・ 非常に限られた範囲でのみ名前を明らかにして、そのプロセスでは内密性を保ち、安全性も確保しながら、出産できるようにすることも考える必要があるのではないか。
- ・ 住機能と支援機能を分けて考えることも必要ではないか。貸し部屋のような形態からきめ細かな支援を行う形態まで、住機能を保証しつつ、支援機能をグラデーションで考える施策づくりが必要ではない

	<p>か。中立的な意思決定を支えることができるよう、養子縁組と妊娠相談を連続で捉えず、中立的な意思決定を支える妊娠相談の機関とあっせん機関との連携も考えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭支援センターについて、いくつかの機能類型を設けることで、母子保健等に特化した児童家庭支援センターを医療機関併設型で実施する方法も考えられるのではないか。 ・ 産前産後母子ホームは、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で設置すべきと提言された。社会的養護の観点から、特定妊婦に対する積極的な支援が必要ではないか。 ・ 母子生活支援施設は、児童福祉法なので、子どもが生まれてからは利用できるが、妊婦も本来の利用者の中に位置づけていくことを考えるべきではないか。
<p>○包括的な支援(他施策との連携)</p>	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から高齢、終末期の全住民、家庭を対象にした包括支援システムの検討が必要ではないか。これからは世帯や家族を単位にした多機関で連携した総合的なチームによる包括ケア・支援システムが必要ではないか。その家族に対して、継続的な包括的なソーシャルワークを展開することが重要ではないか。 ・ 相談支援の対象の家庭が複合的な課題を抱えている場合に、対象者、分野別の対応では十分とは言えず、さらに深刻化する場合もある。こうした課題に対応するためには、的確なアセスメントに基づき、さまざまな相談支援施策やサービスを早期に一体的、総合的かつ個別的に継続して提供することが重要ではないか。 ・ 勤労青少年ホームなどを活用して、相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、一時保護や短期宿泊機能をもった、総合的な青少年の自立を支援する青少年自立支援センター（仮称）を都道府県に数カ所設置することはできないか。それによって、里親、施設を退所した年長児童など、個々の青少年の状況に応じた支援を展開することが可能になるのではないか。

<在宅支援について>

項目	ご意見
○施設から家庭への移行	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの施設入所が長期にならないことや、長期になっている子どもの家庭移行への支援計画が必要ではないか。
○在宅支援サービス	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅支援サービスという場合に、里子や養子への支援も含まれることを、しっかり考えておく必要がある。
○通所サービスについて	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所も利用するサービスによって、無料のものと経済的な負担が発生するものがあることについてどのように考えるか。 ・ サービスが遠方で使いにくいということがあり、負担金以上に交通費がかかる場合があるがどう考えるか。 ・ 様々な実施主体が通所機能を提供できるようになるとよいのではないかと。優れたプログラムを持った機関に公費が入って、必要な子ども又は親子に対して、または里親子、養子や養親に対してプログラムが提供できる必要があるのではないかと。 ・ 通所措置は、実施主体をふやしていく方向性もあるのではないかと。様々なプログラムを全国どこの都道府県でも使える仕組みを考えられないかと。
○ショートステイについて	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ショートステイについて、乳児院の定員の中に入れるのか、別に設定するのか。 ・ ショートステイ里親のような活用の仕方もあるのではないかと。
○親子での入所について	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子関係にケアが提供できるような制度や、各児童養護施設等にある親子訓練室を活用できないかと。

<児童家庭支援センターについて>

項目	ご意見
○児童家庭支援センターの在り方	<p><第8回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県やそれぞれの児童家庭支援センターによって考え方、方針が異なる。今後、児童家庭支援センターが何を目指していくのかを十分議論していく必要があるのではないか。 ・ 補助金について、相談の実態（質と量）に合わせた基準額とすることで、様々な主体が参入できるのではないか。

<一時保護所について>

項目	ご意見
○一時保護所の養育環境	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本は小規模化で、特殊な子どものニーズによっては小規模化ユニットが集まった地域社会からちょっと離れた環境もありうるという考え方は一時保護にも当てはまるのではないか。一時保護の子どもの中には家庭と同様の養育環境でいい子どもいれば、グループホームでいい子どももいる。中には地域社会から離れた方がよい子どもいる。子どものニーズに応じた一時保護環境を考える必要があるのではないか。一時保護所が必要な子どもについても基本は小規模化ではないか。 ・ 緊急一時保護の乳幼児は里親と考えた方がよいのではないか。 ・ 子どものニーズに応じて身柄つきで来る学齢児などは、情緒障害児短期治療施設と同じぐらいの配置基準のある小規模一時保護所のようなものが必要ではないか。都市部の一時保護所は混在しており、大人数での一時保護の形態はやめていくべきではないか。 ・ 一時保護所で2カ月や3カ月生活すること自体が大変なので、もっと短くして、一時保護委託をもっと増やしていく必要があるのではないか。

<リーディングケアについて>

項目	ご意見
○自立のための支援のあり方	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護の子どものためのゲートキーパーを配置し、次のステップをどうしたらよいか、その都度、考えていく仕組みを作る必要があるのではないか。 ・ 施設や里親で不調になった10代後半の子どもの措置先について、住居の確保だけでなく、訪問型のケアを行う必要があるのではないか。集団生活が難しい高齢児童のためのケアつきひとり暮らしの形態を考えてはどうか。子どものニーズに合わせて様々なグラデーションのあるケアを準備できるとよいのではないか。

<その他全般的な意見>

項目	ご意見
○その他全般的な意見	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①どのようにして社会的養護の必要性をなくしていくか、②本当に代替養護が必要な子どもに対してどのように適切な対応をしていくのか、これらを議論することが必要ではないか。これらをベースにしながら社会的養育の仕組みを考える必要があるのではないか。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次予防、二次予防、三次予防というような全体のシステムとして考えるという捉え方をしないと、形だけでは決め切れない。子どもたちの帰属意識を育てられるかを同時にやっていく必要がある。 ・ 実際は里親だけではやっていけないケースが出てくる。それをどのように壊れないようにし、つなぎとめていくかに大きな課題がある。これについては、施設機能もあわせて考えていくべき。 ・ 居住場所が全てを決するわけではなく、居住場所が危うい場合には強力にバックアップするということを当然やるべき。 ・ 制度の本体のベースラインをきっちりし、そこでは手に負えなくなってしまう子どもたちに対しては、どういう手だてを考えるのかという構造にした方がよいのではないか。